

を達せしむるも益する所廣からず若かず之れを擢用して見合役の缺を補はんはと因て其意を江戸當役座に聞す時に八月二十八日なり周布井上等乃ち公の意を受け九月十七日遂に大和彌八郎道家龍助氏家彦十郎を以て砲隊銃陣教練用掛と爲す嚮きに内藤三浦其職を視はるゝや古今の兵制に通し正義を持する俊才を擧用して之れに代らしむへき命江戸當役座より藩地當職座に達す前田孫右衛門は直に之に答て曰く今大身中斯る俊才の徒なし唯、小身中此の類の輩あり氏家彦十郎山田宇右衛門は偏固の見を有する人物なれども文學ありて古今の兵制に通し中川善次郎井原隼人は文學の力乏しく深く兵制に通せざるも才機ありて任に當るに足る若し四人を混和せは始めて完きを得べしと云へり氏家の此の選中に在る故なきに非らず 九月二十五日世子元徳親臨小隊運動を深野町に觀る是れより弊風稍革まる

是れより先き此年八月二十五日公彈正に命じ麾下及び足輕中間等の演習する銃隊區分法の成案を藩地の老臣に預ちて軍制沿革の資料に供せしむ當時は軍制改革を稱するを避けて軍制沿革と名つけ以て諸士の感情を融和したるものゝ如し今周布等より前田に寄せたる書面に御軍制改革證議可被仰付哉之段先達て御伺相成伺之通り被仰付候處元來御軍制は時勢の變に隨ひ器械の利を以て改革不被仰付ては膠柱守株の陋習難免死生存亡の境國家興廢の所繫一大事の儀に付時勢に従ひ改革被仰付候段は素より洞春公以來御代々様尊慮にも可被爲叶御事に候得共改革と申候ても於實事は洞春公以來の御舊制を今日悉く被成御改候様には相成不申多端の内には矢張御舊制を被成御用候儀廉廢有之事は勿論に候然處若今日席上の論にて洞春公以來の御舊制を悉く捐棄被仰付新法を被仰出候筋と心得違の者有之候ては御主意に相戻候に付實事に隨候て御軍制沿革證議と申沙汰に仕候様可被仰付との御事に付此度御當役方へ彈正殿よりの御狀には沿革證議を調被差越と有之候間於其許最前御沙汰

相成候向も有之候は、前段の通相心得候様可被成御沙汰候 且つ八手總奉行をして神器陣一

此段御負殿へ被仰上候様可申進由彈正殿申付如斯御座候 諸手交互に毎月 然れども奉行以

手別習練に擬し所謂一格切操練を西濱に修せしむ 五回の操練なり 下手元役見合役稽古掛の輩概ね皆因循姑息一時を繙縫するもの且つ又西洋銃陣の素養あるに非ざるなり今一片の草案を基礎とし此輩に依て以て新銃陣を編せんとす其一格切と雖ども遂に能く爲すなきを知るべし公遂に前田孫右衛門を江

戸に召す孫右衛門乃ち來原良藏野村彌吉井上與四郎二男後 正木市太郎北條源藏等

と共に十月十五日を以て萩を發し十一月六日江戸に着す 來原良藏の出府は良藏長崎

せしも當時新錢座に於て行はるゝ高島流銃陣は多少長崎傳習の方法と異同あり且長崎傳習には蘭語を以て指揮號令せしも江戸新錢座に於ては邦語を以てする等の差異あり又良藏は密集運動を習得せしも未だ小隊撤兵法重兵大隊教練を修めざるを以て之れを取調へしむるの必要あれば九月十七日益田彈正より浦朝負に傳書し歸役として上府を命し尙ほ長崎傳習生中最も銃陣に習熟せるもの一兩名を擇びて同行せしむべしと命す浦乃ち野村彌吉正木市太郎を選出せしなり飯田平治も亦自費を以て江戸修行人たらんことを内願す平治は深野町操練に加はり能く號令指揮等に習熟せるが猶自ら進んで撤兵法大隊教練をも習得せんが爲なり平治は乃ち十月二十九日を以て江戸に向ふ〇北條源藏は多年長崎に在て海軍の術に通じ曾て勝麟太郎に隨て江戸に遊ぶ時に齡三十一長州士分中海軍術に於ては松島剛藏と共に其名噴々たり此歳兄北條源兵衛番手と爲て江戸に在り故に源藏請ひて孫右衛門に隨行す源藏の志は幕府の海軍教授所に入門して一層其技を練磨し機を見て海外に出遊せんと欲するに在り後源藏海軍教授所に入り勝麟太郎に寄食萬延元年正月十九日米國差遣の使節外國奉行新見豐前守の一行外國奉行支配組頭成瀬善四郎の從者となり米國軍艦ポーハタン號に便乗して横濱を發し桑港華盛頓の各地に遊び同年

十日十五日使節と共に歸朝す當時源藏と同じく隨從せしもの佐賀金澤高知熊本館林に各一名ありと雖ども長洲人に在りては源藏を以て海外出遊者の嚆矢とす是れより先き安政五年赤川直次郎松島剛藏氏家鈞助の三人共に使節に従ひて米國に渡航せんと翌日直に公に謁し浦及び加判の密書を請ひて許されず獨り源藏其初志を達すと云ふ

捧じ且つ軍制沿革の情態諸士の意向深野町操練の實況等を申言す此に於てか公命を奉じ周布政之助井上與四郎内藤萬里助兼重讓藏と相俱に軍制改革の事を議せしむ議全く終るや孫右衛門十二月二日を以て江戸を發し二十七日萩に歸り二十八日職座に到り議定する所の諸令書を國相に呈し尋て舊銃陣中止の令を布き銃陣見合役其他の職を解く此に於てか神器陣は創定以來四十三年を経て遂に全く廢絶に歸したり

第二十八章 長崎直傳習

砲家の長崎遊學○諸藩士と蘭船○岡儀右衛門等の佐賀行○松島瑞益等の長崎派遣○蘭人直傳習○前田孫右衛門の書翰○新造軍艦○忠正公と島津齊彬○再度の長崎傳習○コットル形軍艦○好生館○桂右衛門以下の長崎行○來原良藏以下の長崎行○砲家の不滿○當役益田彈正の諭告

天保弘化年間防長人士の高島秋帆等に就き西洋銃陣及び砲術を長崎に學ぶ者之れを前にして井上與四郎栗屋翁介郡司源之允藤井平左衛門岩國藩士有阪淳藏等あり之れを後にして郡司覺之進等あり然れども其習學日極めて淺く僅に其一端を窺ふに過ぎず且つ秋帆等が傳ふる所の陣法は三段備舊式伯魯屯陣ベロントンたり今よりして之れを觀れば其既に用ふるに足らざるを知る嘉永六年米艦渡來の事あるや朝野騒然鯨鐘の夢を破るが如し是に於て長藩に在りては神器陣見合見合は職名にして士官に同中より砲家劍客屈指の士を擢て出國修業以て神器陣の補助と爲すべきの策

を獻する者あり砲家の長崎に出遊する者漸く多し然れども當時長藩の有司猶ほ未だ直ちに神器陣を一變して西洋銃陣と爲すの果斷に出づる者あらず嘉永六年十月幕府令を諸侯に達して曰く江戸灣内の防備は専ら西洋法に則るべきを以て諸家之れを服膺し各、獎勵する所あるべしと長藩有司乃ち曰く我藩自ら來の規定あり大砲は和洋を兼用するも小銃は一切洋式を用ひず是れ我が家流なりと因て其意を幕府に通じ且つ諸臣に諭す此に於てか藩中西洋銃陣を擯斥する者多し

安政元年七月和蘭の軍艦我が長崎に入るや當時歐州恰も英佛魯土の葛藤あり和蘭は局外中立の地位に座するを以て客歲我が徳川幕府より和蘭に依託して購入せんとする軍艦銃砲兵書 幕府は嘉永六年十月五日蘭人に托し蒸氣船コルヘット中形一隻コル門劔付筒三千挺及西曆千八百四十五年以後の新著 の如きは今夏送致すること能はざるを ヘット五六隻蒸氣船中小形兩三隻蒸氣船離形二組並艦砲銅製大筒數に係る西洋兵書を來歲東航の際齎らすべきを約す 告げ爾後尙ほ久しく長崎港に投錨す肥後藩之れを見て昨冬既に相州備場警衛の命を蒙るを以て其兵備を嚴にするを要するを理由と爲し藩士七八名を蘭艦に派

し親しく造船運用の術を見學せしめんと欲し長崎聞役をして之を長崎奉行に請はしめ其允許を得たり長藩の長崎聞役光永織江之を聞き急に書 (九月三日付) を藩の政府に寄せて曰く我が藩亦相州警衛の任に在り肥後と同くせざるべからず速に見學生數名を西下せしめよと藩議其言を是とし越て八月見島軍用方山縣吉之助に添ふるに御船作事用掛大玉新右衛門以下船工水夫數名を以てし晝夜兼行長崎に到らしむ此時に當り肥後と相前後して乗艦見學を願ふもの三曰く肥前曰く薩摩曰く筑前奉行乃ち各、日を期して乗艦せしむ而して長の山縣等未だ到らざるなり會、幕府派遣の士御普請役佐藤睦三郎鑄物師藤太郎江川太郎左衛門手代柏木總藏望月大象江川家來矢田部郷雲等の一行八月二十五日を以て長崎に着し二十八日を以て乗艦見學の事あり故を以て奉行終に諸藩士の乗艦を謝絶す既にして蘭艦漸く其用務を終へ長崎港を去るに遭ふ是れを以て長の山縣等一行遂に其志を果す能はず然れども長藩是れより屢、選士を長崎に派し大に其講究に勉めしむ

安政二年に至りて長の士長崎に出遊する者藤井百合吉福原清助來原良藏湯淺祥之助郡司熊次郎山田宇右衛門小澤忠右衛門の輩と爲す而して此輩の任務は各分て一事を爲すに在りて専心蘭式の陣法を攷究するには非ざりき即ち藤井百合吉山田宇右衛門は海岸砲架攻城砲架の制法を研究し萩城東西馬關砲臺築設の經營を考へ且つ汽船の價格を問ふて異日購入の便に供するに在り福原清助來原良藏は蘭學を修むるに在りて湯淺祥之助郡司熊次郎は砲術に在り而して小澤忠右衛門は船匠たるの故を以て造船の術を修むるに在り皆各其趣きを異にす其修むる所亦短月日に過ぎざるなり當時夙に眼を西洋銃陣の上に注ぎ關東修業を企圖し高島流砲術を修むる赤川淡水の如きありと雖ども其進言する所尙ほ未だ國論を動かすの力あらず同年七月二十九日幕府始めて長崎西役所を以て講堂に充て觀光丸を以て習練艦と爲し蘭國士官を聘して直傳習を開始し之れを世に公にす是に於て兩肥筑前等幕府傳習生の出崎に先ちて早く既に選士を派遣す長の

聞役兒玉平馬機失ふべからずと爲し八月二十日書を本藩内藤兵衛山縣右平に寄せて曰く當今江戸には井伊藤堂の二侯將さに傳習生を西下せしめんとし九州は筑前佐賀肥後の三藩現に傳習の列に在り竊に奉行所の意向を窺ふに今回の事諸侯全般の士に許すにあらざるも長藩は肥後と同じく相州警衛の重きを擔へるが故に特に直傳習を許さんとす請ふ速に派遣可否の答書を投せよと乃ち之れを公に聞す公時に東勤發途の期に迫る藩政匆忙其事未だ決せず是れより先き長藩岡儀右衛門山田宇右衛門藤井百合吉小澤忠右衛門等を佐賀に派し造艦鑄砲火藥製煉の諸法を講究せしむ岡等八月中旬を以て佐賀に到る而して佐賀の士既に選拔せられて直傳習生と爲り出崎の後ちに在り能く其技を傳ふる者なし佐賀藩因て故を告げて之れを謝す岡等乃ち更に内命を齎らして薩摩に到り以て其技を修せんと欲し九月十日長崎に出で以て命の到るを待つ

岡儀右衛門等薩摩行の一事は佐賀藩謝絶の後其報を得て長の老臣等相議し連署一書を裁し薩摩の老臣等に寄せ軍艦製造砲臺建設砲藥製煉鐵碩鑄造等諸法傳習の事を以てす九月二十日返書あり告ぐるに藩主に告げて而して後ち答ふべしとの意を以てす既に九月晦日薩の江戸留守居我が櫻田邸に來り齊彬公の意を傳へて曰く軍艦製造法傳授の一事は正に諾せり鑄砲其他に至ては弊藩の短とする所なれば宜しく鍋島侯に謀らるべしと然れども之れより先き鍋島侯已に其事

を謝絶す因て同月十三日軍艦製造の一事を以て岡等を薩摩に派遣すべきの旨を長の江戸公儀人より薩の江戸留守居に通じ更に同月十八日を以て當役座より當職座に通牒し岡等をして急行薩摩に赴かしむ兒玉平馬大に喜び翌十一日直ちに書を本藩に寄せて曰く嚮きに直傳習生派遣の事を請ふて未だ命を得ず當今諸藩士直傳習の状態を察するに幕府は頻りに傳習生を西下せしめ肥後筑前亦選士を派する多し然れども諸生中概ね首領なく規律弛廢して教授宜しきを得ず殊に言語の相通せざる呆然として往々其爲す所を知らざるものあり故に肥後の如きは徒らに勞して寸効なきを怒り相携へて歸藩の途に就けり是れ職として其蘭語を解せざるに由るなり獨り肥前は則ち蘭語を解する者を以て傳習生に充つ故に悉く成績あるものゝ如し此れに因て之れを考ふれば我藩の如きは先づ長崎地役人に就て豫め内傳習を受け蘭人に就て語學を修め會話自在なるに及びて始めて直傳習生たらしむるの便なるを覺ふ幸に岡等來りて長崎に在り急に奉行所に請ふあらんとすと此月晦日遂に聞役座より長崎奉行に請ふに士分三名船工一兩名を内傳習生と爲し蒸氣學を地役人竹内卯吉郎に砲術を同佐々木門次郎に製艦術を同地邊龍右衛門に運用術を同武井安四郎に就

て學ばんことを以て士分船工とは暗に岡等を指せるなり會藩地に在りては蘭學家を派遣せんとし其議既に決せり故に九月朔日即ち忠正公東勤前一日先づ西洋學師範役松島瑞益後ち剛藏を遣はし尋で福原清助氏家音熊おを遣はす瑞益の長崎に到るや聞役座より内傳習出願の後二十餘日即ち十月二十二日を以て蘭人直傳習を許さる其日瑞益通詞本木昌藏を伴ひ出島の蘭館に到り始めて入門の式を行ふ之れを長藩直傳習生の嚆矢と爲す

既にして幕府派遣の直傳習生矢田堀景藏勝麟太郎等約四十名海陸兩路より長崎に着し矢田堀勝等諸生を指揮して俱に講習を勉め規律嚴整指授宜しきを得るに及び五六の雄藩亦競て傳習生を派す勝海舟伯著作の海軍歴史に記載する所に據れば安政二年直傳習開始の日より安政六年二月最終の時期までに薩藩士の直傳習を受けたる薩州十六人肥後五人筑前廿八人肥前四十八人津藩十二人福山四人掛川一人とあり兒玉平馬曩きに長崎直傳習の不備を論し其狀を具して本藩老臣に告ぐる所ありしと雖ども矢田堀勝等が出崎以後大に其面目を改むるを見るや急に前説を翻し直傳習の刻下に必要なる所以を説き肥筑と相並馳するの急務を論じて當路者の猛省を促かすこと屢なり而して松

島瑞益又其身親しく傳習生の班に居り蘭人の教官は皆専門の士官にして航海運
 用造船艦砲機關測量の諸科皆其師を異にし傳習生も亦各一科を專修するの傾
 向あるを見て一身能く此諸科に通曉するの難きを察し急行款に歸り内藤兵衛周
 布政之助前田孫右衛門等に面し具さに其見聞する所を述べ更に五六の傳習生を
 増派し俱に與に講究する所なかる可らざるを説く言々剴切大に當路者を動かせ
 り當時長藩忠正公以下國相益田彈正行相浦靱負内藤兵衛山縣右平坪井九右衛門
 周布政之助前田孫右衛門等當路の士夙に銃陣改善に意ありと雖ども今俄に清德
 公以來の陣法を變更せば勢ひ藩臣の感情を害はざるを得ず且つ累年洪水酷震連
 りに到り國帑傾き藩債増し而して又相州警衛の事あり財政愈窮す縦令兵制
 の改善に力むと雖ども鉅費の辨すべきなきを慮かりて苟も且時機の至るを待つ
 の境に在り故に國相府の有司等兒玉平馬の建議松島瑞益の所説を見聞し心竊に
 之に與すと雖ども今若し一隻の蒸氣軍艦を購入するも尙ほ約二萬五千兩先年
藤井
 百合吉か長崎に於てを要す更に蘭人長崎有司併に通辭等に贈與する所の費途五百貫
 調査せし概算なり

目を合せば無慮銀二千貫目を費さざるべからず當時長崎地役人通詞が傳習員に對し贈遺
を強請したるは公然の秘密にして爲めに
 傳習生の派出を踟躇せる諸侯あり安政四年五月幕府乃ち蘭語通詞其他に嚴達する所あり此嚴達が果し
 て効驗ありしや否やを知らずと雖も地役人通詞等は贈遺の多少に依りて傳習生の待遇を異にするの
 風ありしや明かなり故に諸侯中財政裕かなる者は皆兩三名の地役人通詞を館入とし之れに若干の祿米
 を與へて藩用を辨せしめたり長州聞役座には正保以降安政五年に至るまで館入なるものなし直傳習生
 を出崎せしむるに及び其必要を感じ安政二年十二月奉行所付觸頭大木藤四郎を館入となし尋て通詞櫓
林昌藏大年寄高瀬源之丞を館入とし安政四年六月には通詞櫓林榮左衛門を館入とし以て傳習生の用務
を辨せしむ
 長藩に在りては是れ財政上の一問題にして獨り當職座の專行すべき所に
 非ざるなり此に於てか一面には瑞益をして再び長崎に行き馬關砲臺増築に係る
 諸要件を調査せしめ又一面には急使を江戸邸に馳せて意向を問はしむ其書に曰
 く

一筆致啓達候然ば御出足前被仰聞候松島瑞益原書爲修行長崎被差越其餘心掛
 の面々有之願出候はゞ可被差越との御事に御座候處先は唯今にては別紙の人
 數被差免罷越居候此餘は盡期も無之事に付御役座御乞合の上何分の御駈引可
 有之との評議に相成居候間追て此段御手當方より可申參と存候然處其以後餘
 り願出る者無之至極寥々たる事にて御座候瑞益事は蘭人直入門之御願相成

候處程能御聞濟相成蘭館出入被差免申候跡之部も右同様御願相成可然と評議仕候又蒸氣船乘前蘭人直傳習一件聞役座猶右の連中よりも追々聞繕ひ仕らせ候處肥後並肥筑の御三家よりも追々御人數被差越直傳習の御手入相成蘭館出入被差免候由之處追々被聞召候様御手入一件の御物入誠に莫大の事に候得共左程御造作を被入候所詮も無之稽古方餘程不運びの様子に相聞尤肥後筑前より被差越候御人數は不人才の様子にて稽古不運之事も有之哉に相聞肥後人共は餘りの不運と立腹致候て就中人數引取候様に相聞申候何分肥前には手揃にて罷越居候故隨分稽古も運び候由に御座候追々瑞益より申越候趣にては肥筑並肥後御三家直傳習の御都合に相成候て此御方直傳習不被仰付候ては外聞も如何敷第一御國體も立不申候段追々申越是も至極尤の事無餘儀事に御坐候且脇々は御願相成候ても御斷相成候得共肥筑尙肥後此御方の儀は肝要御手當御蒙りの事に付隨分御願相成候得ば可被差免との事御奉行所内噂も有之由申越候然る處聞役座より申越候趣にては前條申上候様莫大の御物入有之候ても

其所詮無之實は原書根深く讀込居不申候ては直傳習も中々落着に入兼候に付先長崎役方の者へ又傳習を請ひ少し也取入候て直傳習の方運び宜しき由是も一理有之候事に付先蘭人直入門致蘭書根深致研究其内篇と聞繕ひ候て莫大の御物入被掛候ても其所詮有之始終被遂候事の様相見候は如何程御造佐に入候ても傳習可被仰付且蒸氣船製造相成居右と左乗出し候ても被仰付次第に候へば一日片時も先鞭を着度候得共未其譯にても無之國力撫育の時に當り無益の事にて散財致候は遺憾の事に付一ヶ月二ヶ月流行後れに相成候ても根深く成算の上全局を取候方可然候間何分原書致出精傳習の得失篤と聞繕ひ申越候様やねこく申越有之候何分多數より區々の事申越候に付中々引當に成兼先は聞役座の詮議を目途に致候外無之兵翁内藤兵衛も大に困り申候然處直傳習の事屢申越候に付左様ならば可被仰付處彌所詮有之事哉の段申越候處四五日跡に瑞益一人歸萩彌可被仰付と候ても五六人の人數且若輩の者計故斯る大造の事中々御受合難相成候に付今五六人も被差越且人才御選ならでは中々無心

元拔群の者被差越候はゞ可遂其節段申出候尙江戸御一楯勝麟太郎殿其外過日着崎の由其以後は稽古日等も被相定向下地の弊風等も被相改稽古方至極運び宜敷由に候此儀は實事と相見聞役座よりも申越候是迄の様子とは引替り唯今の様子に御座候へば直傳習被仰付候ても隨分其所詮可有之其上是まで少々の御手入相成候に付今更被差止候ては都合も不宜候に付何卒被仰付御人數被差越候様にと聞役よりも申越候に付周布政之助と一夜論見候趣は肥筑に後れ候ては實に遺憾の事に付何卒被仰付度事と考凡御物入の詮議仕見候至極莫大の事にて御座候爰元の癖は諸事中途にして止め候故所詮全局成就不仕此儀は一且始候得は軍艦製造迄行付不申候ては無益の事に御座候先傳習と申候ても何れ一年や一年半は掛り可申左候得ば年始の御物入は都合十貫目か二十貫目かにて可相濟候得共右年數間御奉行初御目付尙附屬の役向並長崎役方の者蘭人一楯通詞等への御進物誠に莫大の事先は此一條にて五百貫目位は孰れの道懸可申加之軍艦製造料先二萬五千兩左候得ば鳥渡二千貫目程の事に御座候一且

踏出し候得ば外國に對し候ても半途にしては止られ不申候下地御難澁の折柄御地の御大變の中二千貫目と申御物入中々於地方落着付兼御所帶方へ掛候處が何共致方有之間敷やに相見候尤只今より軍艦の御物入迄目途を付置候て取掛候と申事は中々六ヶ敷に付先軍艦乘前製造方等の詮議相分候得は先にては製造可被仰付との御事に御決着相成居候得ば何れの端にて二千貫目位は取られ候事も可有之第一御上次に各様方御腹合如何の思召にて被爲在候哉何分於地方落着付兼候事に付前條の趣御手當方より可申參と存候左候得ば各様賢慮の段も相分り可申候尙何分の御駈引も可有之候間孰の道可及御示談と政之助申合候只今より軍艦御物入迄十露盤へ乗候ては逆も出來候目途は無之に付製造可被仰付段御決着相成居候はゞどこぞにては出來可申候何分差掛傳習一儀の御物入のみにて至極莫大の事に付些於地方落着付兼候甚以殘念の事に御座候傳習被仰付候ても不被付候ても莫大の御物入の事に付孰れ江戸伺の上ならでは事定り不申に付一應致出崎先原書寫と研究いたし追て何分の事は可申

越前又下の關臺場御築造の御詮議有之夫等の事なりとも取調候様申聞候て又
 又出崎仕らせ申候下の關臺場一條長府より築方可致段申出候至極結構の事に
 て御座候是又御手當方より可申越候間可然御聞濟早々御沙汰相成候様存候幾
 回も傳習一件御銀詰とは乍申甚遺憾の事に御座候何ぞ御高案は無御座候哉御
 指揮可被下候肥筑へ後れ候段實に切齒の至に御座候政之助と段々評議仕候得
 共どうも好案じ無之口惜事と申相分れ御手當方より表通り可申參候得共瑞益
 出崎一件初發より私承り居候に付是迄の參懸の都合申上候段々申上度事有之
 候得共餘り長文に相成御用紙費に付擱禿亭申候隨分尊體御保齋爲國萬々は祈
 候右可得貴意如斯御座候恐惶謹言十一月九日

是れ當職座前孫田右衛門利濟の自から執筆して江戸當役座坪井九右衛門裕正に寄す
 るの書なり讀去り讀來れば當時長藩の情態宛然目其事を視るが如し而して萩よ
 り江戸に至る行程三百里驛馬を馳せて之れを致すも其答書を得る尙ほ數十日を
 費さざるを得ず長崎傳習の事刻下に逼るを以て在藩の有司唯、其機を失はんこ

とを之れ恐る然れども當時福原氏家以後直傳習生たらんことを請ふ者なし故に
 蒸氣砲術製艦運用の四科を長崎地役人に就て修めしめんと欲すれば猶ほ現に一
 員を缺くの憾あり前田周布等竊に之れを憂ふ會、楊井裕二自ら進みて傳習生た
 らんことを請ふ乃ち急に之れを長崎に派し以て其數に充て且つ假りに岡等四人
 に命じ暫く留りて傳習生中に加はらしむ瑞益實に其頭取役たり是れ皆瑞益が曩
 きに請ふ所の一端を容れたるなり同年冬江戸に於て北條瀨兵衛の弟源藏亦長崎
 傳習生たらん事を請ふ會、手當方山縣右平直行事を以て上府し十一月九日を以
 て將に西下の途に上らんとす因て命じて源藏を長崎に携へ下らしむ此に於て
 か傳習生五名たり而して當時尤も其不便を感じたるは常住の聞役なきに在り
 聞役を長崎に派遣するに至りたるは正保四年にして是より毛利氏と九州の十三諸侯とは各、聞役を長
 崎に特派し奉行所より下命する諸要件を聞取り之れを其主侯に急報して長崎手當の準備をなさしむ此
 聞役の特派せらるゝは異船漂泊又は蘭船歳貢の際のみなりしが後慣例となり毎夏出崎し奉行所より
 用濟の令出づるに及びて歸藩するを例とせり蓋し異船の來泊は當初夏に限りたるに由るべし仍別章に
 詳説せり依て臘月田上宇平太に命じ歸役として歸役とは一時出長崎に到り諸生の爲めに
 要路に周旋せしむ宇平太は嘗て長崎聞役たるもの其事務に精通するを以ての故

なり宇平太命を拜し三年正月十日を以て萩を發し其十七日長崎に着す是れより先き瑞益の傳習生頭取役と爲て諸生を指揮するや諸生等動もすれば持方を論じて相下らず漸く不和の色あり事職座に聞す乃ち正月二十九日瑞益の頭取役を罷め宇平太をして暫く諸生を監せしむ

公時に江戸に在り一日正月十日薩候齊と營中に相會し談偶、長崎傳習の事に及ぶや

公辭を卑くして直傳習に關する所見を叩き應對數刻大に悟る所あり幾もなく浦

惣資をして長崎傳習生の成績を國相府に細問せしむ正月十九日付發書正月二十一日小船

頭尾崎小右衛門をして専ら造船研究に従事せしめ更に湯淺祥之助をして砲術を

下曾根金三郎蟻川堅之助等に隨て學ばしむ二月九日惣資をして新造スクーネル

軍艦を品川に視せしむ新造艦は豆州戸田浦の製造に係る幕府の軍艦にして二桅の小軍艦乃ち君澤形の船體なり既にして馬關及び萩

城東西海岸砲臺新設の議起り博く諸士の説を質すの要あり五月四日命を長崎に

傳へ楊井裕二北條源藏福原清助氏家鈴助音熊鈴助と改稱す松島瑞益を召す既にして傳習

生を擧て一時に歸藩せしむるの非なるを悟り七月九日更に前命を改め先づ楊井

北條の二人を召し八月十日又福原氏家の二人を召し交、代て歸萩せしむ楊井北

條の再び萩を發するに臨み船倉付三郎右衛門の男治平後ち破格を以て苗字を許され中島と稱す亦蘭

語研究の爲め俱に長崎に赴かんことを請ふ長崎聞役村田次郎三郎爲めに幹旋

する所あり時に永井玄蕃頭尙志傳習の爲め幕府より派遣せられて長崎に在り

幕府の傳習生實練習の爲め二千金を投じてコツトル形船單桅帆船を長崎港に製造

せんことを企畫し正月を以て幕府に請ひ二月を以て其許を得たり是れ實に我

邦コツトル形船製造の嚆矢と爲す七月九日長崎聞役村田次郎三郎爲めに書を

當職座に寄せて曰く肥前既にコツトル形船製造術見習の爲め工匠鍛冶數名を

派し竊に身を工人に扮して場中に出入せしむ我藩亦宜しく之れに倣ひ數人を

派して親しく其術を攷究せしむべし他日大船製造あるの日に至り裨益あるべ

しと肥前が船工を密派したるの事情は福原清助一日中島三郎助を訪ひて聞き得たる所なり中島三郎助は浦賀奉行組與力にして長藩とは安政元年四月相州警衛人數派出以降縁故淺からず二年四月

桂小五郎(木戸孝允)關東劍術修行を名許可を得江戸に至るや藩公特に小五郎に命ずるに軍學研究の一事を以てす小五郎竊に意へらく孫吳の兵法は已に陳腐に屬せり如かず浦和に出でて廣く泰西の軍學を

修めんにはと乃ち單身浦和に出で三郎助の家に寄食す偶、藤井勝之進大工職藤藏の二人造船の内用と帯び浦賀に至る小五郎爲めに三郎助に托し二人をして浦賀の船大工棟梁勘右衛門の家に寓し船工の術

を習はしむ勘右衛門は幕府の軍艦鳳凰丸製造に従事せし一人なり（當時東條英庵浦賀奉行所に聘せられて蘭學を教授せり想ふに桂藤井の輩の容易に三郎助等に昵近せしもの英庵の周旋に由れるならんか）其後三郎助は幕府より長崎傳習生に選拔せられ昌平丸に投じて長崎に到り士官心得を以て修行を命ぜらる三郎助の發するに臨み桂小五郎藩公に請ひ俱に長崎に出遊せんとす故ありて果さず松島等の傳習生として派遣せらるゝに及び藩公桂等が曾て三郎助の庇護する所と爲りしを徳とし且つ松島等が他日又三郎助の指授を受くることあるべきを察し聞役座をして白銀十枚を三郎助に贈り當座の禮物と爲さしむ三郎助廉直寡慾辭して受けず依て更に相州備場公儀人をして謝物を其家 書到る周布等に致さしむ是れより以降長藩の長崎傳習生は常に三郎助と相往來し得る所多し 相議して曰く藤井勝之進曾て浦賀に居り中島三郎助と相識る最も便宜あり且つ客臘小澤忠右衛門に代て長崎傳習の補員に加はり稍 其道に通ず 小澤忠右衛門は一行に加て佐賀に使用し尋で長崎に滞留し將さに薩摩に航せんとす會 岡儀右衛門の一江戸當役座よりの召喚あり故に藤井勝之進代て長崎に至れるなり 之れを遣るに如かずと既にして十一月二十日村田次郎三郎復勝之進及び鍛冶専工を派し中島三郎助の弟子に列し以て造船場に入らしめんことを請ふ此に於てか議忽ち決し勝之進等再び長崎に赴く

幕府派遣の士永井尙忠矢田堀景藏等既に其業を終り復た軍艦觀光丸に乗じて東に歸る實に四年三月上旬なり幕府江戸築地に講武所を置き軍艦操練の事を開始

す故に長崎傳習生を召して之れが教授に充つ此に於て曾て長崎に來遊して略

其業を了るもの概ね皆東に歸り長崎に留るもの勝麟太郎等數人あるのみ長の傳

習生亦前後萩に歸り長崎に留るもの松島瑞益北條源藏の二人たり

幕府講武所の設あるに先ち長藩亦既に好生館内 醫學所 別に西洋學の二科を置き

能美隆庵田原玄周松島瑞益を擧て其師範役と爲す瑞益の選ばれて傳習生と爲り

長崎に赴くや隆庵専ら力を醫務に盡し玄周獨り西洋學科に従事す既にして西洋

學所を置き好生館と共に之を明倫館内に移すに及び兵醫の業全く分れ西洋學所

は兵書講究の場となる而して玄周手廻組に加へられ西洋原書頭取役を命ぜらる

然れども科業益 進み學生愈 加はるに及で玄周一人の能く事に耐ふべきに非

らず此に於て瑞益を長崎より召還し俱に其任に當らしむ時に四年六月晦日なり

八月五日和蘭新教師新造軍艦シャバン號に乗じて長崎に着す幕府新傳習生赤松

大三郎等二十餘名を派し就て學ばしむ之を長崎直傳習と稱す新教師大に傳習の

科程を増し海軍操練術の外歩騎砲三兵種の大小隊操練築城地形代數等の諸科を

設け以て海陸并用の便法を授く長藩聞役座之を聞き直に之を萩に報ず而も藩議未だ更に傳習生を派するに至らず北條源藏をして便宜之れを學ばしむ源藏久しく長崎に在り勝麟太郎と相知る因て麟太郎に就て業を受くること昔年此時に方り政海の風波次第に激し天下騷然形勢甚だ穩ならず諸侯益々兵備を嚴にす殊に毛利氏の如き五年六月兵庫警衛の命を受け役々として日も亦足らず既にして京都の形勢益々迫り遂に戊午密勅の事あるに至れり是に於て乎兵制改革の急目前に迫り復た財政多難の故を顧みるに違あらず乃ち栗屋翁助の内議を容れ其年八月桂右衛門山田七兵衛戸田龜之助藤井百合吉梅田虎次郎郡司千左衛門の六人を擢て命じて長崎傳習生となす偶々桂山田の二人忌服中におり乃ち栗屋彦太郎波多野藤兵衛をして代て出崎せしめ二人の除服を待て之れに續かしむ右衛門等既に出崎に抵り或は西役所の講堂に學説を聞き或は稻佐郷飽浦の製鐵所に機器の用を習ひ或は大村町に馬術を修め大に勉む一行の誓詞を呈して入門傳習生たるは九月十一日なり既にして傳習生統轄の爲め有力の一士人を派遣すべきの要あり同年十月四日來原良藏を以て手當方用掛と爲し長崎行を命じ幾もなく傳習生頭取を命せらる尋で道家勝次郎香川半

助野村彌吉正木市太郎粟屋與三戸倉豐之進長嶺豐之助中島治の八人に傳習生を命ず戸倉は実戸丹後の家臣なるを直臣の格に進め長嶺中島は輕卒なるを以て假に士籍に列す陪臣輕卒は傳習生たるを得ざるの虞ありしを以てなり來原の甥和田直

次郎亦之れに加はらんことを請ひ允さる來原は其月九日程に上る伊藤利助後ち博文

手附として之に隨ふ道家以下傳習生亦相踵て長崎に赴く翌十一月來原は一たび萩に還り直ちに再び任地に赴く來原の歸萩は主として傳習生増發の意見を政

府に建言の爲めなり諸生の長崎に到るや皆各々其專修を異にす而して海軍銃陣大隊小隊の操練に至りては人員寡少にして僅々一伯魯屯の隊形を模せんとする

も猶ほ能はず來原は此等の必要もありて諸生の増發を請ひしなり爾後來原は屢々書を本藩に飛ばせ請ふ所あり六年二月九日政府林秀太郎井上小太郎兒玉友

之丞横山三吉郎木梨平之進和智虎太郎佐世八十郎江木清次郎井上忠太郎檜崎八

十槌河北庄之助福井源太郎宍戸小彌太を銃陣練習員と爲し平岡兵衛沓屋衛門を

運用術練習員と爲し山本傳兵衛を西洋學修業員と爲し俱に與に長崎に向はしむ沓屋衛門は故ありて行を辭し飯田彌七後之れに代れり來原は隊形編制の爲め足輕中間三十名の派遣をも請ひしかども其事は聽されず此時會幕府遽然として令

を下し長崎直傳習の事を中止し其傳習生に陸路東歸を命ず獨り業半途にして尙ほ習練を要するものは特に蘭人西歸の日に至るまで留て其傳習を受くるを許せり因て諸藩の傳習生も亦傳習を繼續することを得ず來原等已に長崎に在りと雖ども日たる未だ多からずして忽ち此事あり小隊操練をも習了するに至らず乃ち更に奉行所に請ひ尙ほ留て操練に従事す當時來原等意へらく小隊操練は本隊伍の最少單位にして戦闘單位にあらず故に苟も戦闘の爲め操練の術を修めんと欲せば縦令聯隊操練の大に及ばずと雖ども尙ほ進で大隊操練を終らざるべからずと然れども幕府既に其傳習を中止するに遭ふ亦如何ともすること能はず此に於てか書を本藩前田孫右衛門等に寄せ來原等歸藩の日杉山徳三郎森重健三の二人を聘し相携て萩に到り在藩諸士と共に大小隊操練の術を修めんことを請ふ徳三郎は長崎兩組杉山友之進の弟にして少年なれども諸藩士銃陣の師範を勤め現に來原等は其指授を受け小隊操練に従事せり又森重健三は元長州人なるも此時長崎奉行に跟随して大隊操練に精熟し最も和蘭語の號令に長せり當時前田等深く其説に左袒し江戸行相府に向て之れを請ふ然れども闔藩の士風尙ほ未だ刀槍弓馬の故態を脱せず飛道具を以て勝敗を決するは是れ武

道の辱なりと西洋銃陣を視る未だ來原等が切なるが如くならず銃砲の利器たるを解する砲術家守永彌右衛門の輩にして猶ほ且つ自家傳來の萩野流を以て西洋銃陣に優れりと爲し排斥到らざるなし猶ほ幕府にて井上田付兩家か天保年間蓋し因襲の弊久くして除き易からざるに因るなり之れが爲め杉山森重招聘の議竟に止み來原等亦時機の到らざるを察知し強て請ふ所なく五月末旬小隊操練の傳習を終りて萩に歸る是れより先き今年三月六日公東勤發程の前一日當役益田彈正をして藩内に告げしめて曰く

御當家銃陣調練の儀に付ては先年御沙汰の趣も有之候處此度御詮議の趣も有之西洋銃陣直傳習として御人差を以て長崎表被差越に付追々習熟歸國の上は深野町に於て熱心の面々申合稽古被差免爲試當役中見分をも被仰付候尤御流儀銃陣御引立の筋に付ては是迄の通無相違被仰付候事

未三月五日

一片短簡の諭達而も亦無量の深意あるを見る蓋し清徳公以後の神器陣は之れを

廢棄せざるを示して以て砲家の疑心を解き而して暗に西洋銃陣を奨励するの意を通ずるものにして新思想輸入に關する當路者の苦心を察すべきなり五月下旬傳習生等相前後して萩に歸る來原と外若干名は丙辰丸に駕し六月五日長崎を發し十七日萩に歸着す六月五日傳習生をして西洋銃陣を深野町に修せしむ是れよりして後ち洋法銃陣の練習次第に進めり

第二十九章 安政年間の洋式兵學

西洋學所の創立○明倫館の擴張○西洋學所の更改○松島剛藏○藤井百合吉の國防意見○博習堂○譯書教授の創始

時勢既に變す巨砲の利大艦の便人の耳目を聳動す乃ち識者の心を洋式兵學に傾くる者次第に多からざるを得ず當時幕府に蕃所調所あり長藩亦西洋學所あり廣く西洋文明の諸學を修めしむ其授くる所歴史あり地理あり理學あり化學あり數學あり天文學あり然れとも世運漸く遷り國家將さに多事ならんとす故に士人概ね眼を兵事に注ぎ其他に及ばず是を以て西洋學所未た幾ならずして遂に宛然一兵學校の如く然るに至れり當時の兵學は海陸二途を並用す海多くして陸少なし然る所以のも和蘭は海陸二途を分別せず合して一の兵學校を立て入て士官たらんと欲する者あれば先づ海陸二科を兼修せしめ後專科に入て士官たるを常とせり是れより先き長藩既に好生館を置き以て西洋醫學研究の所と爲し旁ら藩主の特命に因り蘭人の兵書若くは所謂風說書を反譯し以て天文地理等の書に及ぶ安政二年九月朔日初め

て西洋學用掛を好生館内に置き美能隆庵田原玄周松島瑞益を師範役となし田上
 宇平太青木研藏を師範掛となし氏家彦十郎山本宇平太井上彌平次馬屋原右兵衛
 氏家音熊藤井百合吉郡司覺之進を用掛となし同日松島瑞益に命し長崎に至り洋
 學を修めしむ十一月二十九日西洋學所西洋學所の名目は蓋し特に定められたるを以て明
 倫館用所の所轄となし十二月八日乃ち令を下し好生館の二寮を割き西洋學師範
 並用掛出勤の場となし有志の輩に入學して蘭學を修むるを許るし獨り醫學に止
 まらず砲術砲臺築造法兵器製造法其他洋式便利の事物を研究せしむ安政三年八
 月好生館を明倫館内の新御殿嘗て世子の
 寄宿舎たりに移すや幾も無く西洋學所も亦之に移す
 時に松島瑞益長崎に遊學し能美隆庵は醫書文法書を教授し兵書の講究は田原玄
 周獨り之に當る而して士人の蘭學を修むる者漸く其數を増せるを以て十二月田
 原玄周の城當番を免じ手廻組に轉し西洋原書頭取役と爲し専ら西洋學所の事に
 當らしめ醫書の教授は好生館の専務と爲し西洋學所に於ては學規を定め勤怠を
 督し専ら兵書並に諸機械製造等を研究せしむ安政四年七月松島瑞益を長崎より

召還して西洋學所師範役長と爲し能美隆菴青木研藏等の西洋學所兼勤を解く同
 年十一月長崎留學生北條源藏書を藩政府に寄せ幕臣勝麟太郎に從て東遊せんこ
 とを請ひ許さる其書に曰く

私儀西洋學爲稽古長崎表被差越置候處西御役所傳習御掛之内勝麟太郎殿兼て
 西洋學被相心得居殊に新渡之書籍等博く被致研究候由に付近來彼方入込稽古
 仕候處至極手厚く引立に預り追々修業相運ひ可申と奉存候處麟太郎殿來春御
 歸府之筈に御座候間私儀未修業半途之廉多く御座候に付何卒江戸表罷越稽古
 仕度奉存候就ては麟太郎殿御交代之節は此度渡米之蒸氣船御乗組にて海上御
 歸府之事も可有之哉に相聞へ候然は私儀江戸修業被差免候はゞ麟太郎殿へ相
 願供張之内にて右蒸氣船へ乗組直様江戸へ罷登度奉存候左候へば數日船中乗
 組仕居運用之術海路之形勢彼是見聞仕猶又修業之一端にも相成可申と奉存候
 此段差掛御願仕候ては遠路往返日數も相掛り時期に後れ候儀に付未暇と相決
 候事には無之候へ共御内々申出候間旁の趣兼て御許容被仰付候様御詮議振共

は有御座間敷哉何分可然奉願候事

此時に當り海防の論議益々盛んに萩城赤間關等砲臺増築の議朝野に喧傳し手當方赤川太郎右衛門三宅忠藏馬屋原右兵衛藤井百合吉等唱道最も勉む初め百合吉は屢々長崎に行て學説を講究し其藩地に在るや或は萩城の指月山頭に登り或は馬關附近の諸地を巡り以て萩馬關等の砲臺の位置を案し更に竹子引島後ち彦島の諸砲臺を巡視して其得失を攷へ龜山端砲臺新設の利を論し以て藩政府を動かす後ち西洋學所用掛と爲るに及び一意學理を講究し造船鑄砲築城火藥の如き凡そ當世に適切なるものは考窮せざる所なし彼の倉江鶴江二砲臺増築萩城第三郭西海濱舊砲臺改築工事の如き皆百合吉の經營する所なり安政六年十二月に至て成る凸角安堡にして當時最新式の砲臺なり安政五年三月百合吉經費節減國防完成の一策を草し之を藩政府に上る其文に曰く

一西洋流大砲並砲臺屬具等追々相開け利前に於て間然すへき廉も無之様相見候得共於渠は日進之儀に付何かと近來發明の事共有之間敷や且於渠は下直の品にてても此元に於て高直の譯も有之候哉兎角大金掛り候儀に付少々致謝

酌候ても利前相違無之かにもは有之間敷や此往御製造被仰付儀も有之候はゞ是迄仕來の餘今一工夫致度事との儀此段に於ては夜白心掛心配致候處に御座候實に只今の向にては御費用も不大方其上新發明の處尙更利前可然事柄も有之へくやと彼是兼て相考候處左之通に御座候事

一鐵碩は反射竈便利の段は追々相知候通の儀に御座候銅砲の儀も一種の竈を用ひ自然の風力にて鎔解せしめ候へは人力を省き却て工夫も宜ものに候由鐵碩新書に相見候此一事委細相辨候へは餘分の人力をも省き御徳用に相成便利の事と相考られ候是は蘭人へ質問に及候へは委細相分り候事と相考候得共此元に於ては詮議行付難相成に付昨年田上宇平太出崎の節竈の次第委細相認手筋を以て詮議致吳候様に相頼夫より右の書松島瑞益手へ渡候由に候得共蘭人質問に及ひ候へば通詞を經候て少々は禮物等も入手數相掛候様子彼是に付今以相分不申候事

一砲臺の儀本來船臺と海岸兼用の製法有之候由承候事も有之候得共書中見當

候儀も無之如何やと相考候内先達て戸倉豊太郎長崎西役所に於て六十斤車臺至極便利の新製雛形見當候由決て右の兼用臺ともには無之やと推察致候へども委細の趣相分不申若是等の儀相開候へば赤間關等へ御据付の砲臺には誠に適當の儀に御座候尤御入用旁等は尙更考了も相立不申候事

一先達て蒙御内用候て崎陽罷越池邊龍右衛門方にて船造稽古仕其後彼方より造砲の一冊書調差送候節追々蘭人より傳習を受委細相分候儀も有之候間今一應以相對御話致度との儀申越候事

一蒸氣の仕掛にて人力を省き地中の水を引上且砲の巢中を錐通等致候仕掛有之候右は陸蒸氣仕掛にて海上にて船をつかひ候者よりも造方も餘程容易に出來致候様子に付先達て竹内卯吉郎方にて蒸氣法傳習之節承候處に此節於長崎右の蒸氣仕掛造立致相用候様の噂有之若相分候はゞ格別御用に立可申相考候事

一米利堅着發彈先達より追々打試有之餘程便利の玉に相見候處に火取の工合

彼是今少し相開候はゞ尙々御用にも可立品に御座候然るに右彈用法案付候郷原庄藏當節傳習の爲崎陽罷越居候様子に相聞候へば打方等彼地にては委細相分り可申候得ば崎陽にて詮議仕度候事

右之廉々於此元は行付難相成心痛致候其外諸事長崎邊に於て砲術巧者の向も有之中島名左衛門大木藤十郎杯何か工夫も有之彼是取交にて費を省き候便利の儀も可有之哉に相考候へども於此元叨に斟酌難相成候間兎も角於長崎深く御詮議被仰付度相考候事

戊午の當時に在りて此の説を爲す感ずべし當時江戸櫻田邸亦蘭書會讀の事あり其蘭書を反譯し軍政を補充し以て手當方を利するに至りては西洋學所と其功相伯仲す條約訂結以前に於ては幕府嚴に外品の購入を制限せり故を以て一書一物の微と雖ども諸侯皆擅に購入すべからず西洋學所爲めに常に書籍の欠乏に苦しむ既にして條約訂結の後に及び蘭人の來て貿易を試むるもの概ね神奈川に於てす故を以て書籍の購入之れを長崎に於てするよりは江戸に於てするの便を得た

り故に蘭書會讀掛常に長藩の蘭書購入の勞に當れり

安政五年冬藩政大改革の議ある時に際し十一月偶東條英庵英庵は蘭學に通ずるを以て安政二年五月幕府の徵する所となり浦賀奉行の部下に教授し尋て番書調所軍艦操練所等に出勤し五年十一月醫を廢し自ら兵學家となり名を禮藏と改む暇を賜ひ萩に歸る十三日公松島瑞益田原玄周に命じ英庵と謀り西洋學所の規則を設けしめ十二月明倫館刷新の命を發するに方り西洋學所の就學をも併せて之を獎勵せり教育章 參看同六年一月明倫館を擴張し文武の諸藝を擧げて其管轄に屬せしむるや翌二月更に西洋學所の増築を命じ好生館の舊諸寮を移して其宿舍に充て一に明倫館の慣例に依らしめ且つ之に諭令を下し尋で科目を定むること左の如し

條々

一此度西洋學所増建被仰付廣く殊域の藝術事情研究海防の要務を令補益候様被仰付候條從學の面々往々國家の用に供候様着實の修行可有之候然ば本邦立政の深意を不察徒らに外國の風俗等を慕ひ候ては學所御造建の御主意に不相協候間内外本末を辨明し國體を相立候様心得肝要に候事

一從學の科目被立置候付其才に應じ其志に隨ひ勤業可有之候尤進學の等級に因て讀書の次第師範役可有差引候事

一名物稱謂等可成程は洋語相省和漢の譯言可被相用候事

右の通被仰付候條此旨無違背宜被相守候以上

西洋學所稽古の式

一海陸兵制書講釋例月三日宛の事

但五半時より始之

一文法書窮理書類會讀例月六日宛の事

但四時始之八時終之

一砲術書其外兵書類會讀例月六日宛の事

但同斷

一毎日六時より五時迄八時より七時まで授讀の事

一毎歲稽古始正月十三日稽古終十二月十五日たるべき事

但例月六日宛五節句七月は十三日より十六日まで其外廉有節は可爲稽古
止候事

一 多人數集會の事候條喧嘩口論は不能申無用の雜話等總て無作法の儀無之様
相慎可申候事

一 稽古方の儀に付ては其身の爵祿を不論諸事師範役の差圖を可受候事
右條々宜相守旨依仰如件

安政六己未二月 日

當役連署

科目之次第

入門之要分爲二項

記誦

字體を辨し字訓を知り語字點綴之法に通し單語會話問答等を記し文法書類
に就て釋讀を受け熟復讀誦すべし

解義

文法書類を取り其意義を了解し彼此盡考して字法句法章法を知り語意に緩
急あり文勢に順逆あるを悟り以て洋文之法を領會すべし

科目

兵學

海陸二科に分ち其兵制陣法を明にし攻守策を講し碩礮之用器械之別戰艦製
造之法城壘營築之式總而二科要領之節目軍旅之事に關係するものは細大無
遺講究辨明すべし

理學

天地之功理を察し萬物之性情に原き人獸之所以生死草木之所以榮枯一々推
究し諸氣之用を發明して舟航車輦の理を究むべし
分拆學

聚散離合之方を以て物質之精粗純雜を檢査し元行之多寡交力之有無を辨じ
て造化の工に參すべし

度學付數學

天度之經緯を定め地面之遠近を測り物之數量尺度を積算して長短方圓を定むべし

天學

日月星辰之象を觀察し躔度之盈縮運行遲速を測り曆を正し時を授け陰陽變理之道にも識得すべし

地學

輿地之廣袤を極め萬國之形勢を察し山脉之起伏海程之通塞及各國人民之多寡勇怯風俗好尚興亡沿革之迹等精細に辨明す

凡爲學之道自ら次序あり其序を得ざれば勞して功なし西洋之書を讀み其學を修むる文法をしらざれば讀書窒礙する所ありて義理に通曉するを得ず故に文法之學を諸科之入門とす文法已明なれば諸科に従事するに及て力を用ゐると少して功を得る事多からむ

安政六未二月七日

三月松島剛藏前月藩髮改名田原玄周上書して西洋學所亦明倫館に倣ひ都講舎長等を置

き諸生課業の勤怠に應じ廢業禁足等の罰を設け諸生勤怠考は毎月調製して之を當路に出し機を見て公の覽に供へ兩職加判等毎月一二回諸生就學の實際を臨視し諸生中輪次直日を定めて毎日の勤怠を穿鑿せしめ諸生中志行の崇卑讀書の殿最課業の勤怠等を詮考して其名札を講堂に掲げ之に因て席の順次を定めんと請ふ之を聽可し都講舎長たるべき人名其他名藉席次等師範役をして之を上申せしむ當時西洋學所既に重きを兵學に置き而して之を海陸二科に分つ一箇月中兵書會讀は六回の規定たり久坂玄瑞白井小助飯田行藏等二十餘人皆入て兵學を修す久坂之れより先き鍋島氏家臣伊藤玄朴の門に入り醫學を修せしが赤川淡水等と俱に京都に上り梅田源次郎等慷慨の士と相結ひ鑽擲の説を唱へし爲め江戸に召還を受け命せられて番書取調所に入りしも蘭學の素養未だ足らざるの故を以て同窓と共に蘭書を繕く能はず遂に歸萩し安政六年二月二十八日西洋學所に入る白井は伊藤玄朴に従て洋學を修めたるも業未だ進まざるを以て亦西洋學所に入れるなり既にして西洋學所の増築工事成り六月三日當役浦靱負等臨みて之を落す當時西洋學所は田原玄周松島剛藏之れが師範役と爲り戸田龜之助梅田虎次郎軍艦運用稽古掛と

爲り粟屋彦太郎波多野藤兵衛藤井百合吉艦砲造艦稽古掛となり長嶺豊之助航海
 算術稽古掛と爲り石原荒吉都講と爲り賀屋東市佐三戸留之進司典と爲り熊野屯
 久坂玄瑞飯田行藏舎長と爲る而して安政二年中命ずる所の諸用掛は悉く之れを
 免ず其日課は現今の計算にして午前六時より八時まで講堂出席八時朝食朝食後十時迄業間十時より
 正午迄講堂出席午後三時より五時迄素讀又は授讀晚食後十時迄自習十時就寢十二時消燈とし毎
月都合十八日は實地に就て端艇運用航
 海艦砲使用等諸術を修むるの規定たり是れより先き五月下旬長崎直傳習生野村彌吉正
 木市太郎等二十餘人長崎より歸る乃ち命じて六月五日小隊教練を深野町に開始
 し藩士中銃陣に志す者之れに加はらしむ而して傳習生中戸田龜之助波多野藤兵
 衛長嶺豊之助梅田虎次郎戸倉豊之進等の如き長崎に在りて主として海軍術を修
 めたる者は西洋學所出役と爲り軍艦製造場出勤を兼ねたり時に學所の規則未だ
 定まらず同月十九日師範等選する所の日程規則を假りに施行せしむること左の
 如し

西洋學所日々の規則

此度西洋學所御改革御規則御増加御家來中入込をも被仰付候御主意は全く西洋

諸國の海陸兵制沿革政事得失人物減否等を始め當今の事情精密に致探索候て海
 防の御用に相立候様被仰付候事に可有御座候然ば從學の衆中上の思召厚く被致
 服膺候て假初にも功利譎詐に不陷道德節義を第一とし正大純粹の心懸を以日夜
 無怠可被致勉強候今明倫館の振合に依て每舎先輩一人を以舎長と爲し一舎の
 事務一切皆其統領する所なり又舎長は命を都講より請け都講は又命を師範役よ
 り被請候勿論の事に候鄙生不肖の身を以叨に諸生の先に居り難堪其任深恥に候
 へ共凡事無制令ときは頽敗の基に候間左の通り諸生日々の制條相定置候條被致
 違背間敷候事

一朝六時板を聞都講舎長を始總て諸生中不殘講堂罷出可被致溫讀候事

但早朝より御用又は自用にて業を闕き被致他出候衆は其由師範役及都講直日

生へ可被相達候病氣の衆も同様直日生へ被相達候儀勿論の事に候

一五時板を聞業を罷於飯臺場可被致會食候事

一五時より四時迄を業間とす

- 一四時板を聞各其舎に於て業に就く若當日會業の面々は講堂罷出候事
但講釋日には五半時板を聞都講舎長を始總の諸生中孰も參堂の事
- 一八時板を聞業を罷於飯臺場可被致會食候事
- 一八時より暮六時迄業間とす遊息可被任其意に候若校門を出用事被相辨衆中は
師範役都講直日生へ被相達左候て暮六時には必可被罷歸候自然無據趣有之外
宿被廢夜業候衆は前以其旨趣委曲師範役及都講へ被相達候上にて可被罷出候
尤八半時より七半時迄又々致授讀候條早朝素讀不相濟候面々には講堂罷出可
被致習讀候事
- 一暮六時板を聞各其舎に於て業に就く
- 一四時板を聞業を罷可被就寢に候縱令讀殘候業書難差置候共九時過候事は堅可
被相禁候
- 一直日生諸生輪次に相勤候て當日の學務を被致監督候上は業序具設期會板報等
を始時々列舎被致巡視候て廢業の衆被致警戒候儀勿論の事に候

六月十八日田原玄周松島剛藏遠洋航海の議を獻す海軍章に詳なり 七月九日左の令を下
し西洋學所に海軍術の教授を開始すべきことを布告し藩士に命じ來りて之を學
ばしむ

先般西洋學所御規則御増加諸生入學をも被仰付候右は全く西洋諸國之兵制事
情等研究せしめ所長御取用之御主意に付有志人之面々可令修行段は先達て觸
達被仰付候處此度毎月三日宛兵書講釋師範相勤猶又海軍之儀當今之大急務別
て洋人之長技に付航海運用術其外於同所教授方被仰付候條御家來中御主意筋
篤と令勘辨講釋聽聞其外無怠可有出精候事

右之通内意可被相達候事

八月八日田原玄周の師範役を解き更に用掛となし且つ多年の勤勞を賞し銀參枚
を賜ふ九月五日好生館を改めて好生堂と稱し西洋學所を改めて博習堂と稱し二
者全く同位地のものとなる而して博習堂の規則を定むること左の如し

條々

一此度博習堂學制増隆被仰付廣く殊域之藝術研究海防之要務を令補益候様被仰付候從學之面々往々國家之用に供候様着實之修業可有之候然者本邦立政之深意を不察徒に外國之風俗等を慕ひ候ては學制御取建之御趣意に不相協事に候間内外本末を辨明し國體を相立候心得肝要に候事

一詭謀策略を論ずといへども虚誕輕薄を戒め正大光明之體を不失候様可有講究候事

一從學之科目被立置候付其材に應じ其志に隨ひ勤業可有之候尤進學之等級に依て讀書之次第師範役可有差引候事

一博覽廣聞を重とし専ら洋書を令講究兼て和漢古今之兵籍へ涉獵し運用之妙理を會得し事變に臨み御用に相立候心掛可爲專務候事

一名物稱謂等可成程は洋語相省和漢之譯言可被相用候事

右之通被仰付候條此旨無違背宜被相守候以上

安政六未 月

博習堂稽古之式

一諸生日々之規則師範役申渡之制條無違背宜可相守候事

一海陸兵制書講釋例月三日宛之事

但五半時より始之

一文法書窮理書類會讀例月六日宛之事

但四時始之八時終之

一砲術書其外兵書類會讀例月六日宛之事

但同斷

一毎日六時より五時迄八時より七時迄授讀之事

一每歲稽古始正月十三日稽古終十二月十五日たるべき事

但例月六日宛七月は十三日より十六日迄節句其外有廉節者可爲稽古止候事

一多人數集會之事候條喧嘩口論は不能申無用之雜話等總て無作法之儀無之様

相慎可申候事

一稽古方之儀に付ては其身之爵祿を不論諸事師範役之差圖を可受候事

一師範役病氣障等之節は都講舎長申合せ可有稽古候事

一博習堂之儀は明倫館附屬被仰付候事

右條々宜相守旨依仰如件

安政六未月

益	益	浦	根	毛	毛	毛	毛
彈	伊	靱	主	隱	伊	出	筑
正	豆	負	馬	岐	勢	雲	前

是れより先き本年五月松島剛藏數事を獻言す一に曰く發駕前請ふ所の西洋學所
 改名速に決定を請ふ二に曰く西洋學所落成近きに在り宜く講議日程等の規則を
 一定し經費豫算も之を定むべし三に曰く速に蘭書諸器械購入の手段を取るべし
 四に曰く譯書の購入既に之を請へり其事の速ならんとを要す五に曰く三田尻水
 軍の子弟にして入學する者概ね皆柔弱業に勉めず適、他に異なる者あれば同列
 之を忌むの風あり宜しく戒飭して賞罰を嚴にすべし六に曰く既に大軍艦製造の
 命あるも今や西洋各國主として蒸氣船を用ふ費用巨萬なりと雖も一隻は必らず
 購入すべし其餘はコットル形を製造するも可なりと概要此の如し時に公江戸に
 在り命じて措置する所あらしむ博習堂と改名せるもの剛藏の建議實施の一なり
 藩士の西洋智識を求むること此の如しと雖も若し記誦解義悉く蘭書に依らしめ
 は將さに豫科にして數年を空費せんとす況んや本科をや是に於て乎蘭學の素養
 なき者の爲め譯書の要あり偶、村田藏六後ち大村益次郎と稱す幼字惣太郎小郡陶鑄鐵司村の醫師村田良安の子なり聘せられ
 て幕府蕃書取調所に在り屢、行相府に到り説くに翻譯書採用の事を以てす周布

等乃ち之れを國相府に詢り將に其言の如くせんとす而も世上未だ好譯書を見ず因て九月三日氏家鈴助に命して「ケルクエキ」築城書の一部を譯せしむ是れより以後譯書講修の事漸く行はる安政六年十二月二十八日前田孫右衛門の軍制改革内議を終りて萩に歸るや博習堂師範役松島剛藏藤井百合吉をして練兵場五科操典を編纂せしむ博習堂諸員亦銃陣に加はり其完成を助く然れども是れ素より其專修する所に非らず博習堂諸員の心は寧ろ海軍に在り故に萬延年間に至り庚申丙辰二艦の乗員悉く之れを此に取れり

第三十章 安政年間の兵制改革 (其二)

藩地の銃陣訓練

山田亦介の再任○深野町の小隊訓練○行相府の軍制意見○前田孫右衛門の東上○明倫館操練の擴張○儀仗護衛兵器の變更○忠愛公の銃陣實習○輕卒銃陣の操練○藩地大隊教練の開始

安政五年以降數年間は毛利氏が銃陣の編制に大更革を規畫したるの秋なり當時與りて最も功あるものを山田亦介と爲す弘化四年四月亦介國に在り書を江戸坪井九右衛門に送り石打ゲベル銃二百挺を購入し以て大に銃陣の改善を促かさんとす而して海防臆測板刻の事に因り罪を得て閉居するに及ビ其事振はず神器陣の古流依然として存せり安政五年に至りて海内の氣運大に海陸軍政の刷新に向ふ長藩殊に然りとす益田彈正浦靱負前田孫右衛門周布政之助等亦介の用ふべきを知り公に勸めて之れを起たしむ是に於て乎同年七月二十一日亦介手當方

に任し軍艦製造用掛密用方用掛を兼ね専ら軍政の改革に従事す恰も長藩が兵庫警衛を命ぜられたる時な當時藩士の軍務に參するもの猶ほ古法を守り往々遮害する所ありと雖ども周布前田等内に在りて之れを贊助す故に亦介の經營着々其歩を進め長崎傳習生を派する遂に三十餘名に達せり而して陸軍に在りては其術科生兵教練小隊教練等を習得するもの來原良藏道家勝次郎香川半助野村彌吉正木市太郎粟屋彦太郎等二十餘名來原之れが首領たり其餘は皆海軍術に従事す傳習生の萩に歸るや安政六年六月五日先づ西洋銃陣を深野町馬場に演ず而して在國壯年の士にも西洋銃陣に志すもの少からず大和彌八郎熊谷岩尾山縣仙助村上彌四郎嵯川小次郎石津直藏山縣新吾祖式宗之介渡邊平吉佐々木男也桂庄藏神代秀之介横山與市郎石津潤八兒玉勘七郎平田辰之允桂小平平田常次郎都野梅三郎岡與市赤川勘兵衛山田恰梅田幸吉井上新九郎長沼千熊有地志須鷹岡部富太郎田中庄左衛門岡久之允中村龍之進福原又四郎長井龜太郎井上榮三郎平川孫右衛門三浦正三郎河北富三郎長信吾飯田平治梨羽又次郎等の如き師を求めて實習し略其一端を咀嚼し稍各個教

教練の運動に通せり故に深野町練習の擧あるや皆争ひて操練の員に加らんと請ふ而も古法を尙ふもの有志の輩を掣肘し甚しきは諸老臣の間に遊説して操練を臨觀せしめざるに至れり六月二十五日加判役以下の重臣悉く深野町馬場に臨場して親しく銃陣を觀るべきの約あり而して期に到りて病と稱して臨まざる者あり浦靱負前田孫右衛門深く之れを憂へ七月朔日諭令を發し西洋銃陣は公の深意に出て彼れの長を取て我か短を補ひ以て改善を計るに在り江都の派員既に多くは江川の塾に入る萩城今現に操練を深野町に試む兵事に志すものは就て學ぶへしと乃ち先づ桂小市平田常次郎等の願意を許し以て大に獎勵を謀る會行相府亦銃陣操練を促すの意あり七月九日江戸より書を國相府に送り深野町操練實習の兵數を増し公歸城の日を期して完成を圖り諸號令の如き蘭語に依らずして國語に依るの便なるを言ひ大隊詞令書八部を寄す其書未だ達せず國相府既に諸士の入隊を許し國語の號令を定め來原等指導頗ぶる勉む故に未だ月餘ならずして稠隊の操練整然として觀るべきに至れり然れども傳習生の長崎に留まる短きは三四月長きも一年を超えず故に其習得する所の術科の如き僅に生兵各個教練小隊

密集運動に過ぎず小隊撤兵大隊運動の如きに至りては未だ其術を修得するに至らず然れども傳習生の嚮きに長崎に在るや大隊稠隊の諸教練を習得せんと欲するの意あり來原良藏諸生の爲め屢、藩政府に陳述する所あり且つ長崎より杉山徳三郎森重健三等を伴ひ歸りて大隊稠隊を城下に開始せんことを請ふ未だ許されず故を以て深野町操練は之れを小隊稠隊に止めたり蓋し大隊教練は江戸番手等をして江川太郎左衛門に就て其術を修めしめ之れを以て銃陣改革の基礎と爲し以て改善を企圖するに在りて萩の西洋銃陣は小隊稠隊に止め其他に及さしめざりしなり然る所以のものは若し長崎に在りて大隊教練を傳習せしめんと欲すれば約四百餘名の士卒を特派せざるべからず隨て巨額の冗費を要す是れ財政の許さざる所なり之に加ふるに若し公東勤中に於て大隊教練を萩城下に演ぜんと欲すれば階級門閥の情弊或は改革の畫策に意外の阻碍を來すことなきを保せず江戸に在りては乃ち士卒番手と既に定員を備へ増員を求めず冗費を要せず益田彈正親しく銃陣を督せば事を爲す頗る易く功を收むる反て多かるべきを以て

なり深野町銃陣固より小隊稠隊生兵教練の末に過ぎずと雖ども八月に至りて遂に其實數の兵員を充たせり 八月十八日浦朝負前田孫右衛門が報告書の要に曰く深野町馬場の使ふが如し又曰く七月九日江戸發信の命令書備さに拜承せり既に號令を定め人數を加へて實行し居り來原等は滯崎中大隊稠隊撤戦法等を傳習し得ずして歸萩したれば本國に於ては之れを實試するに由なし江戸に在ては右等の修行を專一にせられよ 既にして山田亦介軍制改革の案成る乃ち之れを行相府に致す會、行相府に在りても亦改革の計畫頻りに進み八月十三日書を國相府に遣りて其事を示す其要に曰く軍制改革の事公歸萩の期に及び之れを一決せんとす然れども時勢日に迫る故に先づ臨時軍制を設け公在府の間假りに之れを施行し輕卒等をして步砲稠隊の操練を爲さしめんとす國相府亦宜しく一手別假軍制を設け世論の如何を顧みず與に改善を企圖すべしと尋て其二十五日を以て所謂軍制沿革の假草案を國相府に送る國相府に於ても假草案の到るに先ち九月十一日を以て既に山田亦介來原良藏に托するに軍制調査の事を以てし道家龍助氏家彦十郎山田宇右衛門波多野金吾松島剛藏赤川直次郎藤井百合吉を以て僉議に參せしめ更に博習堂に命じて步騎砲三兵種の教練規則を調査せしむ十四日又別に

令を諸士卒に下し十月晦日を期し封書各、其所見を奉らしむ是れ他日新兵制を公布するの日砂上偶語の徒を嚴科に處せんが爲め故らに密封の言路を當初に開きたるものにして浦等の深謀に出づ

是れより先き長崎傳習生の萩に歸り銃陣の操練を開始するや曾て長崎にて使用の服を着け日に深野町に往來す當時銃陣を演ずるに亦恰好の扮装たり紺筒袖卸詰の衣を纏ひ短袴を穿ち和洋折衷の帽子を被ひる而して一藩の士心甚だ之れを謹はず守舊黨の如き殊に曰く彼れ已に其服を夷にす其心の夷たる必せり我輩神州の男兒奚んぞ夷狄の顰に倣はんやと偶々來原良藏粟屋彦太郎衣帽を被て市に出づ非難の聲益々高し事行相府に聞ゆ周布等書を前田に寄せて注意する所あり曰く

一筆致啓達候來原良藏事筒袖之衣類を着用繼肩衣を掛候て世上致徘徊粟屋彦太郎事異形之冠物を冠り牡丹詰之筒袖を致着用致徘徊候哉之様相聞右は決して操練場往來之節便利に任せ不氣付候て稽古着之儘往來仕候儀も可有之哉に候得ども異體之所行仕候ては第一御作法に差障り且は人心に相觸折角御試之銃陣も右様之事より種々議論差起り終に御主意筋相貫き不申様に成行可申に付

兩人之所行若實事に候はゞ屹と被就御氣向後相慎候様能々可被仰聞候外國之長技を取用候儀は當今之急務に候得共外國人に心酔仕候て衣服言語迄も夷様を學候ては士氣衰敗之一端にも可有之と於彈正殿も至て歎々敷被相考候由被申事に付前段之通得御意候間右兩人之外にも右體之儀仕候もの有之候はゞ能々被就御氣候様にと存候恐惶謹言 八月十三日

當時當局者の苦心言外に察すべきなり然れども其の意要するに進取に在り銃陣の諸士亦た能く世評を以て意に介せず深野町に出で、日に其術を修し盛夏嚴冬幾んど倦色なし是れを以て其の技長崎傳習生と相伯仲するに至る既にして行相府來原良藏野村彌吉正木市太郎を江戸に召す撒戰法大隊教練を傳習せしむるが爲めなり來原正木の二人は萬延元年五月中萩に歸り野村彌吉は尙ほ留て江戸に居る大和彌八郎道家龍助氏家彦十郎更に砲隊銃陣教練用掛と爲り出て、之れに代はり大和等三名の教練用掛を命せられたるは九月十是れより先き九月二十九日野村彌吉正木市太郎道手當方山田亦介を助けて益々擴張の策を講し日に習練場に出て手廻先手兩足輕の教練を監視す來原等の江戸に召さる

、や前田孫右衛門亦た召さる其の軍制會議に參せしむるが爲めなり孫右衛門身國相府の手下役たり劇務に居る然れども軍制の事は更之れより急なるものあり乃ち後事を宍戸九郎兵衛渡邊伊兵衛に托し其の十月十五日を以て來原等と俱に萩城を發す同月七日神器陣見合諸兵家山鹿流見合諸砲家萩野流見合に令して曰く兵制改革は清徳公銃陣制定の遺志を繼て之れを擴張するに在り諸家宜しく各、其技を勵み兼て長沼兵要録西洋諸國の兵制砲隊銃陣の諸規則洋式射擊諸法等を講究し學理は博習堂に就き之を松島剛藏等に諮ひ實務は西濱深野兩場に就て之を修むべし自ら其技を執て相下らず己れを知て他を知らざるが如きは獨り公の意に背くのみならず亦清徳公の遺志に反するものなりと令下るに及び諸士往々洋式銃陣に志すものありと雖ども萩野流門下守永彌右衛門阿座上勝之進南部彌四郎佐々木龜之助桂讓介の徒皆之を以て快しと爲さず極力銃陣を排論す國相靱負の嗣子滋之介亦た之れに與みせり然れども靱負能く私情を捨て、公事に勉め暇あれば乃ち躬自ら深野町に臨み世子忠愛公を促して屢、又蒞ましむ靱

負齡高く體衰ふるの故を以て親しく隊伍に列せずと雖ども之れを勵ますの道に於て至らざるなし安政六年中に在りては深野町操練の兵員五十餘人と稱す明倫館内尙諸流の演習ありて行はる北海日露境界の議囂しく時勢益、迫まる國相府曩きの諭令に基き八月十日豫め操練の日を定め先づ麾下の輕卒をして之れを演せしむ九月四日手廻足輕三隊弓物頭粟屋丹治の組足輕一隊十七人鐵砲物頭氏家彦十郎羽仁彦右衛門の組足輕二隊三十六人の操練を西濱に試み老臣毛利伊豆臨場して之れを視る十日更に先手足輕六隊弓物頭山内三郎の組足輕二隊鐵砲物頭横山與一郎の組足輕四隊百四十四人の操練を試み十三日又十三組中間二隊員數七十人森永熊次郎の操練を西濱に試み然れも輕卒を先きにして士隊を後ちにすれば上下其技を顛倒するの弊を免れず指導區々に涉れば士心を惑はすの禍源あり他日軍制一定の際固より此障害を免れず此に於てか物議漸く起り一手別銃陣の操練爲めに中止の不幸に遭ひ之れが爲め明倫館練兵場は遂に未だ正式の操練を見るに至らず蓋し軍制の密議既に決すと雖も前田の歸藩稍、其期に後れ大綱公布の餘日なきを以ての故のみ既にして十二月二十七日前田孫右衛門江戸より歸り明日先づ平田新左衛門の

練兵用掛を解き尋て練兵場見合頭取役等の諸士を罷め末國與市八谷五郎兵衛井上忠右衛門粟屋右中以上見合大庭源之助矢田仲衛乃美千吉諏訪小太郎櫻井平右衛門井原素兵衛以上頭取等を以て之れに代らしめ射術三場中の二を廢し更に砲術稽古場を置き射術三流の日課を定めて交互其技を演ぜしむ萬延元年正月十二日浦靱負以下諸老臣皆臨て之を視る陣法忽ち面目を改め練兵場又昔日の觀なし此日入場を命ぜらるゝもの教師十八人助教十人小隊銃士二十五人砲術劍鎗火術の壯輩二十七人たり日に其術を修せしむ手元役藏元役遠近方所帶方作事方唐船方郡用方差引方町奉行の如き行政の諸務に従事するものと雖ども公務の間小隊稠隊の諸法を修行せしむ之を入込稽古と謂ふ後ち入場を命ぜらるゝもの高杉晋作等四十九人祖式金八郎等十四人桂讓介等七人あり十五日明倫館の學頭に令じ銃陣操練に従事する諸生は其間退館せしめ更に荻野流見合に令し其砲演を中止せしむ荻野門下爲めに奮激し病に託して出でず密に相集りて藩政を誹謗す荻野流弟子中雷岡諭等一兩同せざるもの茂名あるのみ既にして中間頭十七人に命じ小銃稠隊の操練を演ぜしむ公亦幕府に請

ひ儀仗の兵器を變更し和銃に換るにゲベル銃を以てす世子の儀仗亦同じ因て公世子と亦銃隊指揮の道を購ぜざるべからず且つ世子東上の期恰も迫り之れを學ぶ最も急を要す此に於てか躬自ら明倫館に臨み諸隊の操練を視更に左右の侍臣を集めて小隊を編し自ら之を指揮して以て其術を修す香川半助川北庄之助佐伯梅三郎教授の任に當る教練用掛の輩亦交、殿中に出入して指導する所あり時に信順君齊熙公の二男の子順明君亦銃陣を修し木川權次伊藤庸藏作間瀨兵衛兒玉兵助駒井政五郎岡崎竹之助大野四郎右衛門教授の任に當る銃陣の操練是に至りて漸く盛んに明倫館内其教場を増すに至る當時御覽所續きの稽古場を教師助教の教練場に當て南稽古場を深野町以來出精稽古人數砲家劍槍火術出精人數の教練場に當て北稽古場を深野町以來の總稽古人數諸師家並嫡男江戸歸來諸士の教練場に當て馬場射術場を新志願諸士の教練場に當つ而して足輕物頭諸政務員等も亦た交、出で、教練に加はり執銃の士館内に充ち號令の聲四方に達す明倫館の此舉あるや三田尻の越氏塾山口の講習堂皆争ふて銃陣操練を開始し有志の徒來り學ぶもの頗ぶる多し乃ち見合頭取役を増員し正月十八日を以て檜崎八十槌佐々木男也を三田尻に差遣し十九日を以て江木清次郎兒玉勘七郎を山口に

差遣し共に洋式銃陣を傳へしむ後ちケハール銃火藥雷管を兩地に分給し更に三田尻諸士をして親しく萩に來り明倫館に入て以て兵式を觀覽せしむ三田尻都合役乃美權右衛門の請に依るなり蓋し操練の動作をして彼此歸一せしめんとするに在るなり意ふに毛利氏の兵中手廻先手兩足輕三十一組は戰鬪第一の重兵にして所謂軍の主力たり十三組以下中間に至りては古制未だ卒中に列せずと雖ども新兵制は之れを銃手に置く亦足輕に次ぐの重兵たり故に輕卒以下の操練は最も其急を要すと雖ども士隊に先ち之れを行へば序を紊るの弊あり是を以て輕卒の操練は藩地に在りては一旦中道にして廢するの已むを得ざるに至れり然れども江戸邸に在りては依然として其操練を修せり藩地獨り之れを廢すれば亦自ら衡を得ざるものあり是故に藩地も亦萬延元年正月十七日再び輕卒銃陣の操練を實行す砲隊銃陣教練用掛の徒日に臨て之れを監す蓋し此操練は物頭の請に因り其開始を許可したるものにして未だ上より之れを命じたるに非らず然れども公世子と既に儀仗の兵器を改む鹵簿に列するの輕卒をして勢ひ新式に依らしめざ

るべからず此に於てか二月二十日手廻鐵砲組足輕四人先手鐵砲組足輕十六人を擢て西洋銃陣の操練を命し尋て手廻組中各兩三名を抜き先手組中各一名を抜き合して以て一小隊を編し物頭をして之れが指導の任に當らしめたり

此の如くにして寄組以下中間に至るまで略既に生兵教練小隊教練の法を暗す是れより先き正月十五日前田孫右衛門長崎傳習生の爲めに行相府に請ひ杉山徳三郎中村六之助を招聘し以て大隊教練を學ばしめんとす行相府以爲らく徳三郎の修むる所は机上の學たるに過ぎず故に之れを聘するも應用の効なからんと因て其請を許さず教官等乃ち相議し毎月十二回書籍に就て大隊教練の要を修め以て小成に安ずるの弊を矯めんことを用掛に請ふ大隊司令官は乘馬尻割羽織着用の許可をも請へり用掛乃ち前田孫右衛門等と相議し遂に之れが自習を許せり此に於てか藩地亦大隊教練の事あり然れども未だ兵員を充て、實修するに非ざるなり以て櫻田事變の時に及ぶ

第三十三章 安政年間の兵制改革 (其二)

江戸在番者の諸訓練

長藩士新錢座の實習○長藩士軍艦教授所の實習○蘭書會讀所の開設○麻布
邸射撃演習の開始○麻布櫻田兩邸の銃陣演習○騎砲二隊の操練開始○新錢
座の大隊操練

毛利氏が銳意銃陣獎勵に志すの時に當り江戸に在りては新錢座高島流銃陣傳習
所あり築地軍艦教授所あり幕府諸侯と多く士を出し就て學ばしむ既にして又築
地講武所の設あり而して毛利氏櫻田麻布兩邸銃陣操練の事あり世靡然として風
に向ふ新錢座高島銃陣は江川坦庵其師高島四郎太夫の志を繼ぎ子弟を邸内に集
め教授する所たり四郎太夫故ありて罪を得後ち免さるゝに及び坦庵復た共に子
弟を陶冶す時に幕府亦洋式銃陣に意あり乃ち保護獎勵假て以て諸士を養成する
の所と爲す長藩の士粟屋翁介等は四郎太夫の門弟たり桂小五郎等は齋藤彌九

郎と深交あり彌九郎は名を江川氏の士籍に列す故を以て赤川直次郎等數輩粟屋
桂等の幹旋に因り入て江川の門下生と爲る而して長藩の士風尙ほ動もすれば劔
槍を尙ひ火術を賤む奮て銃陣を講究するもの稀なり安政二年七月幕府長崎直傳
習の事を開始し岩島源八郎長澤剛吉望月大象等十數名を以て傳習生と爲し蘭人
に就て其術を修めしむ傳習生等業成り歸るに及び幕府兵制の論大に更まる而し
て築地講武所は海軍操練を事とし新錢座は陸軍訓練を事とし共に幕府の有と爲
る此に於てか幕臣の入て操練を修むる者多く諸侯の士亦來り學ぶものあり長
藩飯田平治等亦嘗て茲に學ぶ安政六年四月五日公江戸に入る去歲以來長藩亦兵
制改革の議あり因て先づ在邸の士をして新錢座訓練場に入り以て其術を修めし
めんと欲す井上與四郎内藤萬里助藤井庄兵衛等公の意を體し與四郎は其子壯太
郎萬里助は其子隼之助庄兵衛は其子丑太郎をして率先新錢座に入らしむ壯太郎は四月
十三日隼之助丑太郎は五月七日を以て入是れより以降在邸の士就て銃陣を修むる者漸く
門す井上梅樵亦其十四日を以て入門す多し同年八月十四日井上與四郎の擇まれて江戸銃陣教練用掛と爲るや新錢座に

到りて諸生教授の勞を謝し 同日江川太郎左衛門坦菴に銀子五枚調練場世話方松岡正平長崎與四郎中村信八柏木綱藏雨宮新平齋藤彌九郎に半紙各二束教授方岩鳥源八郎山田熊藏市川來吉森田貞吉八田篤藏長澤剛吉に各金百疋を贈る 更に自から請て江川の門人と爲る蓋し身教練用掛たるを以て親しく實習するの要あるを以てなり此時に當て長州肥後の士江川の門に入るもの愈々多く調練場の諸生二藩の士實に其半に過ぐ大隊操練の如き常に二藩の士を以て其半を編成す而して幕府旗下の士調練場の其保護に成るを以て權を恣にせんと欲し二藩の士を目するに陪臣を以てし其技精熟するものと雖ども大隊司令たるの權を與へず此故に二藩の士憤慨相約して場に臨まざるに至れり後ち交互大隊司令たるの規定を設るに及びて其事漸く解けたりと云ふ是れより先き幕府講武所設置の議起り安政二年二月四日諸員を任命し翌三年三月落成し翌四月之れを開始す其科目たる劍槍水練の類に過ぎず而して修學の徒限るに旗下の士を以てす然れども幕府の意たる廣く西洋の兵術に則り長崎直傳習生の歸來を待て更に軍艦操練を開始せんとす幕臣中糟屋五郎兵衛久保田助次郎の輩往々異論を唱へ幕府頗ぶる其抑制に苦む安政四年三月四日永井玄蕃矢田

堀景藏等軍艦觀光丸に乗して長崎を發し二十六日品川に入る此に於て講武所内別に軍艦教授所を置き觀光丸を以て其練習艦に充て玄蕃を總督と爲し景藏を教授頭と爲し假りに教授所規則を定め七月十九日を以て開始し令して諸藩の士亦旗下の士と共に同く就て學ぶを得しむ當時長藩外は長崎傳習生の海軍諸術を修むるあり内は西洋學所の海軍諸學を講するあり故に軍艦教授所の起るありと雖ども亦深く意を此に注がす以て安政六年に至れり同年公東勤江戸に在り時恰も新錢座練習の事起る乃ち陸軍兵制を改革すれば海軍兵制も亦改革せざる可らざるを察し十一月十三日北條源藏戸倉豐之進をして軍艦教授所に入らしめ二人は曾て長崎傳習生と爲り斯道に通せるもの其教授所に入るは軍制改革會議の材料を得んが爲めなり 萬延元年正月八谷寛右衛門松本源四郎をして亦教授所に入らしむ既にして二月二十五日國相府桂右衛門石原荒吉久坂玄瑞以上英學 入谷五郎兵衛大庭源之助熊野藤右衛門内藤謙助中村源助以上騎兵操練 岡部富太郎福原又四郎平岡兵部以上運 高杉晋作尾寺新之允笠原半九郎以上航海學 弘勘七松本源四郎戸倉豐之進以上航海術松本戸倉は國相府の請に先て已に教授所に入る 井上梅槌檜崎八十槌郡司千左衛門

以上艦を軍艦教授所に入れ以て各其術を修せしめんと請ふ行相府亦之れを賛す砲術教授所を操練所と改む而して七月十八日幕府軍艦操練所教授所を操練所と改む就學の範圍を擴張し陪臣有志と雖ども普く之れが入學を許す此に至りて長藩の士就學を請ふもの漸く多し

當時幕府又蕃書取調所を九段坂に置き蘭書を翻譯するを以て其主務と爲し旁ら蘭學志願の徒を教授し以て後進を誘掖す安政三年二月若年寄遠藤但馬守目付

大久保右近將監儒者古賀謹一郎等を以て用掛と爲し其四月諸侯の臣箕作玩甫

松平三河守の臣杉田成卿酒井修理太夫の臣高畑五郎松平阿波守の臣松木廣庵松平薩摩守の臣原田散策松平肥前守の臣川本常

民九鬼長門守の臣田島順甫板倉伊豫守の臣長藩の手塚律藏東條英庵を以て教授方と爲す教授の

法は原書に就て直ちに講究せしむるに在り故に苟も蘭學の素養なきものは之れ

に入るを得ず是れより先き安政二年十月毛利氏蘭學者青木周弼坪井信友をし

て江戸諸名家を訪ひ西洋兵制の事情を細問せしめ更に河野榮流をして手塚律藏

律藏は防州人にして獨立して業を修む故に未だ藩用を爲さず後ち佐倉侯に仕ふに就て西洋海軍の術を講究せしむ後ち安政五年

三月十九日公坪井信友東條英庵青木周弼竹田庸伯を櫻田邸に召し毎月三回蘭書

の會讀を行ひ西洋日進兵制文物の理を講せしむ庸伯之れが會主となり桂小五郎

亦其班に列す然れども當時幕府未だ蘭人直購買の禁を解くに至らず故を以て蘭

書甚だ乏しく之れを得る意の如くならず青木周弼乃ち公に請ひ手塚律藏を以て

會讀者に加ふ其蕃書取調所に出入し書を得るに便なるか爲めなり八月二十一日

竹田庸伯坪井信友久坂玄瑞等自ら請て蕃書取調所に入り與に西洋の學を修す

當時久坂玄瑞赤川淡水等江戸を脱して京師に上り梅田源次郎等慷慨の士と相結び鎖攘の説を唱へ或は過激の動作あらんとす因て玄瑞を諭して再び東下し蕃書取調所に入らしむ玄瑞蘭學の素養なきを以て

竹田坪井等と共に蘭書を繙く能はず快々として歸六年五月二十五日櫻田邸蘭書會讀所を

麻布得一亭に移す公東勤櫻田邸に入り邸狹隘を感ずればなり七月二日村田藏六

を擧げて蘭書會讀の班に列す藏六は蕃書取調所手傳と爲り當時博識を以て聞ふ

るものなり蘭書會讀の士斯の如く夫れ多し而して博習堂教授用兵書此諸人の手

に成り兵制改革の詮議起るに及び常に行相府の顧問と爲り以て改善の功を奏

せり

幕府既に新錢座調練所築地軍艦操練所九段蕃書取調所を并立し大に西洋の學術

を獎勵す而して毛利氏も亦頗ぶる意を此に致し藩臣を各處に分派し就て其學を修めしめ以て他日兵制改造の資に供せんとす隨て江戸兩邸亦銃陣の操練に怠らず安政六年公手廻組大組在番士有備館諸生等を集め銃陣を邸内に演じ時に或は新錢座調練場に演せしめ曩きに新錢座就學の諸臣を以て之れが教授に任す井上梅槌等麻布邸に師と爲り井上壯太郎等櫻田邸に師と爲る井上與四郎を教練用掛と爲せしも此時に在り八月十日當時教授に當るもの概ね少壯の輩にして時に威嚴を缺くあるを以てなり與四郎或は長崎聞役と爲り或は相模備場預奉行と爲り或は郡奉行と爲り或は當役座政吏と爲り親しく内外の要務に任し時情に通ず故に此命あり與四郎命を受けてより自ら新錢座に入りて隊伍に加はり日夜勤勉其術を修む公又幕允を得て八月十日櫻田邸内陣鐘太鼓操練を開始し麻布邸内射擊演習の事を開始す皆銃陣に要ある故なり當時公の意たる藩地に在りては小隊教練を修めしめ江戸に在りては大隊操練を修めしめんと欲す然れども江戸在邸の士其數以て大隊を編制するに足らず此に於てか輕卒を擧げて以て隊伍

に加へ其數を充てんと欲し乃ち手廻物頭祖式宗輔先手物頭井上七郎三郎をして部下足輕に砲隊銃陣教練を授けしめ中間頭唐崎馬之助澄川小次郎をして十三組其他中間に銃陣教練を授けしめ猶ほ其數を増さんと欲し諸政吏に命じて悉く手付中間を擧げて教練の中に加へしむ時に井上與四郎祖式宗輔等戎馬をして音響に驚駭する無らしめんと欲し銃砲射擊に依て之れを試み成績あり是れより先き公江戸藩地の銃陣教練を一定するに意あり九月長崎傳習生中出群の士を江戸に召す來原良藏野村彌吉正木市太郎召に應じて到る公之れを新錢座調練所に入れ來原野村を有備館に置き正木を麻布邸に置き共に諸士の銃陣を監せしむ此時有備館科目中銃陣の一課を加へ毎日午前二時午後三時間銃陣撒戰等の諸教練を爲さしめ又毎月八回麻布邸に到りて獨立及び密集射擊を演せしむ當時小笠原彌右衛門平野小太郎内藤勘九郎横田百合三郎中村源助銃隊稽古掛たり井上梅槌砲隊用掛たり公井上梅槌中村源助井上壯太郎山縣與右衛門渡邊宗一郎をして火藥彈丸を製造せしめ特に飯田正伯をして雷管を作らしむ當時の彈丸は鉛製にして火藥も亦粗製なりしを以て容易に補給するを得し雷管は外國製を用ふるを以て容易に補給する能はず飯田正伯外國製雷管を分析して之れを作る其形崎なりと雖も發火力に至ては敢て譲らざりしと云ふ時に目付役桂小

五郎櫻田邸に居り福原庄兵衛麻布邸に居り與に百事を監掌す而して兩邸の諸士中既に生兵教練小隊稠隊に熟練する者は新錢座調練所大隊教練三兵連合調練等ある毎に必らず往て之れを視る其邸中銃陣教練は公益田彈正と交互臨觀勤情を檢し賞罰を明かにす故に寄組高祿の士と雖ども皆三冬の風雪を冒し役々操練に従事し倦むを知らず十二月晦正木市太郎を以て麻布大納戸用掛と爲す是れ銃陣銃手を増すに隨ひゲベル銃購買の急務あるが故なり

萬延元年正月十二日公世子と參勤鹵簿の小銃を以て悉くゲベル銃に改め且つ其銃袋を脱去せんことを幕府に請ふ幕府銃器の變更を許して脱袋を許さず同月井上與四郎奥番頭格と爲り兵制改革の内議に參し井上壯太郎野村彌吉神奈川に於て通詞石橋庄次郎齋藤惣之助に就て諮る所あり二月騎砲二隊の操練を開始す有地藤馬内藤一之輔原要人山縣箴大西小隼太粟屋貢仙波三郎兵衛檜崎友次郎中村源助黒田清之進等騎隊操練に従事し中山衛士之れが用掛と爲り上田藩士山田純一郎を聘して教官とす有備館の諸生皆砲隊操練に従事し井上梅槌之れが用掛

と爲る防長の地は山岳多く騎兵を用ふるに所なく隨て騎隊を置くに及ばずとの持論なりし毛利氏も遠征平地に戦ふの時は之れなかるべからずとの論出で遂に騎隊を設るに至るの操練着々其歩を進め小隊稠隊の運動を習得す此に於てか幕府に請ひ新錢座調練所を借て以て大隊教練を試みんとす十二日行相府乃ち諭書を井上與四郎に授け之れが備を爲さしむ其諭書に曰く

一銃陣教練追々御引立被仰付候處大隊發砲之廣場不便利に付新錢座稽古場借受相成明十三日より當月中日稽古にして被差越早々習熟せしめ候様可被仰付との御事に候間役用等も相成丈け申合練合罷出令出精候様被仰付候事但合藥管共に於場所組役座より渡方之事尤残り之分は返上被仰付候事付たり火相筒教師へ返し於場所發砲往來込筒持參致間敷候事

一日々新錢座朝四つ時揃之事

一數日引續き場所罷出候に付ては辨當草鞋代遠方御用使之見渡を以て日別一人五十文宛被渡下候尤往來茶店立寄認之儀は用捨被仰付候事

右之通被仰付候條往來行規好手荒の儀等無之様別て相慎候様被仰付候事

規約既に定まる乃ち十三日以後日に大隊教練を新錢座に試む公親しく臨觀するを得ざるを以て二十六日中村源助井上梅槌冷泉五郎を殿中に召し木形を以て隊伍に摸し席上大隊教練を演ぜしむ後ち屢、此事あり公遂に手がら木形を執て之れを演ずるに至る同月足輕中間七人に各錢二貫文百七十八人に各錢一貫文を賜ひて銃陣稽古の勞を賞し怠慢の中間二人を罰して賞罰を明かにす伊藤博文公亦一貫文を賞せられたる一此の如くして以て櫻田事變の時に及べり

第三十四章^二 安政年間ノ兵制改革 (其三)

兩相府の内議

山田亦介小銃隊編成意見○旗下操練の大綱と輕卒編成の立案○兵制改革の議決條項○新兵制に管する老臣への諭令

初め毛利氏の兵制改革に志し山田亦介を以て手當方に任するや海陸の軍政概ね其手に委す而して兩相府の詮議亦此時に始まる彼の長崎傳習深野町銃陣江戸邸教練の如き事皆兵制改革の意に基くと雖ども未だ初より一定の規矩あらず公東勤在府の日を待て議漸く定まる其然る所以のものは當時行相府員未だ高島流銃陣の何物たるを解せず國相府員亦未だ長崎傳習生の技倆如何を知らず漠然の間之れが改革案を定むる能はざるの故なり安政六年六月傳習生來原良藏等長崎より歸り洋式銃陣を深野町に演ずるや山田亦介就て之れを視其甚だ利あるを覺り乃ち來原と相議し足輕を以て小銃隊を編するの案を具し國相府員浦靱負前田孫

右衛門の贊助を得之れを行相府に致す其要に曰く凡そ實戰に臨み一國の存亡を賭して雌雄を死生の間で争ふ者は徒らに形式見戯に類するの陣法に依る可らず今西洋銃陣の動作を見るに進退分合變通各制あり兵を動かす手足を使ふが如く歩兵操縦の術亦至れりと謂ふべし長藩古來の制足輕以下未だ一定の法規あらず弓銃槍刀區々其技を異にし隊伍節制なく器具亦一ならず三千の輕卒遂に烏合の衆たるを免れず嚮きに公東勤の途に上るの日一手別操練開始の命あり然れども此衆を以て之れを試む其果して効あるを知るべからず兵にして節に合せずんば操練も益なし況んや實戰をや故に宜しく先づ足輕をして悉く銃を執らしめ以て小銃隊を編するの手段を取り改革第一の詮議に付すべし兵制改革は偉業なり談笑の間咄嗟に辨すべきにあらす先づ其操練よりして以て編成法に及ぶべきなり當時内憂外患將さに起らんとし農兵組織の議亦盛んに行はる此時に當り三千の輕卒をして坐食爲す所なからしめば亦必らず過大の費を損せん速かに此議を採納するに如かずと乃ち付するに左案を以てす

城代付足輕

銃陣教練を命じ習練場にて修業せしむる事

手廻弓物頭中

先手弓物頭中

組の者に砲隊教練を命ずる事及其頭々打方備組會得の事

手廻筒物頭中

先手筒物頭中

同上

十三組中間頭中

地方組中間頭中

組の者銃陣教練を命ずる事及頭々打方備組會得の事
但組の者根業從前の通

百人中間頭中

藏元證人役

藏元付中間の者に銃陣教練を命ずる事
但根業從前の通

武器方付中間

城山付中間

銃陣教練を命じ習練場にて修業する事
但根業の間合

鷹方下役中

雜色中

食焚中

厩者中

四役中

濱崎手舸子中

三田尻梶取并手舸子中

平郡舸子中

新中間頭中

新古六尺中

銃陣稽古を命ずる事
但根業の間合

軍艦乗組の節要用に付銃陣稽古を命ず
る事

組の者銃陣教練を命じ及頭々打方備組
會得の事

銃陣稽古を命ずる事
但根業の間合

是れより先き七月九日國相浦靱負書を行相益田彈正に寄せて曰く夫れ兵は機な
り機を觀て變に應ずるは古今の通義たり長藩苟も名族江家の末に居り形勢を察
して變に應ずるの道を知らずんば遂に世の嘲笑を免れざるべし故に兵器武術軍
隊の編成にして當世に迂なるものは悉く之れを去り更に切實のものを取て之れ
に代へ武備を改修せざるべからず改革の令一たび下り因循執拗命を奉ぜざる者

あらば死を賜ふも可なり境外に逐ふも亦可なり非常の功を奏せんと欲するもの
は勢ひ果決勇斷を避くべからずと書到る前田孫右衛門周布政之助等皆其意に同
す山田亦介案を致すに及び八月十八日浦靱負復た書を益田彈正に寄せ亦介の所
説を賛して深野町西洋銃陣の利を説き明春世子東上公と親しく相合議し以て改
革を決行すべきを言ひ且つ足輕小銃隊の一事は最も急を要するを以て速に公の
裁許を得んことを請ふ時に公行相府政吏と既に新錢座入學諸士の銃陣操練を實
視し兵制改革の急務たるを知り八月十三日井上與四郎を以て教練用掛と爲す此
月行相府書を國相府に寄せて曰く公一昨高島銃陣を邸中に演じて之れを視意一
決尋で軍政詮議の下命あり客臘送る所手當方改革案は調査既に其半を過ぐ要靡
下入手の編制に基き和漢古今の兵法を取捨し西洋日進の戰術を參酌し以て一定
不變の兵制を設けんと欲するに在り獨り彼の歩兵稠隊の制を以て足れりと爲す
べからず更に積むに日子を以てし兵書を涉獵して遺漏なきを期し公が歸萩の日
を待て公布する所あらんとす公の意亦此に在り然れども海内の形勢日に急なり

曠日彌久徒らに成るの日を待つべからず故に今假りに應用の兵制を立て行相府所屬の輕卒に命ずるに步砲調練の事を以てせんとす國相府亦宜しく其意を體し輕卒操練の途を開き一手別銃陣と並び立て實修を勉むべしと後二十五日行相益田彈正亦其意を以て國相府加判役に移牒し且つ送るに旗下操練の大綱輕卒編制の立案を以てし之れに依て假制規を設け操練を開始すべきを告ぐ其旗下操練大綱の要に曰く

熟々軍制沿革の事を案するに往古より實戰の事蹟和漢兵家の說皆兵に奇正の別あらざるはなし西洋にも亦輕兵重兵の區別ありて輕兵は奇變の動作をなし重兵は正面攻撃に任ず步騎砲皆然り重歩兵小隊稠隊は賤卒を以て編成し輕歩兵小隊撤隊は戰術熟練の士を擇て編成す騎兵の輕重小隊砲兵の輕重小隊亦其軌を一にす之を本邦に應用すれば諸士を撤隊となし獨り小銃の操縱法を習はしむるのみならず刀槍弓馬砲術等步騎砲三隊の輕兵撤戰法を專修せしめ足輕以下を重兵となし步砲二隊の稠隊法を專修せしむるを以て逕路とす而して步

砲稠隊の幹部たるべきものは士分中より選任するが故に士分は撤戰法を修むると共に稠隊操練の諸法を熟知し之が指揮號令に通じ兼て和漢の兵法をも修めざる可らず由來本邦の兵制は概ね小戦闘に適し大戦闘に適せずと雖も之を擴張せば多々益辨するを得るの隊形と爲すこと必ずしも難からず西洋の隊伍も亦た小より大に推し及ぼしたるものに外ならず要するに兵の強弱は節制規律の立不立にあり苟も節制規律なきの軍隊は兵數多きも戰に利なし唯小銃稠隊の制は本邦未だ之れ有らず取て以て我が制となすべし古來傳ふる所の本邦撤戰法は之を輕卒に應用せんこと容易ならず且足輕以下は實戰に際し正面攻撃の重兵に使用せし古格あれば之を稠隊となすは異例にあらず西洋諸國用ふる所の撤戰法は未だ詳知せずと雖ども本邦古來の武術は弓馬刀槍銃砲等悉く皆獨立戰法を専らとするものなれば之を活用せば所謂輕兵撤戰の用を爲すを得べし此法若し不便ならば時に隨て改定すべし天山十八陣其他諸流の銃陣も規律を立て虚飾を去り實用を主とし利器を擇び勁銃を集め動作を敏活にせ

ば撒隊戦法に裨益する所あるべし今旗下操練の大綱を定むること左の如し
 小銃隊四十人を一隊とす 弓隊二十人を一隊とす 槍隊二十人を一隊とす 馬上弓隊二十騎を一隊とす 馬上
 槍隊二十騎を一隊とす 馬上銃隊二十騎を一隊とす 大砲隊四十人を一隊とす 馬上
 手廻頭記録所役奥番頭及以上同格の士小姓御前警衛隊士等は馬廻警衛第一の
 士分なれば七隊中公の方寸を以て撒戦操練を命ぜらるべし此隊伍は公親から
 指揮號令あるを以て陪隸を隨從するを許さず

食祿二千石以上の士分は陪隸四十人以上を有するを以て自分備は撒綱二小銃
 隊の一を擇び裁可を経て訓練せしむべし其陪隸四十人に滿たざるものは千九
 百九十九石餘以下の部に加ふるものとす

千九百九十九石餘以下の手廻頭船手兩組遠近付諸士は其陪隸四十人に達せざ
 るを以て二家若くは數家の陪隸を合して一隊となし隊長其他の幹部は公の指
 名を以て之に任じ七隊中の一を擇び専ら撒戦法を訓練せしむべし若し頭數過
 多なれば時として綱隊戦法の訓練を命ずることあるべし但船手兩組のみは専

ら海軍操練に従事すべし

寺社組無給通徒士三十人通同觸流士雇は四十人を一隊とし隊長其他幹部は公
 の指名を以てし銃隊若くは砲隊戦法を訓練せしむ但徒士は徒士頭に屬し馬廻
 に於て操練し船頭中は専ら海軍操練を勵むべし

軍監は目付役使令は使番之を勤め金鼓員諸手及び小銃大隊司令其他諸幹部は
 手廻大番士以下より選擇し輜重並補充隊は老臣以下賤卒に至るまで總て諸隊
 編成の殘餘及馬廻警衛諸士の陪隸を以て組織し四十人一隊若くは二十人二十
 騎の一隊を編成し輜重の護衛諸隊缺員の補充をなさしむ其操練は撒綱二隊何
 れにも應用し得る如くに陶冶せしむべし

以上の如く操練の大綱を制定せられたり之に基きて隊伍の編成技術の修練運
 動の節制を定め時々訓練せば終には善美の域に達すべし就中撒隊戦法は弓馬
 刀槍銃砲諸術等古來の天山十八陣諸家流法を始めとして古今兵學者の所説西
 洋諸國の三兵撒戦法等を兼修して取捨折衷せしめば人々諸法の是非得失を自

悟し兵制一定の令出づるに及びても異議を唱ふるもの少なからん一手別操練は此大綱に法とり總奉行協商し一時限りの假制を立て速に開始せらるべし江戸に於ては頃日公自ら以上の大綱を以て左右諸臣に武術演習を命ぜられ異變に處する出師經畫も亦近日右の大綱に基き制定せられんとす大綱は固より永世のものにあらず遺漏あり誤見あるは必然なれば諸老臣國相府員手當方老吏等重て精竅の詮議をなし之を公表する前再び公の聞に達し其裁可を仰ぐべし且此大綱に關する委曲は別紙輕卒編制案と共に世子公の一覽に供せらるべし又輕卒編制法の要に曰く

足輕中間の戦場の動作は弓銃槍三段の備たりしこと古格に之れあり然るに降て本邦及び諸外國共に火器を主用するに及び兵制亦自然に變改せられ既に庚戌以後手廻先手弓銃の徒に砲術兼修を命し十三組中間に小銃を兼ねしめ藏元付地方組百人中間に長柄稽古を命じたり今又之れを擴張して藏元付其他諸中間に小銃兼修を命ぜられたり其足輕以下戦時の編制及び使用兵器は左の如し

一手廻弓足輕二組 四十人

弓砲の間

一手廻筒足輕四組 八十人

銃砲の間

右弓隊は二十人を一隊とし銃砲は二組を合して四十人を一隊とし物頭役に其司令を命じ以下の幹部は手廻組大組中の士を選任して物頭助役を命ず但一組二十一人中の殘員一人は古制に準じ組中の諸雜事に充つるものとす

一先手弓足輕五組 百五十人

弓砲の間

一先手筒足輕二十組 四百二十人

銃砲の間

右弓隊は二十人を一隊とし銃砲は二組を合して四十人を一隊とし物頭役に其司令を命じ以下の幹部は大組中の士を選任して物頭助役を命じ一組二十一人中の殘員一人は古制に準じ組中の雜事に充つるものとす
元來先手足輕二十五組は二十一人を物頭一人に統轄せしめ物頭二十五人を大頭一人に管理せしめ陣頭第一の重兵として制定し來りたるものなり

之を西洋諸國の編制法と對比するに所謂伯魯屯大隊に當るものにして大頭は大隊司令物頭は小隊司令に比すべし其頭數及隊伍數に於ては彼此異同ありと雖ども輕卒駕馭の法は乃ち一なり故に各指揮官は古制を其儘に襲用す又火砲を兼修するを以て時としては弓銃の別なく凡て大砲隊に編制することあるべし但大砲及小銃は一に舶來式に依り修練せしむ

但手廻先手弓足輕七組百四十人は足輕中の筆頭たるものなれば戰場に臨みて實用ある武器を携帶せしむるを要す弓矢は勿論大砲と雖ども時としては戰場に使用し能はざることあり故に小銃隊訓練を兼修せしむるを以て利ありとすれども下卒徒らに古格を貴び兵器の利非を辨せずして一意賤業に貶黜せられたるものと速斷し事或は煩雜に陥らんことを慮り暫く弓砲の兼修を命ずれども他日總て小銃隊に編成するの精神なれば其意を合みて下命すべし

一藏元付中間古組新組雇共 三百四十八人

長柄小銃の間

- 一地方組中間古組新組雇共 二百八十三人 同上
- 一十三組中間古組新組雇共 五百十八人 同上
- 一百人中間兩組三百七十一人 同上

但百人中間は古格旗幟携帶の賤丁なれども軍伍中に數百の旌旗を樹立し軍形を壯觀にするは元來虚飾の陣法にして實戰に益なきのみならず却て我が位置を敵に示すの不利ありて當今の兵術に適せず依て爾後幟備を廢し百人中間をして十三組中間に同じく長柄小銃の稽古を命ず然れども江家相傳の旌旗は軍事必需の標驗なれば古格を存し百人中間中より筋骨勇健にして且小銃長柄の術に熟練せるもの二十人を選びて其把手とし鍵幟は六尺中より選擇して把手たらしむ

右四組中間の小銃隊は西洋銃陣に則り銃手三十二人を一小隊とし八小隊二百五十六人を一大隊とし大隊司令以下諸幹部は大組手廻組遠近付の士分中より選任し中間頭は小隊幹部中に加ふべし右手廻足輕以下は小身の賤卒に

して居常武を講し技を學ぶ等總て自己の意思の如くならず故に之れを訓練するには銃砲射撃法を始として列中諸動作等皆一の規格を立て勉めて虚飾を省き簡便を主とし習熟容易にして戦場の働き確實なるを期すべし殊に遠達の武器は戦闘第一の要具にして軍中の首兵なれば之れを統ふるの道を講ずるは最も緊要なり乃ち戦法確立し規律森嚴にして節制能く整ひ隊伍堂々たるを要す就中戦法を確立するは急務中の急務なれども本邦古來の弓銃槍三段備は概ね小戦闘法にして三百人に及べる大隊を一人に指揮號令するの規法なし最も和漢兵家の諸説を參考し此小戦闘法を擴張せば必ずしも大戦闘法を尋ね得られざるにあらず然れども銃隊及砲隊の制は外國の所長を取るの優れるに如かずと云ふの主意を以て洋式操練を命ぜられたり

一六尺 百五十 幟其他器械把持手
一人 以上の外城代付足輕 二十 厩丁 百九 雜卒 四十 鷹方下役 三十 手工三組 三十 其

他番卒四役武具方中間等の多數賤丁にも戦場の武技動作等を規定し訓練せしむべし

右は其方針を示したるものに外ならず更に手當方にて商議し逐條個々に評決したる上再び公の裁可を請ふべし唯在府中の出師經畫は如今急を要するものあるを以て右大方針を立て、武を練るのみ能く公の深意を奉戴して速に軍制詮議を開かるべし

同日行相府員周布政之助井上與四郎内藤萬里助等書を裁して國相府政吏前田孫右衛門に寄せ更に立案綱領の意を敷衍し反覆詳説す然れども文書の應酬は往々隔靴搔痒の憾あり此に於てか九月十八日行相府遂に前田孫右衛門を萩より江戸に召致し改革の議に參せしむ當時議に列するもの周布政之助井上與四郎内藤萬里助來原良藏正木市太郎北條源藏等たり討究二十餘日略其大要を議了す其條項に曰く

一 練兵場修業を五科に分ち第一科の生兵教練小隊教練鼓法大隊教練の四等と

し第二科を大砲手續玉打砲隊教練の二等とし第三科を歩銃姿勢玉打十八陣習練小隊諸役之式の三等とし第四科を騎銃姿勢玉打騎銃隊習練金鼓員旗旗用法の三等とし第五科を大隊司令之式砲隊司令之式步騎撤隊司令之式の三等となす事此五科の項目は前田孫右衛門歸萩後手當方の評議に付し山田亦助修小隊教練大隊教練の三等として前案の誠法を除く第四科に加ふ速成に困難なるの故なり當時藩地駒井土屋等誠法を知るものありと雖ども江戸邸に於ては其人なし祖式宗輔の子宗之介道家駒井等に就て其技を修め後江戸に出で、藩邸に在り是より江戸邸始めて鼓法の事あり第二科二等の名稱を砲兵教練砲隊教練と改め第三科三等の名稱を撤兵教練十八陣教練小隊諸役之式と改め第四科三等を騎兵教練騎隊教練金鼓員旗旗用法と改め第四科三等を増して歩兵隊司令之式砲兵隊司令之式騎兵隊司令之式三兵合操司令之式の四等とす

五科操典編纂を諸士に命する事

二西濱教練場を新設して諸士の練兵場となすを以て古習練場を習練場と改稱して輕卒の練兵場と爲す事

三一手別操練は言ふべくして行はれざるの情態あるを以て神器陣共に一時中止せしむる事

四明倫館練兵場に於て諸士に入込稽古を命じ先づ第一科中の生練兵小隊兩教

より開演し又習練場に於て輕卒の砲隊銃陣稽古を續行せしむる事

五射術稽古場三箇所中二箇所を合して新に大砲稽古場を開き殘餘の一箇所を弓家の射場と爲さしむる事

六足輕諸物頭は直に部下足輕の小隊司令たるべきものなれば砲隊銃陣規則を會得し卒伍の所爲をも習熟し置かしむる事

七騎射打球は嚮に本國に於て其稽古場を沒收し一時中止の姿と爲りたれども此技術は撤戦法の一助とも爲るべきものなれば復活して銃陣稽古の休日を以て其技を修めしめ兵制改革實施の後ち其存廢を決する事

八海軍を擴張する爲め森重政之進に造艦用掛を命じ航海運用諸術海軍操習法及艦内砲射撃法等を調査せしめ博習堂師範役と協商せしむる事

既にして會議終る十二月二日孫右衛門將さに萩に歸らんとす行相益田彈正托するに在藩老臣に示すの諭令を以てす曰く

此度御軍制沿革詮議被仰付候に付諸士並足輕以下撤稠隊共洋法の長所を御取

用の御主意に於ては各様被遂御詮議猶又惣奉行衆へも被及御示談候處格別存付の趣も無之右に付諸武藝稽古方を始御改正の儀は於御手當方詮議の上各様御一同御評議相決追々可被及御伺允洋法の儀は是迄不研究の事に付追々に相試御軍制一定の節迄には御存付被仰上儀も可有之乍然御沙汰相成候上人心不服の儀有之候ては不相濟事に付其節は御威光屹と相立候様御處置有之度由委曲被仰合之趣令承知及御聞候猶又段々被仰出之趣も有之委細申含差返候間御氣付の儀も有之候は、被仰越候様との御事に候

幾くも無く孫右衛門萩に歸り十二月二
十七日着乃ち新兵制の實行に映掌せり

第三十三章 安政萬延年間の海軍

大艦製造解禁の幕令○露國人戸田浦の造船○スクーネル形船の製造○君澤形船の起原○毛利氏のスルupp船製造○惠美須ヶ鼻造船所の開始○毛利氏の丙辰丸製造○丙辰丸の改修○松島田原の遠洋航海の建議○毛利氏の庚申丸製造○山田亦介造船報告書○毛利氏瀛船購入の議定○秋良敦之助の人車船毛利氏兩村上の水軍嘗て海内を睥睨す而して物換り星移り世運遷轉古制復た用ふべからず嘉永三年長人尾崎小右衛門大砲小早船を新造す老朽の古艦に優ると雖ども亦未だ猛濤を排して長鯨を驅るの觀あらず操縦作戰の術微々振はず當時天下滔々幕府と諸侯と皆用ふべきの船艦を有せず獨り薩摩は地邊陲に在り且つ琉球の事あるを以て嘗て窃に寛永の幕令を破り粗なりと雖ども西洋式船艦を製作したる事あるのみ嘉永癸丑の事あるに及び幕府驚駭外警の忽せにすべからざるを察し其年八月閣老阿部正弘大船製造解禁の一令を草し有司の衆議を求め

林大學頭等の所説を納れ其九月十五日を以て之れを諸侯に下し十月五日幕府先づ蘭人に托して軍艦銃砲兵書を購入し十一月二日更に水戸侯勘定奉行石河土佐守松平河内守目付堀織部正をして軍艦製作に従事せしむ當時水戸藩は和流大船の製作を事とし薩藩及び江川太郎左衛門は洋式大船の製作を事とし向井將監は押送船の製作を事とし中濱萬次郎は端船の製作を事とす而して皆水戸侯督勵の下に在り此に於てか浦賀石川島の兩造船場起り未だ幾くならず朝日丸時人冷評して厄介丸とも謂ふバルク形二桅船鳳凰丸昌平丸等成る朝日丸は水戸侯の考案に成る鳳凰は幕府の作る所昌平は薩摩の製造に成る巨費を擲て新造すと雖ども俱に迂拙舊式の帆船たるを免れず遠洋の航行に堪ふるもの無し後ち戸田浦造船所起るに及び製艦の術始めて見るべし

安政元年十一月四日大震海嘯あり豆相の地其災を被るに當り偶々露艦フレガット、ジャナ號亦沈没の事あり露人乃ち幕許を得て豆州君澤郡内戸田浦に造船所を設け一百日を閱してスクーネル形船一船隻成る鍛冶工は石川島浦賀港より赴

き又諸侯の工匠を之れに加へしなり其成るに及びて名を命じてシヨナ號と曰ふ而して露人歸心漸く盛んに悉く工を竣るを待つに暇あらず安政二年二月二十七日亞米利加商船の來るに會ひ士官下士卒等百五十餘名先づ便乗して國に歸り尋て三月二十二日使節布恬廷以下百餘人亦シヨナ號に乗じ堪察加に向て去り此シ號は後年露人我に贈り舊時の厚情を感謝す六月朔日又亞米利加商船の來るに會ひ殘餘の露人皆便乗して而して去る此に於て幕府の有司親から工夫を役し以て半成の工事を修め更に數隻のスクーネル船を新造す世に所謂君澤形船是なり戸田村は君澤郡に屬す故に此稱あり當時我邦造船の術僅にバルク形船製作に過ぎず而も猶ほ學理を追究して想像に工を起すもの故に船體畸形速力遲緩幾んど實用に適するものなし戸田浦造船の事起るに及び露人の不幸は偶々以て我邦の幸と爲り實地に就て以て傳習するを得造船の術爲めに長足の進歩を致せり製造の法に於て龍骨を据へ首材後材を建て肋材を植え船梁を固着し以て外板に及び或は緊帶諸部を以て全體を固めターレルを浸したる厚紙を張りて而して後外部を銅板を張り若くは松根を蒸焼してターレルを製し之を生麻に浸入せしめて諸索を綯ふ等皆實地に傳習するを得たり安政三年正月君澤形船六隻悉く工を終ふ乃ち之れを江戸に送る在府の諸侯之れを聞くもの幕府に請

ひ争ひて侍臣工匠を品川に馳せ親しく其構造を視領土に造船場を設け戸田浦の工夫を招き工事を起すもの漸く多く而して長藩亦海防掛本多越中守忠の臣船工高崎傳藏戸田浦の船工藤吉金右衛門又三郎等を招き以て洋式軍艦の製作を創む始め外冠防禦を論ずるもの概ね陸上の戦闘を事とし海岸砲臺の砲火を以て其上陸を防がんと欲するに在り説く所孟徳の連環に非ずんば孔明の柴船たり西洋戦艦の利を説くもの甚だ稀なり長藩に在りては此間炯眼の士青木粟屋の輩あり夙に西洋船艦の益を知り取て以て我水軍の短を補ふの説を唱ふると雖ども亦事容易に行ふを得ず僅に大砲小早を以て瀕海を警衛するに過ぎず嘉永六年大船製造解禁の令下るや恰も相摸警衛の任を負ひ國用多端一切の經畫概ね中止に歸す公老臣と既に造船の急務たるを知ると雖ども未だ遽に行ふ能はず安政元年正月行相浦鞞負の在府政吏木原源右衛門貫通小倉源五右衛門美實赤川太郎右衛門通明中井次郎右衛門垣道中川宇右衛門以徳湯原右門森重政之進等を率ゐて相州警衛地を巡察するや彦根の陣營を過ぎ途次浦賀に至りて造船工事を熟覽し歸て之を公に報す此

に於てスループ船製造の議行相府員の間起る當時浦等バルク形大船製造の事あるを知て而して殊にスループ形小軍艦製造の議を唱ふる者一は經費の過大を恐れ一は當時幕府自ら大船製造中にあるを以て大船の製造を依囑するも容易に承認を得ざるべきを以てなり公其議を納れ同月十八日海防月番松平和泉守に請ふに浦賀船工重五郎に托してスループ船を製造せんとするの事を以てす幕府時に鳳凰丸工事に忙はしと雖ども毛利氏相州警衛の任を負ひ最も海警に急なるを察し特に其請を許す翌安政二年十二月に至りて成る乃ち其十二月を以て相州備場掛天野九郎右衛門玉木文之進に命じ之れを浦賀に置き浦賀船手中に於て西洋帆船操縦の術に長ずるものを擧げ諸士をして就て其術を修めしむ當時長人東條英庵浦賀奉行の聘に應じ蘭學教授方たり故を以て傳習の事便を得る頗ぶる多し初め君澤形船製作の説諸侯の間に起るや安政二年八月江戸留守居役檜崎彌二兵衛書を國相府に寄せて曰く豆州戸田浦の造船日ならず將さに其工を終らんとす諸藩此機に乗じ各領土に造船所を置き戸田船工を聘して軍艦の起工を企圖する

の説都下に喧傳す我藩亦之れに倣ひ以て好機を失する勿れと書到る時に公東勤の期に迫る故を以て未だ遽に報せず十月三日公江戸に入る時恰も大震に際し震害甚し藩邸を擧て一に救済に忙はしく爲めに造船の議暫く止む震災の事稍静謐に歸するに及び十一月十七日急に船工長尾崎小右衛門を江戸に召す浦靱負の臣秋良敦之助と俱に戸田浦に遣り洋船の法及び操法を學ばしめんが爲めなり同月桂小五郎をして戸田に赴き造船の實況を視察せしむ安政三年正月小右衛門敦之助の二人戸田に到る會、戸田浦工事既に了を告げ新造軍艦皆品川に向ふ二人歸府し更に齋藤彌九郎を介し船工高崎傳藏に會して造船の術を叩き彌九郎本多家の老臣星野覺兵衛と善し因て此事ありしなり又戸田浦船工藤吉の當時江戸本所の安宅船製造所に在るに就て秘訣を問ひ遂に傳藏の幹旋に因り品川沖の君澤形船に上りて其概要を見るを得たり傳藏は海防掛本多越中守の家臣にして曩に戸田村造船の事に與かりし者なり此時に當て長人の軍艦製造術を講究するもの藩地に在りては山縣吉之助田原玄周あり長崎に在りては松島瑞益藤井百合吉岡儀右衛門あり浦賀に在りては東

條英庵桂小五郎藤井勝之進あり江戸に在りては手塚律藏河野榮流あり汽船購入艦砲鑄造水軍擴張の論盛んに其間に唱へらる然れども往く過大の空論を以て容れられず藩亦財政の故を以て用ふる所なし二月造船所開設一決の期迫るや當職座長崎聞役等迫るに汽船購入直傳習擴張の事を以てし河野等亦汽船雛形を齎らし來て行相府に説く浦靱負等乃ち土州の人中濱萬次郎阿米利加に漂流しを私邸に饗し海外の事情造船所の結構を問ひ更に手塚律藏等と河野が齎らす所の汽船雛形に就て其得失を精査し二月九日梨羽直衛林主税坪井九右衛門青木周弼尾崎小右衛門等十數人を伴ひ品川に行て君澤形船を視、歸途薩の金杉邸に到て新に邸後に造る所の砲臺を觀悉く其所見を具して公に報す公意決す是より先き安政元年二月公阿部閣老に營中に會す閣老切に造船の急務を説て公を勸誘す公當時既に造船に意あり乃ち本多氏に請ひ高崎傳藏を聘し先づ尾崎小右衛門を本多氏の邸に遣はし私かに星野覺兵衛に就き傳藏招聘のことを諮らしめ次て齋藤彌九郎尾崎小右衛門二人をして公然本多氏の邸吏に照會せしめ更に公儀人有福彌七をして同年二月十一日を以て本多邸に至り公の目を以て傳藏招聘のことを請はしめたるなり此時齋藤彌九郎に金千疋を贈り星野覺兵衛に國産小菊紙十束雲丹一壺を贈り以て幹旋の勞を謝す尾崎小右衛門を以て造船用掛と爲し且つ君澤形船一隻端艇一隻製作の議を決す此に於て小右衛門傳藏

と謀り帆布代價二百三十五兩餘銅板代價二十五兩二分二朱を購入し更に戸田浦船工藤吉
金右衛門又三郎の三人を備ひて工事を助けしむ三名は日給各十六匁五分の約なり藤吉金
右衛門は造船術に長し又三郎はタール製
造綱索製造に老練 二月十九日公江戸を發して萩に歸る小右衛門隨ひて歸る高崎傳
藏等亦三月十日江戸を發し前後萩に入る 傳藏金右衛門又三郎の三名は途次迂回して戸田
浦に到り四月十五日萩に入り藤吉は安宅造船工

事未だ疎へざるを以て稍、後れ四月下旬江戸 是より先き國相府船材百三十本を小畑濱に
廻送す行相府の牒知に依るなり 船材は松材周圍六尺以上一丈二尺に至るもの五十本周圍八尺
以上一丈三尺以下長十間乃至十三間のもの五本周圍五尺以上

八尺の間長七間乃至十三間のもの三十本杉材周圍五尺乃至七尺長四丈乃至
五丈のもの三十本檜材周圍三尺乃至五尺長三間乃至六間のもの十五本 傳藏既に至る小右衛
門乃ち之れと與に小畑濱に赴き惠美須ヶ鼻新湊の一區を相し以て造船所設置の

所と爲し之れを國相府に報す 惠美須ヶ鼻は寄組榎
本伊豆の所領なり

惠美須ヶ鼻造船所の經營を見るに製綱所五十二坪半君澤形製造所八十四坪船材
切組所五十五坪繪圖小屋三十五坪蒸氣製作所四十坪たり工事に服するもの總員

一百餘名にして桂與一右衛門總務を統督し神田九郎右衛門 後ち田口右衛門
半之れに代はる 出納の
事を掌り尾崎小右衛門高崎傳藏造船の事を掌る五月二十三日に至りて工事を開

始す此に於て船材を伐採するもの松根を開堀するもの近くは紫福山田の山中に
求め遠くは兩大津奥阿武の山中に求む有志の松檜巨材を獻するもの又亦少から
ず時勢を通觀し造船に熱中する士人は身船工に下り自ら斧鉞を執るものあり公

兩相府員等と時々臨場以て其勞を慰す六月に至りて端艇先づ成る 長軸艦の間二丈
六尺五寸幅最廣

の所五尺五寸深中央の部三尺四寸五分帆三反三角帆三反帆印及船印は安政元年七月十一日の幕令に大
艦製造に付ては異國船に不紛様日本惣船印共白地日之丸幟相用候様被仰出候且又公儀御船の儀は白紺
布交之吹貫帆中程へ相建帆之儀は白地中黒に被仰付候條諸家に於ても白帆は不相用遠方にて見分り
候帆印銘々勝手次第に相用可申候尤帆印並其家之船印をも兼て申出置候様可被致候右大船之儀平常廻
米其外運漕に相用候儀勝手次第に候得共出來の上は乗組人數並海路乗筋運漕方等猶取調可被相候と
あるに基き帆は白地に紺の田町替旗幟は旭日旗幟の外に毛利氏固有の一文三ツ星の旗幟を用ふ

七月二十七日公侍臣を牽ゐて惠美須ヶ鼻に到り進水の式に臨み酒殺を賜ふ造船
用掛餘材を以て小單艇の増製を請ふ公之れを許す十二月十四日母艦君澤形船及

び小單艇皆成る十七日公兩相府員等を率ゐて復た進水の式に臨む 翌安政四年二月
五日建櫓の式を

行ひ十七日船 命じて景辰丸と曰ひ後ち丙辰丸と改む其丙辰年間の起工に係るを以
てなり 此の君澤形船は體の縦長八丈一尺幅二丈一寸五分深一丈三寸眞帆九反大帆十四反中帆十反三
角帆十一反帆印及船印は端艇と同じ船中磁石直徑五寸のもの四個時計一個毛布百枚檣六挺を

備ふ備付砲は左右兩舷に二百目玉筒各一挺船首に一貫五百目玉短砲一挺あり其乗組員は三田尻船頭三
人濱崎船頭一人三田尻梶取二人同手舸子四人濱崎手舸子一人三田尻平群舸子六人計十七人を以て定員

四八七

とし雇浦阿子三人戸田浦船頭又 丙辰丸製造の費額未だ詳かならずと雖ども蓋し四千兩

内外に上るもの、如し 藩の舊文書に據るに金三百五十二兩一步銀二百八十八貫八百五十目五 初

め毛利氏造船の事諸侯の間に傳はるや三州田原藩主三宅對馬守其臣萱生玄順富

田小吉等を長州に派し以て造船の術を見修せしむ 田原藩士松原次郎浦朝負の臣秋良敦

之を長藩に依 翌安政四年二月五日丙辰丸全く成る高崎傳藏等前後萩を辭して東歸

頼せしなり 高崎傳藏藤吉金右衛門は船玉納を終りて先づ歸り又三郎 公各賞賜する所あり特に傳藏に

國製鑄二枚銀百五十枚を賜ひ乗轎馬之れを途に送る此他藩臣領民の造船の事

に關して功勞あるもの前後皆賞賜あり特に尾崎小宇衛門の班次を進めて中船頭

と爲す三月二十九日西洋學所師範掛氏家彦十郎山本宇平太井上彌平次氏家鈴

助藤井百合吉福原清助野村八十八粟屋彦太郎等率先試乗を請ひ四月八日先鋒隊

士亦此事を請ふ藩議初め此輩に試乗を許し且つ三田尻水軍の諸士をして三十日

間を一期として輪次試乗を命ぜんとせしも未だ果さず五月十三日從來の船員を

して試に見島沖を廻航せしめ歸るに及び國產交易を兼ねて大坂廻航を命じ尾崎

小右衛門等之れに搭乘し閏五月十三日小畑濱を發し六月五日攝海に著し歸路阿

月室積の諸港に寄泊し二十三日惠美須ヶ鼻に歸り未だ幾くならず又物産交易直

傳習生輸送の命を兼ね數、長崎に回航し時として藩用の爲め崎陽の地に碇泊す

る多日に涉ることあり翌安政五年十一月傳習生道家勝次郎香川半助野村彌吉正

木市太郎を乗せ長崎に到るや練習艦たるもの數閱月六年五月に至りて國に歸る

試乗許可の事は自ら止む長崎傳習生並に藤井勝之進等建議して片帆を眞帆に代

へ船艙檣柱の位置を變じ兩舷各、一尺を高くし以て積載噸數を増さんとす乃ち

山田亦介に命じて改修の事を主管せしめ八月に至りて成る 改修の費金二百七十兩餘

と云 曩きに西洋學所師範役等試乗の事を請ふて未だ許されず此年三月松島剛藏

田原玄周更に遠洋航海の意見を具して國相府に捧す其文に曰く、

方今西洋諸國の宇内に跋扈仕候譯は海軍強盛と航海熟練との二つに基き候事

に御座候既に我皇國の諸夷より凌辱を受候も亦前段の預備無御座候故と奉察

候殊に御兩國之儀は三面大海を引受居候事に付急速海軍初置航海習練被仰付

度事奉存候素より洋學御興隆も追、右等之御所置被仰付度御主意と奉存候然
 ば海軍取調一件西洋學所引受に被仰付先只今入込仕居候諸生孰も海軍懸りに
 被仰付試に御有合のスクーネル御船を以運用航海仕候て第一に御兩國近海風
 潮の順逆海路之險夷等を始追々瀬戸内江戸大廻等の乗筋をも穿鑿被仰付候は
 ゝ書籍にて理解仕候處を實地に試験仕智行相兼屹と御用に相立候人才も成立
 且又一統殊更勉強可仕と奉存候間此段宜敷被遂御詮議可被下候以上

書既に上る而して國相府其規模を以て大に過ぐと爲し未だ輒く之を聽さず遠洋
 航海は姑く之を止め書籍及雛形等にて研究せしめ唯先づ丙辰丸に乗じて領海
 を廻航するを許す指令は六月十八日時に西洋學所先鋒隊士等の外三田尻濱崎の船頭等亦
 試乗を請ふ一隻の丙辰丸固より衆望を滿たす能はず國相府頗ぶる困す既にし
 て松島剛藏及び波多野藤兵衛藤井百合吉梅田虎次郎長嶺豐之助等をして見島七
 島七浦西浦赤間關上の關等を廻航せしめ十二月戸田龜之助等をして運用術實地
 練習の爲め試乗して大阪に航せしめ翌萬延元年閏三月には松島剛藏波多野藤兵

衛等更に實習の目的を以て外洋を航し江戸に抵ることを許され六月品川灣に入
 る乗員は士分六人嗣子十四人なり桂小五郎松島剛藏が水戸の有志と密約せしは此時なり幾も無く歸途に就き相州備場未送の武器
 百目玉筒二十六挺十匁玉筒百十五挺六匁玉筒百二十挺三匁玉筒三百七十四挺及び屬具なりを搭載して兵庫に廻送す即ち曩きに松島
 等が請ふ所の遠洋航海の一端を試みたるものなり

小畑濱造船所に於て起工し丙辰丸に次て成る者を庚申丸と爲す山田亦介之れが
 主監たり亦介曾て海防の機務に參し令名あり嘉永五年七月二十五日古賀侗庵所
 著海防臆測上梓の罪に坐して閉居し政務に與からざるもの數年安積良齋屢、宥
 罪を請ひて許されず亦介の罪を得しは侗庵の男謹一郎安積良齋を介し藩邸に苦庚申丸製造
 の議起るに及び主監を求むれども得ず安政五年七月二十日乃ち亦介の罪を宥し
 擧げて以て軍艦製造用掛兼密用方用掛と爲し山田七兵衛尾崎小右衛門藤井勝之
 進等をして之に屬して事に従はしむ勝之進は船方大工にして元より造船の術に
 精し安政二年中桂小五郎に隨ひ浦賀に遊び洋式造船の術を修め尋で長崎鹿兒島
 に到りて更に其技を究め幕府長崎傳習生をしてコットル形船を長崎に製造せし

むるに方り更に長崎に赴き假に中島三郎助の手子と爲り工場に出入して工事を
見學し既にして萩に歸る遂に自から請て艦圖を製し構思月餘にして成る安政五
年七月之を携へて長崎に至り幕府備使の和蘭海軍士官に示し教を請ふ蘭人一見
歎賞して曰く貴邦造船の術早く既に此に至るかと更に其圖を批評して曰く此設
計に依れば舳に四十六封度加農砲二門を置き艦に三十六封度加農砲二門を置き
左右兩舷亦十二封度加農砲各、四門を置くものゝ如し奇巧に失して實益なきを
恐る寧ろ兩舷に砲門八口を開き三十封加農砲各、四門を置くの便なるに如かず
と長藩派遣の傳習生等亦其説を賛す勝之進乃ち其意を國相府に報ず是より先き
同年八月十日山田亦介惠美須ヶ鼻造船所授受を請ひ丙辰丸製造の剩材殘具を整
理し屋舎を修築し松原善兵衛を以て出納掛と爲し新船製造の事漸く將さに其緒
に就かんとす而して偶、兵庫陣營地選定の事あり亦介密用方たるの故を以て製
圖師秋田治兵衛を伴ひ九月十二日萩を發し二十日兵庫に到り野村淳助松田清吉
等と會し自ら山川を跋涉して地の利を相し以て地區を檢安す時に勝之進製する

所の新艦模形既に成る十月朔日右筆座内藤萬里助をして雛形と蘭人の意見書と
を携へて亦介に示さしむ會、幕府軍艦觀光丸長崎に廻航し途次兵庫和田沖に
泊す東條英庵艦中に在り英庵は蕃書調所出役より軍艦操練教授所出役に轉任の故に船員中に在り亦介福原清助と共に英庵
に頼り艦に上り親しく其構造を視察す英庵亦諄々教へて倦まず亦介艦砲の數大
小輕重其艦の排水噸數等悉く相伴ひて一定の規あるを見て頗ぶる悟る所あり越
て數日萬里助至る亦介乃ち報して曰く砲門砲種の如きは羈旅の間一朝にして論
定すべからず近者會、觀光丸を和田沖に觀る規模宏大幾んど想像の外に在り帆
船氣船固より異なりと雖ども船積の大小に至りては稍、相似たるものあり觀光丸は汽船にして長二十九間幅五間深四間なり長藩の新造せんとする帆船は長二十四間幅四間半深四間二尺なり兵庫陣營地選定の事日ならず將さに
終了を告げんとす歸らば直ちに造船の事に従ふべしと幾くも無く亦介萩に歸り
大に軍艦製造の規模に關し論ずる所あり先づ造船の智才あるもの數人を選抜し
て長崎に傳習生たらしめ藤井勝之進をして書を曾て長崎出遊の日共に幕府コッ
トル形船の製造場に入出したる筑前の臣船工本島次郎左衛門等四五輩に遣り以

て招聘の事を豫約せしめ尋て國相府より公然福岡藩に照會して之れを招聘し又造船場の規模を擴張し而して山縣吉之助等を以て造船用掛に新任し東條英庵松島瑞益等の意見を参考し諸郡に船材伐採用掛を置き長崎の船工數名をも招致して準備漸く成る此に於てか庚申丸製造の工事始めて起る實に安政六年六月なり當時山田亦介前月二十五日を以て書を行相府に寄せ其情況を報す曰く

軍艦御製造一件材木凡三分之二位は相集追々荒木取いたし圖固屋三ヶ所建調正圖出來次第來月中旬比には龍骨据付可仕心組に御座候脚船之儀は御發駕前調懸之分先達て成就に付致船卸松島剛藏申合洋學所書生其外少壯心懸之面々近海盪走之稽古爲致候處追日練熟に至り船足別て速にて大悦仕候過る八日通島沖手より越前之コツトル船越ヶ濱へ乗込候節も右脚船にて鯖島沖迄乗出艫船に近付様子相尋直に乗歸候處艫船よりは餘程速にて越人も船脚之峻速なるに致感心候様子にて圖面を乞ひ又は大工等爲稽古差越度内々頼置候其後脚船一艘長さ三丈之分取懸り近日成就可仕と存候帆布織立木油精練鐵具綱具之類

其外少々之儀まで便利を選び夜白盡手段事に御座候其餘御丁場内聊相替儀無之當節大工二十人許木挽十五六人許鍛冶三十人許日雇二十七八人位都合九十人程日々召使追々相増候方に御座候

報江戸邸に到る六月二十一日公大艦製作の允許を幕府に求め聽さる此間藩地に在りては亦介益、工事を督勵し大に船工を増し雜役を加へ黒瀬七十郎を本締役に任じ藤田作右衛門を米銀方に任じ七月五日龍骨を置き肋骨を建て八月に至りて船形成る時盛夏に際し船工の疫に罹るもの少なからず八月十八日亦介復た書を行相府に寄せ以て其情況を報す曰く

大艦御製造之儀公儀御伺濟之段被仰越先は致安堵候右に付爰許御經營も過る七月五日龍骨据付追々肋骨一間に一本宛已上二十三本建調最早大艦之全形相見宏壯之體に相成申候從是角木を以肋骨之間々を詰外板を付候迄に立到り申候何分大木を揚下しいたし候事に付纔に一本之肋骨にても餘程人力相懸り候段御察可被下候諸職人百六七十人許召使十分競立罷居候處當節流行病にて人

數少々減候方に御座候得共少し涼氣も相催候はゞ無間如元相復可申と存候
 亦介を助けて工事を督するもの藤井勝之進山縣吉之助戸田龜之助波多野藤兵衛
 梅田虎次郎長嶺豐之助戸倉豐之進尾崎小右衛門等ありと雖とも未だ檢使役を得
 す因て假に竹内殿衛をして其事を攝行せしめ尋て藤井百合吉を以て之に任ず此
 時に當て軍制改革の儀益、其歩を進め藩政府亦之れが嚴行に努む故に在藩の士
 概ね操練場に出で、銃陣を修め其他を顧みるに違あらず造船場爲めに影響を被
 むること少なからず亦介之を憂へ後ち萬延元年閏三月朔日に至り國相府に請ひ
 既に銃陣に精通するものは彼を去て此に就かしむ庚申丸已に内部の工事を竣は
 り餘す所纒に外部の裝飾に過ぎず銅版の被覆魔威雲形の彫刻船號の揮毫甲板の張立
 等なり船號は後ち山縣慎平金箔を以て之を現はす故に三
 田尻水軍の士等來觀を請ふ者頗る多し國相府吏員亦屢、臨場工を視る雜沓謂ふ
 べからず當時筑前の船工本島次郎左衛門なるものあり家信來り報す母病に罹るを以て速に暇を請
 ふて歸省すべしと而して筑前藩亦爲めに之れを藩相府に請ふ相府乃ち次郎左衛門に就て
 其意中を問ふ次郎左衛門曰く大艦殆んど竣工し進水の式近きに在り今之れを棄て西歸するは忍びざ
 るものあり母病むと雖とも命未だ旦夕に迫るに非ず湯藥の事は家に荆妻の在るあり重て家信に接する
 の間舊に依て工事に従ふべしと相府乃ち其語る
 所を以て筑前藩に報し以て解備の猶豫を請ふ 既にして五月朔日進水の式を行ふ國相府

員用掛船工皆之に参加す士庶觀る者堵の如し當日進水に臨み大艦船牀に密着して大小檢
 材を除けども滑走せず油蠟を施して滑動を
 助くれとも浸潤せず槓杆鐵螺轉機等を以て動搖せしめんとすれとも十萬貫餘の大艦は微力を以て動か
 ず能はず既にして大雨至り觀客過半退去す亦介以下憂悶措く能はず役夫を叱咤し衆力を合して之れを
 振盪すれども動かざること山の如し然るに曩きの油蠟次第に浸潤し正午を過ぎて少しく動搖を始め暫
 時にして徐々と滑下し忽ち奔馬の勢を以て海中に突進し駛走三百五十會爾にして碇綱の爲めに遮妨せ
 られ一同轉して造船場に繫留す見るもの覺えず
 歡呼す八月に至りて建橋式船玉納を舉行せり 此工日を費すこと實に一年有半經費亦頗
 る大なり今其詳を知るべからずと雖ども其艦體の大小を以て之れを丙辰丸に比
 して約五倍を要せしものゝ如し

是れより先き帆船製造の事漸く其歩を進め而して汽船購入の議亦起る始め安政
 元年八月二十七日長藩山縣吉之助大玉新右衛門を長崎に派し和蘭汽船に就て造
 船運用の術を見修せしむ汽船購入の議あるを以てなり二年二月十八日藩亦藤井
 百合吉を長崎に遣はし以て汽船の買價を問はしむ百合吉歸り報して曰く最小の
 ものと雖ども二萬兩を降らずと之れが爲め議暫く止む同年八月幕府觀光丸を蘭
 人に得以て練習艦に充つ諸藩長崎傳習生の親しく之れを視るもの各、其主侯に
 建議し汽船の利を説かざるものなし薩肥二藩は既に汽船購入の議を決す而して

長藩の財政猶ほ未だ之れを許さず乃ち枉けて松島瑞益等の議を斥け以て瀛船購入の説を排す安政四年幕府洋銀十萬元を擲て咸臨丸を購ふ長藩之れを聞き益購入の企つべからざるを思ひ復た瀛船を語らず降て安政五年に及ひ内外の形勢俄に變し戰機目前に迫る且つ薩肥二藩巨資を投じて汽船を購入す是に於て乎長藩亦坐視することを得ず汽船購入の説勃然として復た起り藩議亦大に長崎直傳習生を増派するに決す當時松島瑞益藤井百合吉北條源藏河野一郎等盛に三田尻舊水軍の柔弱爲す有るに足らず又一隻の風帆大艦は善く防長百里の沿海警備を托すべきに非らざるを論じ英斷以て一大汽船を購入し且つ多くコツトル形軍艦を製出し乗するに博習堂精練の士を以てし事なければ商船に供し事あれば兵船に充て以て大に海防の實を擧げんと欲し屢、藩政府に説く藩遂に其説を容れ萬延元年長崎聞役に命じ薩肥二藩購入の例を追ひ以て購買の價格を詳査せしめ尋て壬戌丸等購入の事あり

此時期に於て浦靱負の家臣秋良敦之助人車船發明の事あり安政二年敦之助祇役

して江戸に在り西洋船の製造法を考究し自ら一機軸を出し人力を以て汽力に代ふるの法を發明し幕府船工藤吉をして試に雛形を製せしめ之れを砂村邸の泉水に泛へて運轉を試む公亦就て之れを觀る後ち屢、改良を加へ稍、完成を得而して造船費に苦み殆んど九俛の功を一箕に缺かんとす敦之助乃ち資産家を求めて其志を達せんと欲し京師に赴き將に大坂に出て富商石田小右衛門に就て意中を謀らんとす石田小右衛門は大坂の豪商にして嘗て西本願寺の財政を整理したるに因て名あり初め大坂に於て菜根を商ひたることあり故に時人呼て大根屋小右衛門と云ふ梅田雲濱梁川星巖京師に在り敦之助二人と海防を論じ談偶、人車船に及ぶ雲濱曰く大和高田の豪農村島長兵衛は予が岳父村島内藏之進の血族なり岳父をして之れを説かしめば造船の費立るに辨すべし僕請ふ其任に當らんと乃ち人を大和に馳せ内藏之進を招きて長兵衛に説かしむ長兵衛奮て之れに應ず此に於て敦之助等相會して内藏之進一族長兵衛長五郎長次郎等皆來り會す與に其方法を議し直に船工を選て造船に着手す四年三月一隻先づ成る命じて隼丸と曰ふ周防國熊毛郡阿月浦浦氏の采邑に試乗す次て又一隻成る命じて雕丸と曰ふ後ち第三の製造に著手す會、戊午の獄起る乃ち幕

府の嫌疑を憚て工半途にして止む人車船の構造固より實用に適するの精巧なしと雖ども其心を新奇の機器に注ぐの一事は稍感すべきに足る船の構造は共に大さ七八十石積と爲し昔時の軍船たる目味船に倣ひ速力を快駛ならしむる爲め今時の西洋形の如く軸を尖らし船底は龍骨製と爲し甲板は一面厚板を張り中央に壹尺五寸許りの口を豎に開き合蓋を以て之れを閉ぢ激浪の侵入を防ぎ又火鞆(燒玉なり)等を投入するも盡く轉墜するの仕掛なり兩輪は船の中央より少しく軸に偏したる所に在り其内部に輻輳機を設け人力を以て之れを推せば兩輪轉廻して浪を蹴るなり其形狀恰も今時の川蒸氣船に似たり兩輪は戰時の用に供し平時は櫂八挺を備へて之れに代ふ而して其速力に至ては一時(今の二時間)七里半餘を走る又其使用の方法は事なきの日は土庶の壯丁を交へて舸子と爲し防長の物産米木綿鹽魚其他を大坂に運搬し又季節を計り對州五島壹岐と大坂との間を廻航して交易を爲し以て海運の便を開くに在り其運搬せし物品は原價を以て之を村島に譲り村島は其利益の内より航海費を支辨し其餘を以て順次數十艘を製造するの約束なりしなり僧月性嘗て敦之助と共に此船に駕して月夜大島郡近海を廻り其快に絶えず長古一篇を作りしことあり

第三十四章 安政萬延年間の造兵術

洋銃購入公許の幕令○ゲペール銃の購入○銃鐵火砲○反射爐起工中止の理由○銅製火砲○砂村鑄砲場の開始○鑄砲資料○梵鐘鑄砲の幕令

刀槍弓箭皆兵なり而して其用漸く廢す唯夫れ銃砲彈藥に至りては後世益顯著其製法の如き巧緻周密他兵器と相同じからず毛利氏製銃の業其技古より傳はる歴世の藩主命じて之れを造らしむ鐵砲細工師の業是れなり然れども其技の未だ進まざるの時に當りては僅に小鞆を以て銃鐵を焼き鍛鍊を重て全形を造り種々の象眼を施すものなり 模型の法に依らず故に工人の巧拙は其器の良否を生じ每銃其質を異にして威力亦均しからず斯の如きは未だ造兵の術を以て稱すべからざるなり所謂和筒即ち十匁玉以下の火繩銃皆此類ならざる無し洋式銃即ち後世稱する所ゲペール銃ミニヘール銃の如きに至りては製法一に學理に基き長短大小輕重射距離皆規矩あらざるはなし是れ小工場の能く鑄造し得る所に非らず嘉永六年以降

諸侯中往、工場を藩地に設け洋式小銃を製出するものあり毛利氏は則ち從來和流十匁筒を以て神器陣の使用銃と爲し依然として之れを使用す故に安政の末に至るまで曾て洋式小銃製造の事あらず彼の深野町銃陣新錢座練兵の事起り洋式小銃の必要ありしに方りてやゲペール銃を購入して之れに充てたり安政六年六月十二日行相府員周布政之助井上與四郎等書を國相府前田孫右衛門に寄せ鐵砲細工師荒地清藏鐵砲金具師戸村重右衛門をして江戸に抵り洋式製銃の術を修めしむ二人江戸に留り其技を傳習する數月萬延元年六月十三日江戸細工人鶴治吉之助清八甚太郎鹿藏等を伴ひて萩に歸る是れより始めてゲペール銃製造の事あり其安政年間兵制改革の結果に依て採用する所の洋式銃砲に至りては擧て之れを横濱長崎の兩港に求めたるものなり是れより先き安政六年六月二十六日幕府令を諸侯士家に下し武器直購の事を公許す既にして十月五日幕府更に諸侯士家に令し江戸鐵砲洲船松町長崎屋源右衛門に就て洋式小銃の購入を公許す長藩方に意を兵制改革に注ぎ江戸邸の士争ひて新錢座練兵場に入り以て洋式銃陣

を傳習すゲペール銃購入の要あり當時公世子と其儀仗の兵器を改善し悉くゲペール銃を以て之れに充てんと欲す約九十餘挺を要す而して江戸在勤諸卒に授くるに亦ゲペール銃を以てせば更に六百餘挺を得ざるべからず然れども微々たる江戸銃商固より此多數の要めに應ずべからず此に於てか同年十二月北條瀨兵衛江戸三田の酒商小西喜兵衛に托し横濱に赴き購入の事を計らしむ喜兵衛乃ち和蘭七番館コーニングに到り其有無を問ふ店頭現に十二挺あるのみ渠れ乃ち曰く日子四五月を費さば當さに本國に求むべし唯一原價五割を増すを要すと一挺十兩の割なり喜兵衛去て亦他店を問ふ得る所なし歸て之れを瀨兵衛に報す幕府偶此事を聞知し萬延元年二月四日外國奉行溝口讚岐守をして長藩公儀人小幡彦七を召さしめ詰責する所あり更に市民の購入に關與するを禁す江戸横濱と既にゲペール銃購入の數に充つるを得ず是を以て萬延元年二月十一日國相府藏元兩人役をして長崎に於て新式ゲペール銃一千挺と屬具とを購入せしむ

江戸に於て萬延元年二月十五日ゲペール銃二百挺と屬具とを横濱に於て購入せんことを外國奉行溝口讚岐守に出願せり國相府の此舉と殆んど同時なり毛利氏が参考品又は長崎傳習用

以外に多数の洋銃を購入せしは之れを以て始めとす

巨砲の鑄造に至りては長藩亦夙に洋式を採用したりと雖ども其製する所は獨り銅砲のみ始め嘉永年間佐賀藩銅反射爐を置き銑鉄製加農砲を鑄造し百五十封度以下江川垣庵亦小反射爐本形三ノ一を豆州中村に置き銑鉄製小口径の火砲を鑄造す是れ實に本邦鐵製巨砲の嚆矢なり鍋島氏が巨砲を造くるに従前の銅製を捨て鐵製を取り隨て反射爐を置くに至りしは其意資材の低廉に因りて多く砲數を得んと欲するに在り既にして工を起すに及び事志と違ひ頗ぶる困厄を極め遂に之れを幕府に獻す長藩亦鍋島氏の反射爐を新設し多く銑鉄火砲を鑄造するを見るや安政二年八月岡儀右衛門藤井百合吉山田宇右衛門をして佐賀に至りて鐵碩鑄造法を見修せしむ佐賀藩に在りては偶々其製砲董督者長崎に行て在らず且つ此事今猶ほ研究中にして他藩に傳授するに足らずと爲し其傳習を謝絶す小澤忠右衛門偶々佐賀に使ひして鍋島侯の需に因り長人發明の砲架旋風臺模型を齎して肥前に使ひせしなり親しく其工場を巡覽し所見を圖するを得て萩に歸り以て國相府に呈す前田孫右衛門之れを行相府に謀る行相府亦

反射爐起工に意あり茲に於て毛利氏亦鍋島氏の爲す所に倣ひ將に反射爐を造設せんとし其準備に著手せり

而して翌安政三年十一月に至り藩議は一變して一時其計畫を中止するに決せり其理由とする所曰く

- 一 反射爐を以て鎔融し而して得たるものは純鐵にして碎脆ならず且つ之を製する人力を省くこと多く鑪爐に勝る事勿論なれども正式に之を築造せんと欲せば平錐臺其他諸器械購入の爲めに幾何の資金を要すべきや概略の豫算すら立たざる事
- 一 去冬の江戸震災は破損頗る多くして之が善後の爲めに臨時支出を要すること夥しく財政已に此以外の臨時支出に堪へざる事
- 一 肥前に於て鑄造せし銑製大砲は品質製法共に良巧ならずして今尙研究中に屬する事

一 銑鐵は硬性に過ぎて發砲の際動もすれば破裂の恐れある事

是れに由て之れを觀れば當時毛利氏が反射爐設置を中止せしは一は財政困難に因ると雖ども亦反射爐の鑄造する所のもの未だ深く依頼するに足らざる所ありと爲すに因るなり安政五年に至り藤井百合吉は國防の一策として反射爐を以て銅砲を鑄造し且つ水車機を以て砲腔を鑿開するの議を上り尋て百合吉は尙ほ其方法を研究せんが爲めに長崎に赴きたるも一諸侯にして此の大工廠を起すは到底損益の相償ふ所にあらざるを悟り後ち遂に之れを絶念したり舊式銅砲製作の術は毛利氏往時より之れ有り郡司氏其職を世々にし其鑄法は鞴爐を用ふ鑄造する所は筒習流天山流圓極流荻野流隆安流等本邦古來の流派の火砲皆な之れあらざるはなく嘉永の末年より安政の初めに至りては更に洋式火砲を加へたり古流の諸砲は安政年間に至り早く既に廢絶に歸す西洋火砲の世に行はるゝ實に嘉永年間に始まる毛利氏が加農式銅砲を採用するに至りしは郡司覺之進の建議に始まる嘉永六年二月覺之進藩命を受けて長崎に至り砲術を研究し傍ら港内の新砲臺を巡覽しヘキサンス砲の最も利なるべきを視暴母彈を發射するに用ふる加農砲なり圖し歸て之れを

國相府に呈す是れに先て藩政府既に六貫目玉白砲及び忽砲の鑄造を兩人所に命ず覺之進其利害を論じて曰く白砲忽砲俱に射距離短縮以て海上の敵艦を擊碎するに足らず故に西洋は之れを陸上砲と爲し海岸防備は別に巨砲を擇べりヘキサンスボムカノン等是なり彈量百五十封度のものは其最大砲なり然れども今遽かに之れが鑄造を企つれば巨費を要す姑く八十封度砲二門を造り以て其一門の用に代ふるに如かず費減して効均しと偶、荻野流砲家守永彌右衛門自家六貫目炮烙玉筒の構造を圖し藩政府に示して曰く是れ炮烙彈に用ふる所と雖ども若し弱力の火藥を以てすれば實彈をも發射するを得べく強力此言信するに足らずの火藥なれば砲身破裂の恐れあり其力能く三十町の遠きに達すべし二十町以内は敵艦を洞貫するに足ると此言信するに足らず此に於てか天野九郎右衛門井上與四郎等郡司荻野二人の議を併び容れ嘉永六年八月二十九日書を行相府に寄せ試みに八十封度二十四封度ヘキサンス砲六貫目炮烙玉筒各一門を鑄造し成績果して宜きを得は用ひて以て曩きの白砲忽砲に代へんことを請ふ行相府之れを許す既にして相州警衛の事起り砂村鑄砲場開始の擧あり

嘉永六年

十二月八日江戸邸より命を本國の當職座に下し鑄工郡司右平次鑄手兩人を急行江戸に上らしむ相模備
 場の砲門少なきを以て葛飾郡砂村の別邸内に踏鞴工場を設け鑄砲を開始せんが爲なり安政元年一月十
 三日幕許を得二十一日小川市右衛門に砂村鑄砲掛を命し佐久間象山に就て洋式火砲 是れより毛利
 製造の法を諮り鞴場を築造せしむ二月五日を以て成る江戸政吏等皆蒞みて式を行ふ
 氏亦盛に加農砲を鑄造す而して白砲忽砲の製造當時已に長藩に行はる長藩既に
 三種の火砲を製出す而も其資料に至りては皆銅に非ざるはなし其製法は鞴爐を
 以て礦物を鎔融し模型に注入して之れを作る砲腔は或は鐵桿に依り或は粘土の
 模型に依る後には水車機鑿 開法を用ひたり 夫れ鞴爐の製法たる踏鞴の爲めに工人を要する最も多
 く鎔融亦極めて緩漫なり其鎔液も模型の下部より注ぐに非ずして直ちに竈の一
 側より注下す故に銅滓氣泡贅頭に浮出せず砲身往々疵痕を留む然れども當時に
 在りて能く八十封度の巨砲を造る侮るべからざるなり毛利氏の火砲其數多から
 ずとせず其三門は之れを榊原氏に得嘉永六年六月大森出陣の日代價五百兩を以て彈量七三
 百目のも二門一貫五百目のも一門を譲り受く
 門は之れを江川氏に托して鑄造し安政元年正月二十二日十二封度砲三門の
 鑄造を齋藤彌九郎を介して江川氏に托す 又二門を深川
 鑄物師惣兵衛に命じて鑄造したるのみ安政元年二月六日十五封長忽
 砲二門の鑄造を惣兵衛に命ず 其餘は悉く自藩
 の製作に成れり初め嘉永六年十月四日幕府洋式砲術獎勵の令を諸侯に下すや公

江戸に在り行相浦鞆負をして旨を藩地に傳へしむ其十一月十一日國相府銅錫買
 收の令を二州に布き以て鑄砲の資料を求め十二月二十日郡司武之助を以て大砲
 鑄造用掛と爲し益々火砲を増鑄せしむ安政元年三月二日幕府に請ひて錫を豊後
 に求む時に長藩將に相州警衛の爲め大に火砲を鑄造せんとし其資料に乏し豊後
 岡藩多く錫を産す而して幕府岡藩に令し錫を諸侯に鬻くを禁ず故に特に幕許を
 請ひしなり安政二年二月十八日大玉新右衛門を以て採鉛掛と爲し長の奥阿武郡
 徳佐ヶ峰の生鉛を採掘し以て彈丸を造る三月朔日防長二州の豪農巨商に命じ外
 寇防禦の爲め銃砲を獻せしむ獻砲には器上に各人の姓
 名を鐫刻して不朽に傳ふ 是れより先き前年十二月朝廷
 勅して諸國寺院の梵鐘を鏤して銃砲を鑄造し海國樞要の地に配置し以て不虞に
 備へしむ此年三月幕府叡旨を奉じ令を諸國に傳へ名器及び現に報時の用に供せ
 るもの、外は大小砲銃に換鑄して海防に備へしめ佛像佛具を新造するは銅鐵類
 を以てせざらしむ始め水戸烈公の一たび鯨鐘を以て火砲を鑄しより憂國の士多
 く其擧を賛す詔勅下り幕令出るに及びて五月九日毛利氏亦令を二州の臣民に傳

へ銅製の家什は悉く之れを鑄砲所に致さしめ更に遠近の鑄工に命じ炊具農具の外銅鐵器具の新鑄を禁じ需めに應ずるなからしむ此に於て鑄砲場中銅鐵堆を爲す然れども碎貨零物に至りては純銅甚だ稀れにして用ふるに足るもの少なし梵鐘に至りては辭を名器重寶に假りて出さざる者あり鑄銅の價日に貴し前田孫右衛門等憤慨止まず十二月二十七日書を行相府に寄せ至嚴の令を發して銅製の火爐を禁じ諸寺の鯨鐘を沒收せんことを請ふに至れり毛利氏鑄砲の業古來鑄物師に一任せりと雖ども安政以降之れを藩業に移して兩人所に直屬す當時鑄砲の局に當るもの楊井孫右衛門竹内殿衛福原清助藤井百合吉郡司千左衛門氏家彦十郎松岡伊右衛門兒玉平馬新山忠右衛門等あり多くは他職を兼ね獨り郡司一家は其業に專任す火藥は當時用ふる所も亦硝硫炭を混成して之れを作る唯、其製の如何に因り時に火力の異同燃燒の遲速あるを免れず安政三年十一月天樹院の家臣土屋養哲をして江戸より歸り火藥製造の事に與らしむるに及びて其製大に進めり養哲後ち飯田正伯と共にゲペール用雷管を製造し補益する所あり

第三十五章 安政年間の財政

幕府五箇年節儉の令○相州警衛の費○第二回整理○五箇年間節儉○大坂新借○整理事務要領○根積改正○節儉省略の件々○内房減省○五箇年間半知の令○毛利筑前の建言○口羽の寶藏貯金○舊債整理○公内借返濟延期の令○仕組方別役所廢止○公内借返濟延期令の撤回○十萬石以下の經濟○坪井の京坂行○兵庫警衛の費用○其影響

嘉永六年七月十七日幕府自から五箇年節儉の令を布き諸侯亦此意を承け力を防禦武備に盡さんことを望む其十八日公藩中に令して我藩亦此旨に遵ひ益、勤儉尙武に勉めしむ既にして十一月十四日相州警衛を命ぜられしを以て其二十一日諸役所に命じ各、意見を具し警衛費支辨の爲め特に節儉省略の方策を建てしむ十二月九日更に一般の士卒に諭して心を質素儉約に用ひしむ當時相州警衛の費のみならず近歲風水害頻りに臻り財政窮迫到底姑息の策に依る可らず故を以て

翌安政元年公東勤期満つるや四月十一日先づ直目付八木甚兵衛を藩地に下し改革準備の命を傳へしむ幾も無く公江戸を發す藩中上下總綿服を命せしは此時なり六月二十一日公兩職以下を萩城中に召集し財政整理の事を命ず是れを安政第二回財政整理と云ふ天保年間の改革に對するなり既にして裏判役口羽善九郎仕組方に任せられ記録所役を兼ね又當職用談役を兼ね天保改革の時の村田清風と其地位相同し遠近方内藤萬里助後所帶方に轉す筆役伊藤市右衛門仕組用掛に任せられ要務を掌り其他記録所役奥番頭役納戸役配膳役大檢使役臺所役膳夫手廻役中に擢て各皆用掛に任せらる其意君側を先にして儉徳を行ふに在り此に於てか仕組方等萩城獅子廓下に別役所を置き整理に着手す一に寶曆の古事の如し七月三日遂に五箇年間節儉の令を下す其文に曰く

昨丑年水旱に付損毛夥敷御所務餘分相劣尋常之御持節にても御繰卷儲と差詰候上異國船渡來に付大森村へ人數出張公儀御代替其外御造作入之廉相嵩就中相州御備場御委任に付ては別而莫大之御費用彼是に付從來御難澁之御所帶彌

以御借財相増加之右御備場此往き年々之御物入立償之目途難相立誠以國家之御危急御大事之御時節に候條一先當寅年より往き五ヶ年之間非常之御詮議を以て平格に拘らず諸事省略被仰付御備場御用無御滯相調候様可被仰付との御事に候依之御仕組筋御取締り等之儀追々可被仰聞候得共其内前段之趣於于下も篤と勘辨せしめ是迄之風俗引替彌以節儉を盡し質朴之古風に復し文武之修行不怠御奉公之覺悟可爲肝要候若不心得にて御時節柄不相應之所行於有之は吃と可被及御沙汰候事

令已に下る然れども財政整理の事固より漸を追ひて成るもの未だ遽に之れが財源を得べからず是れより先き相州警衛の費刻下に迫まる故に已を得ずして撫育の利銀を以て一時の費途を補ひたりと雖ども固より未だ充分ならず

(嘉永六年十二月晦日撫育頭人清水新三郎が在江戸當役手元役中井次郎右衛門に寄する書抄出)

此度相州御備場御入用江戸大段の御物入不容易儀に付御撫育御銀被差出候段

御奉書被差越御仕送の及詮議候就ては當節御藏現有金銀改括り并往き兩三年定日御定拂差引等相調見候處近來大段之御銀御繰出莫大の御圍糶彼是御拂の廉相嵩御受物は相劣り候儀に付此度の御拂は且々相調候得共爾後兩三年は殊の外御差詰に相成兼て御規定相成居候公邊向の御入用御内輪御祝儀等の御臨時拂も六ヶ敷可相成哉彼是深く御按申上候御事に御座候右に付當月二十七日改の括り并往き兩三年御受拂目安荒々相調於爰元直目付衆へ相渡置候に付於御地も御直目付衆御申談可被下候此度御仕送之儀は差急御入用筋にても可有御座早速御仕送之致詮議候尤正月中御地相達候様可成丈差急可申候得共萬一存外之延引にも可相成哉と存候間右様御含被置可被下候

今年四月當職手元役天野九郎右衛門所帶方長井彌次郎等大坂に至り留守居役粟屋隼太と相謀り新に銀四千五百五十五貫目を借る

案するに當時借用の計算書左の如し過大の息銀を納れて借る困厄の状想ふべし

一銀貳千貳拾貫目

但月別六朱利十ヶ年賦返濟の約定にて諸用達中より調達の分

一銀千百貫目

但廣岡久右衛門鴻池善五郎鴻池市之丞三家より當用借として別段に出銀の分月別六朱利

一銀貳百貫目

但紙藏元鴻池善五郎より紙屋共へ示談の上當用借として出銀の分月別六朱利

一銀千貳百三拾五貫目

但無縁銀主より當用借として出銀の分月別六朱利以下差あり

此内第一項の分は當時悉く出銀したるに非ず向後三年間に付出銀の部もあり第四項の分は客臘以來の分を總計して示せるものなり

既にして仕組掛等又整理事務の綱領を定め案を具して以て公に呈し其裁許を得

たり時に閏七月十三日なり其案に曰く

- 一 御所帶御立直しの一條諸事の御制度定法非常法の御詮議被仰付度の事
但定法と申は定候御請物にて御詮議被仰付非常と申は凡御參勤其外萬端是迄の御流例に不被相拘格段御省略の詮議被仰付度之事
- 一 御仕組一條其事に預りの役々兎角急功小利を貪り往先の利不利永久の功不功其詮議無之纒にても一功相立候時は御褒賞に相預り度私の心得有之候ては一統の受心も不宜儀と奉存候治世之御奉公はいか程辛勞仕候とても輒く家身を損し候程の儀は無之事に候へば猥りに登用御加恩等之儀は被仰付間敷御事に御座候大事業は凡三ヶ年成業之後能々御詮議被仰付實に國家萬世之計にして所置彌其圖に相當り功萬人にも及び候程之儀急度相定め其上にて篤と御詮議可被仰付道理にも可有之哉之事
- 一 御仕組之目途を先三ヶ年と被相定事業相調候は、御用掛之役向御引せ被成其事功彌萬世之計に候哉引受々々之役所に於て能々詮議可被仰付候事

但此度御仕組之儀は公邊外向御内輪共五ヶ年と被仰出候得共役人中心得方に於ては本文之通相心得可申候事

- 一 御仕組之目途は御上下無借に相成國に三年之貯非常之要具相備り石並相應に人馬之張り相調諸士中は旅役出米之外御馳走不被召上地下は四つ成に被仰付度候事

但此段は先御仕組之眼目を立候のみにて當時餘程御差詰之御所帶向に付未だ其目途相定め候譯にては無御座候事

- 一 國家之大政事に預り非常之大節儉を取計候時は諸事専らならざれば事業不相成候専らに仕候時は自今權柄ヶ間敷も相成衆俗の毀を招くものに御座候其所置至て六ヶ敷和漢古今之先哲も遂終候もの多無之此時に臨み候ては君上之英明執政之補翼肝要之御事にて正邪を辨別して指揮第一之御事と奉存候事

一 御政事之根元乍恐御當國は禮文之過仁柔之弊智巧之失多く信義薄き地氣に

御座候諸事御法度號令信義を目當にして性情に本き御咎方等之儀一家親戚より兼々不法者無之様教諭仕伍々之法能相定五倫正しく御厄害に掛り候者無之様に有之度候事

一御仕組之儀は損上益下之道當今第一之事にて困窮之次第御國中百萬之小民次に諸士中其次に御所帶と緩急有之様相見候事

大綱既に定まる此に於てか國中根積の改正を行ふ根積とは政府收支の豫算を謂ふなり今嘗て天保年間改革の當時公示する所の兩國物成受拂目安の内江戸方請は即ち總石高の内にて未を差引たる殘餘にして政府の實収入となるべきものなり高十四萬六千六百六十一石餘たり而して今安政元年の根積計算に依れば高十二萬五千九百九十石とす乃ち二萬五千餘石の減少を現するもの試みに地方請即ち小物成を合し總額を通して之れを銀に換算すれば彼の天保度は三千七百九十貫目餘にして此の安政度は三千二百二十一貫目餘たり乃ち亦五百六十八貫の減少を見るべし後段毛利筑前の建言書參看其改正根積の詳を擧れば

御石高御配差引

一總高八十九萬五千八十二石六斗九升五合六勺

内

十八萬三千二十二石

但長府徳山岩國御配地

二十萬三十七石六斗六升五合七勺二才

但御家來中並寺社家其外下地御配之分

五萬三千六百三十七石三斗五升九合五勺

但永否土手代溝代御高札場御藏床寺社庄屋畔頭給其外諸除之分

二十六萬七千六百四十四石四斗八升一合二勺

但御家來中並寺社家其外浮米を以御配之分

四萬百六十二石四斗三升

但御撫育受の分

差引殘高

十二萬千五十九石六斗五升一合一勺六才

但江戸方請

御所務米銀請拂差引

一米十六萬九千二百二石二斗八合三勺九才

一銀千七百七十五貫三百八十四匁九分九厘

但御物成其外諸御請米銀相縮右之辻

内

米十萬千四百四十七石九斗七升三合五勺九才

銀百七十一貫二百十九匁三分八厘一毛

但御家來中並寺社家其外浮米を以て勘定渡被仰付分

米一萬七千三百三十一石七斗三升八合七勺七才

銀四十九貫六十目三分二厘五毛

但御撫育方請之分

米三千六百二十一石一斗二升七合七勺

但沒收減少石勘定渡之分

米八千五百八石一斗一升五合四勺二才

但大坂借減少石御惱借方渡之分

米六十七石三斗五升

銀四十九貫六百五十四匁六分四厘

但諸郡より上納の物々御立用米銀の分

米四十石

但檢見落米破難船捨り米引當分

差引

米三萬四千三百二十五石九斗二升二合九勺一才

銀千五百五貫四百五十目六分四厘四毛

内

米二萬六十五石二斗三升六合五勺八才
銀八百五貫八百五十三匁七分四厘五毛

銀單にして

千八百九貫百十五匁五分七厘四毛

右江戸方請の分

米一萬四千二百六十石六斗八升六合三勺三才

銀六百九十九貫五百九十六匁八分九厘九毛

銀單にして

千四百十二貫六百三十一匁二分一厘五毛

右地方請の分

右嘉永四亥年定法辻を以て此度御根積帳改替の前諸御配其外大差引前書の通御座候事

寅閏七月二十八日

及公聞

支出常増加して而して收入常に減退す困難知るべし今安政元年に施行せる節
儉省略の概要を擧れば別ち左の如し

- 一、新御殿^{世子}居殿の經費三割引なりしを五割引とす^{三月十日}
- 一、文武諸藝上覽の時諸士の服制麻上下なりしを袴のみとす^{閏七月四日}
- 一、諸役人格式年限拜領物を廢す^{同上}
- 一、右筆中の格式掛を廢す^{七月十日}
- 一、公乘輿の窓障子雲母石張なりしを紙張とす^{七月十四日}
- 一、例式御目見を減省す又當役よりの干肴獻上を止む^{七月十八日}
- 一、公函簿格式備減少備なりしを更に格式大減少備とす^{七月二十五日}
- 一、諸役所使用の紙を減す^{七月十七日}
- 一、殿中中行事服制を省略し麻上下着用の式を減す又年中諸式の時の公宴を廢す^{七月十日}
- 一、二の日六の日の外に九の日を以て諸役所の休暇とす^{八月七日}

- 一、手廻頭二人の中一人現勤を除く
- 一、奏者番六人の中三人を除く
- 一、記録所役二人の中一人を除く
- 一、政務座二人の中一人は密用方に出勤せしむ
- 一、直書役二人の中一人は平番右筆を兼勤せしむ
- 一、密用方二人現勤を除き平番を兼務せしめ一人は御手當掛へ出勤せしむ
- 一、右筆三人現勤を除く
- 一、用談役より手元役の事務を兼ねしむ
- 一、手元役より政務座の事務を兼ねしむ以上八月十日
- 一、江戸留守居役一人現勤を除く八月十日
- 一、藏元兩人役の中一人現勤を除く
- 一、所帶方三人の中二人現勤を除く
- 一、唐船方二人の中一人現勤を除く以上八月十四日

- 一、寺社奉行二人の中一人現勤を除く
- 一、撫育方檢使四人の中二人現勤を除く
- 一、撫育頭人をして大御納戸役の事務の兼ねしむ
- 一、大檢使四人の中二人現勤を除く
- 一、御勤方二人の中一人現勤を除く
- 一、小姓の中五人現勤を除く以上八月十五日
- 一、御醫師一人現勤を除く
- 一、御藥堂二人の中一人現勤を除く
- 一、駕籠奉行三人の中一人現勤を除く以上八月廿一日
- 一、大頭役現勤を除き加判役より之を兼ねしむ
- 一、城代役現勤を除き手廻頭より之を兼ねしむ
- 一、所帶方筆者役一人現勤を除く
- 一、返濟方筆者月括方一人現勤を除く

- 一、所帶方返濟方の内下手子二十八人の中八人を減す
- 一、差引方を遠近支配所に合併す
- 一、裏判役定加勢現勤を除く
- 一、請銀方を返濟方に合併す
- 一、用紙方を吳服方に合併す
- 一、藏元兩人所下手子八十五人の内四十人を減す
- 一、差引方遠近支配所役人現勤を除き遠近方本締役より之を兼ねしむ
- 一、兩人所筆者定暫役同當分暫役證人所分限帳書調役同書調當分暫役現勤を除く
- 一、遠近方筆者并分限帳方助役當分書調記録方調現勤を除く
- 一、遠近方差引方支配所下手子十四人の中五人を減す
- 一、上勘所御帳方の中一人現勤を除く
- 一、御寶藏方役人の中一人現勤を除く

- 一、御武具方役一人現勤を除く
 - 一、寺社所筆者檢使御仕組掛一人現勤を除く
 - 一、同所筆者當分暫役一人現勤を除く
 - 一、高札方筆者當分暫役一人現勤を除く
 - 一、客屋修補方作事方一人現勤を除く
 - 一、僧供方役一人現勤を除く以上九月十五日
 - 一、銀姫化粧料銀二百枚を五歩引とす十月十五日
 - 一、音物贈答年始年末餞別土産等の虚禮を禁す十二月二十日
- 是れに因て之れを觀れば公私大小の費節約至らざる所なし十月十二日後房の改革に著手し裏老を廢し玉澤五郎兵衛香川總右衛門を用人役に任し之れに條書を授け儉政の意を遂行せしむ十四日直目付八木甚兵衛を江戸に派し江戸後房減省の令を傳へ裏用人老女若年寄等を新に仕組掛に任じ侍女を減じ外遊を節し贈遺を略し衣衾の裏面に紅絹を用ふるを止め代ふるに花色絹を以てせしむ法鏡院のみは老體且多

病なれば遽に附屬の吏員を減するは孝養の義に
非らずとし裏老二人中其一人を減するに止む
是れより先き八月八日公親諭する所あり
曰く

二百年來太平に浴し漸々奢侈と相成萬一借財返濟而已仕を第一と相心得候族
も可有之に付上古質素の風に不致一變ては不相濟事に候家來并地下より重き
馳走を請け假令一端返濟の目途雖相立と仁政不行居家來末々迄妻子消日致し
兼武馬具修補にも怠候様に立至猶國民困窮せしめ終に致離散候ては國家の危
亡と相成其上背天職候付可成程は輕目可遂詮議候且又頻年の天災加之浦賀大
任旁是迄の次第にては年次を追候程闔國所務は悉く借財の爲に相費候に付流
例舊弊一切差止我等居形を始諸事嚴密に令省略内外諸役人減少詮議可致候縮
處量入爲出國家永續の仕組致度候條此段仕組掛は勿論引請々々にて氣付筋假
令禁忌の儀有之候共無腹臆可申出諸役人の儀も令一和於申談可爲祝著候右之
趣相合諸役人へも可申聞候
年限の儀は三ヶ年若くは五ヶ年たるべく候借財返濟をば無利永年賦或は利拂

計にも致屹と目途相立候様に可遂心配候年限延候ては追々役人手も代り自然
と怠慢の氣を生じ還て實用難被行候事

同二十七日士卒馳走米五個年半知の令を布き上下一致更に大に儉政の實を擧げ
んとす但し士卒の究乏を憫み其年一年を限り特に五石を輕減し十五石掛とす其
令に曰く此時農民の馳走出米の如何は其文書を得ざるも當時の馳走出米は從來一石に三升五合にし
八日の公文中に從來一石にて三升五合の舊に依りしもの、如し翌々三年六月十
因りて之を知る而して此増加の爲め細民の困苦甚しきより公定の納額は減すべからざるも特に恤救を
行はんとて二年より三年に涉り極
貧者恤救を行ひしこと記録に見ゆ

從來所帶難溢に付節儉相用家來中馳走輕目の吟味申付ると雖ども臨時の物入
非常の天災等打續我等所存の通り調兼候處去夏以來別て廉有臨時用相嵩み且
異船渡來殊に相模國御備場一件入目容易ならず往々持續の程無覺東且國中近
來莫大の所務落到付量入爲出の制度難相調彼是必至難溢に付當寅年より往き
五ヶ年の間非常の儉約相用我等居形をも引替諸事省略の令吟味繰卷申付ると
雖ども未其目途不相立由申出無據右年限間半知の馳走請るの外無之誠に心外

の事に候尤家來中も從來困窮の上當今外寇の手當第一の儀に付當務をは是非共輕目の沙汰に及び度種々吟味の上當年計右馳走の内宥免申付候條銘々非常の心得を以節儉を盡し異變の手當文武の修業不怠於遂奉公ては祝着たるべし委細年寄共より可申聞候事

十月九日當職毛利筑前建言書を呈す蓋し主として後房の猛省を求むるなり其文に曰く

從來御所帶御難澁に付御初政以來被遊御辛勞御節儉の御餘澤を以追々御甘の御目途可相立様相見候處過る成年不圖の天災にて餘分の御費用其後御國中荒後の成立且吉凶其外御物入の廉々相嵩彌増御差詰に立至候折柄去夏亞墨利加船渡來に付ては大森へ爲警衛御人數被差出引續相模國御備場御委任一條大段の御入目にて差向處は江戸大阪其外御調達銀を以御凌方相成候へ共往々御持續の御目途も無之元來御地不足の御所帶向へ相添新古御借銀の御納方等相束候ては不容易御事にて私役座に於ても御繰卷の絶手段當惑仕候加之今般御國

中御根積改正被仰付候處惣御高の内文政度の御積り前永否石下等にて三萬石餘の御所務劣りに有之處猶又此御改にて二萬石餘相加り都合五萬三千石餘の御受劣と相成何共奉恐入候次第御座候是迄は諸御配地其外差引殘十四萬石餘の御物成銀單にして二千二百九十貫目餘の辻江戸方へ引渡相成來候處前段御所務劣に付向後は十二萬餘石其外相備不申此御物成銀單にして千八百貫目餘と相成此辻を以て御表を始め上々様方御遣用其外諸悉皆御拂出被仰付是非共量入爲出の御制度を以御通り方不被爲成ては不相濟依之此度於御表ても非常の御仕組被仰出諸事御直裁同様被遊御駈引いか體の御不自由をも被遊御堪忍此御時節一廉御儉約相立候様にとの御事にて御膝元よりして萬端嚴密被遊御省略當役中を始諸役人をも休息又は減少に被仰付其外瑣細の儀に至迄種々御心を盡され候へ共前條御立償の儀難相調依之當役中衆議の上無餘儀當年より往き五ヶ年の間御家來中并農民共より増出米被爲受の外御吟味無之候段相伺乍御心外被聞召分既に其沙汰仕候右に付ては上々様方御通り方の儀も是迄の

御行形にては難被相濟尤多年御不自由のみに被爲在此餘御省略と申儀は御難
溢至極御事と奉窺候得共誠に尋常御難溢相嵩候も時運の自然にして難被及御
手段候事に付旁彌被聞召分乍御心勞何も御表へ被爲準御國家永續の御仕組筋
御助情被爲成進度御事と奉存候委細の儀は鞞負役座より可申上候

十二月十八日仕組方口羽善九郎勘文方現在金數萬兩銀二千貫を寶庫に收む是れ或は彼の
修補金等と思はる然れども未だ確證を得ず 既にして上下の設計略、整ふに及び二年正月口羽善九郎内藤
萬里助等復大坂に至り大坂頭人粟屋隼太と相謀り専ら舊債處分の事に勉む弘化
の舊債處分元据の約定は嘉永五年に満期となり嘉永六年より十ヶ年賦を以返濟の筈なれども六 其處
年冬更らに二十ヶ年据置の談判を遂げたりしを此時又更らに利率低減年限延期の談判に及へり
分法細目を擧れば主として廣岡家の記録に據る

(甲) 銀三千八百四十九貫目

但古借去々丑年まで十ヶ年之据利足三朱の分
之を二朱利と爲し二十五ヶ年賦とす

(乙) 銀二千九百三十六貫五百目

但天保七申年より嘉永三成年までに借入の返濟殘利足期限區々の分
之を二朱利と爲し二十五ヶ年賦とす

(丙) 銀千二百二十六貫目

但去寅年春新借利足月別六朱之分
之を四朱利と爲し十ヶ年賦とす

(丁) 銀七百貫目

但家質借として廣岡より出銀の分月別三朱の利
銀四百貫目

但嘉永二年廣岡より出銀の分年四朱の利
之を年三朱半と爲し二十五ヶ年賦とす

(戊) 銀六百五十七貫五百目

但廣岡より出張の古借返濟殘去々丑年より來成年迄十ヶ年之据置利足年
二朱の分

之を二朱利と爲し二十五ヶ年賦とす

是れ皆大坂債務に關するの整理なり而して江戸の三谷石州の堀萩の用達並に町方及び諸郡に關する債務の如きも亦各利率の低減年限の延期を行ひ悉く其事を了す將さに整理の效を奏せんとするものゝ如し而して士卒の窮困益々甚しく負債堆積して復た如何とも爲すべからず此に於てか政府自ら代て之れが方法を案じ二年四月二十五日令を布きて半知出米中公内借の返濟を延期せしめ其他貸借に關する種々の條件を規定す其令に曰く

一、公内借一統元米銀調延引加詰五朱利調被仰付候利加詰はクヒツメと訓し年利と云ふことを意味す

但五朱利以下の諸借は利銀行形にして且納延引被仰付候事

附無利元年賦の儀は是迄の且納辻半方返納被仰付候事

一、過卯年被仰出候通知行高百石に付現米五石の質入借の外内證借銀仕候様有之候ては往先御奉公の妨に付相印渡其外の借銀被差留御定の餘内々取替借越に相成候共一圓銀主損亡に可被仰付筋に候處萬一心得違にて右様の取

引候面々有之候共彌以銀主可爲損亡候事

一、宿代并分扶持等證文被差免候處間々準へを以取行候面々有之哉と相聞候是等御仕法を猥り不謂事に候右之類御詮議之上銀主損亡に被仰付借主へも御答方被仰付候事

但向後は宿代之儀分過の證文被差留高百石に付百五十目迄を見詰に被仰付候分扶持之儀高四十石より九十九石餘迄半扶持百石より百五十九石餘迄一人扶持百六十石より二百四十九石餘迄貳人扶持二百五十石以上三人扶持八百石以上並三十九石餘以下之面々へは右様之仕組立容易に難被仰付候事

一、屋敷券狀質借之儀過る卯年以來被差留候儀に付若内々にて取引せしめ居候共銀主損亡勿論之事

一、御仕法の大坂借、引米借之儀は此度之不及御沙汰候事

一、切手其外現質物借之儀同斷

一、於御惱借當用借之儀は行形の通返濟被仰付向後御貸下をも被仰付候事

一、凶事借の儀も向後御貸下被仰付候最是迄借用懸の分は諸借に準じ且納延引五朱利調被仰付候事

一、頼母子之儀は相互に親類知音の情義を以危急之難を救合候仕法に候處近來身上不相應銀高の頼母子其外實意を失ひ候取捌せしめ且會座の節飲食の取扱分過之儀も有之様相聞甚以風俗不宜に付向後頼母子之儀被差留是迄有懸り之分は先取之面々懸戻之銀を當卯年より三朱利付十五年賦にして主取之面々へ割付返濟被仰付候事

但取建親其外共返懸之儀是迄無利之約定之分は無利十五ヶ年賦三朱以下利付之約定之分は利足行形の通にして十五ヶ年賦被仰付候事

附以往とても實に無餘儀趣も有之親類中申合懸捨同様の仕法立を以て頼母子取立之類は不苦候事

附頼母子之準にて内借取引有之様相聞候右は諸借同様且納延引五朱利調

被仰付候事

此事たる負債困厄の士卒をして暫らく低廉の息銀を以て返償の義務を免れしめたるものにして債主の不利益たるや明かなり蓋し此等の貸借は天保改革以後違法の契約に出づるもの少なしとせず隨て債主にして損失を招くも亦必らずしも悉く非理なるに非ずと雖ども其實黙諾の間連綿として久しく舊習を逐ひ互に貸借し來れるが故に一朝俄然として此酷法を布き敢て假借する所なきは亦過嚴の譏りあるを免れず又頼母子を禁じたるは其餘弊を救はんが爲なるべしと雖ども窮乏せる士民の融通の途は全く之れが爲に杜絶せられたりしなるべし其他の條項も亦嚴峻に過ぎたるものあるべし故に立法者も竊に顧慮する所あり爲めに債主を慰撫し公損も不少候條於干下も銀主迷惑筋有之と雖も借主を戒め公銀を始め銀主へ損毛を篤く相考彌以節儉を盡し追て御馳走御宥免之上は堅固に元濟相調候様可有心懸候萬一借財不納を更幸と存入候様なる輕薄之風儀有之候ては御政道之妨に相成儀に付旁心得違無之様に云々の言あり更に實行を奨勵するの諭旨あり畢竟當御仕組立は外寇御手當急務之儀に付諸士中困窮に迫り候様に御爲筋不宜との御上意に候處内借之義理立よりして物前の覺悟不行届にては本末顛倒之次第に付是又能々相心得候様云々の言あり 令既に出づ果然不平の聲民間に起り天保度公内

借捌の當時を追懐し怨嗟誹謗殆んど道途に滿つ此に於てか五月二十二日急に村田清風を起して江戸方仕組の事務に參せしめ以て其威信を維かんとす偶、清風數日を経て長逝し不平怨嗟の聲益高し遂に八月八日に至り口羽善九郎の仕組方を罷め十一日周布政之助の政務役を解き二十一日内藤萬里助伊藤市右衛門の仕組用掛を免す遂に獅子廊下の別役所を廢するに至れり是に於て乎椋梨藤太坪井九右衛門等出で、政局に立つ二十九日彼の負債に關する令を撤回す其告書に曰く

此度御仕組に付窮民救惠之御慈悲を以て御仕法被差出候處御詮議之趣有之被差留候追て何分之沙汰被仰下候迄は先行形之通相心得可申候尤此度之御仕法通金銀貸借取引相濟せ候者は不及御沙汰候事

之を以て僅かに怨嗟の聲を鎮め更に債主に向て戒飾する所あり金銀貸方に付銀主共有之由相聞追々聞續被仰付不心得之者は重く可被相答候事の言あり以て一時を彌縫す而して士卒家政の困難なるものを目し其罪天保度の仁政を忘却して此に至ると爲し乃ち懲罰の意を以て其采地あ

るは采地に隱退せしめ采地なきは奥阿武郡等に移住して開墾の事に従はしむ此事は多く行はれざりしものゝ如し當時士卒天保度公内借捌の恩惠に狂れ更に寛典の仁政を待つあるの風ありしなり九月公東勤の途に上り發するに臨みて公が直筆下賜する所の論告あり其意亦人氣動搖を憂ふるに在り十月公の江戸に著するや時恰も大震の災餘に際す十一月朔日毛利隱岐を藩地に下し國老に命ずるに十萬石以下の經濟を爲すべきを以てす事の極めて尋常ならざるを知るべし其訓諭に曰く

夷賊防禦急務に付近年文武興隆政道改革の詮議申付追々其沙汰せしむる折柄相模國御備場御用を奉じ彌以節儉を盡し武備を主とし非常の仕組申付いまだ半にも不至内不計當地此度の大地震諸家一統の儀とは乍申先公御靈屋を始め櫻田龍土其餘の屋敷宮田其外陣屋向過半潰大破或は失火等にて致死亡怪我候者も不少不便の事候當節に至り候ても家來中雨露をも凌兼且我等住居向其外急に仕戻の作事に至迄國力乏敷に付絶手段當惑せしめ候得共海防の義は一日も猶豫不相成實に國家危急の時節に候此大災に付將軍家よりも復古の儉政被

相用諸家とも家格を損し衣食住質素を本とし虚飾の武備を省き海防實用を宗とすべき旨連々達も有之候付當家の儀相改以來十萬石以下の通り方申付偏に文武興隆夷賊防禦を主とし諸事簡易實用に歸し改革此時に有之則天地の機運國政一新の秋也然者先例古格等を申立外見虚飾の惡弊持方に泥み私意申立る族は實に治化を妨る不臣といふべし然る上は銘々相心得家政改革量入爲出四ヶ三を常用とし其一を以て武備に相備へ奉公緩せあるべからず就ては彌上下一和せしめ相扶相救祖宗の基業をして今日に昭々たらしむること我等素願也我等身分に付てはいか程不自由せしむる共更に不相厭段は常々申聞る處に候此度申聞制度得失存付も可有之に付假令忌諱の儀も無遠慮申聞せ又は書面を以可申出候若前條存寄も無之候はゞ非役一門を始め老中其外へも可申聞候委曲隱岐へ申含差下候

十一月二十一日使を遣はし口羽善九郎内藤萬里助に逼塞を命ず人心を鎮むるが爲めなり其意此諸人の仕組掛として公に勸めて發令する所彼の天保度公内借捌

仁政の趣旨を水泡に歸せしめ人情に悖戻し融通を杜絶するの條項ありて此紛擾を醸せりと謂ふに在り其他政務役周布政之助郡奉行役嵯川四郎右衛門等亦逼塞遠慮を命ぜらる

當時恰も士民出米輕減の期已に滿ち士の馳走再び二十石即半知と爲り民の馳走石

再び五升と爲るに至り士民の窮困殊に甚しきを見る而して江戸に於ては震餘の

藩邸修理の要あり歳暮に垂んとして遂に復た大坂銀主廣岡にて再三懇談して

新債一千貫目を借る利足月別六朱七ヶ年賦の約定なり三年秋大風雨あり爲めに藩内損害高五萬二

千四百餘石に上り更に一打撃を加へ公廩を發て窮民を賑恤せざるべからざる

に至れり然れども士の半知は酷課すべからず乃ち二石の返石を爲し以て十八石

掛とせり四年二月四日撫育頭人中井次郎右衛門を免じ當役手元役小川七兵衛相

談人坪井九右衛門を以て撫育局の事務を監視せしむ三月二十七日直目付梨羽直

衛を以て撫育方仕組用掛に任じ四月十五日同佐伯丹下を以て亦其用掛に任ず閏

五月十四日坪井九右衛門を以て撫育用掛專任と爲し二十七日大坂京都に出張せ

しむ 此行都合に依り紀州泉州に立寄らしむるの命ありて何事か劃策する所あり畢竟政事上の意味も含ひべしと雖ども要は物産販路擴張等の事なりと云ふ然れども十分の成功を見る能はざりしも如し八月公東勤の期に迫る二十六日更に勤儉尙武の意を諭達す其文に曰く

累年所帶難澁之折柄近來國中天災之損失且相模國御備場御委任加之江戸表震災暴風等打續所帶向必至差詰候雖然不虞之手當は須臾も難閑無據費用相嵩候に付乍心外引續重き馳走被請候然處當今別て家來中末々農民之困窮看々令發駕兼候得共參勤は天下之大法に付容易之延引も難相成依之當節僅に返石申付候勿論多年之困窮不引立儀には候得共銘々節儉を盡し取續彌以文武修業器械之手當等無慢様志を勵し於遂奉公は可爲祝著候委細は年寄共より可申聞候事五年相州の警衛を解かれ更らに兵庫の警衛を命ぜらるゝや膨大の歳出は更らに膨大を加ふ其五月七日を以て藩政府諸局の費用を節減するの諭令を發す其文に曰く

諸役所引受々々に於て諸事省略遂吟味候様との儀は先年已來追々沙汰被仰付儀に候處役人轉移に従ひ自然と等閑に相成勝に候然處御仕組中のみならず平

常簡易之心得を以諸事便利に令作略御用之緩急相立三人を二人又は一人役にても相整候様事を省き手數を減じ御入目省略候様精々心遣可有處勤候非常に臨候ては御雜費いか程と申校量は難相立事に候得共萬一御不覺有之ては不相濟事に候條地道之御入用成丈け相省き御手當嚴重に出來候様諸役所於引受々々厚遂詮議候様被仰出候間此段令勘辨此御時節一入可有精勤候事
更に又邸内の諸士に令し節約の意を體せしむ其文に曰く

御屋敷内にて酒飯之寄合且私用にて夜中之集會時刻之物限旁兼て御法令有之儀は追々觸達をも被仰付候に付心得違有之間敷候得共當御在府之儀は去年已來廉有御慶事相續き且御賞美も有之旁自然と一統氣方相弛み候哉に相聞候處左候ては御仕組中之所詮も無之當今別て世上不穩時節第一無益之失費且遊惰に日を送り候ては風俗を亂し甚以不本意之事に付彌以酒飯之催被差留候若心得之者於有之は急度可被御沙汰候此段御目代方へも沙汰被仰付候條爲心得
内意相達候事

案するに廣岡舊記に兵庫警衛地新經費及び相州警衛地引揚費の計算を記せるものあり参考の爲め左に録す

覺

兵庫海岸警衛一條并相模受場引拂一條之入目總高

銀七千貫目

内

三千貫目

但於内輪要用銀并國方用達之者其外より出銀等を以立候也

千貫目

但當年臨時入用之分引延にして一先此度之一件へ立之左候て春に至り紙屋

出銀年限繼相談之上繰合候見積り

差引不足

三千貫目

内

二千貫目

但此度御總中へ御出銀年賦借にして御賴談

千貫目

但當用借にして御三家廣岡及鴻池
二家を指すより御出銀之御賴談

八月十日士卒の馳走を減じて百石十五石掛と爲す其際の諭令左の如し

近年臨時費用相嵩無據重き馳走を受る折柄御備場所替に付猶又失費莫大之儀所帶向彌差詰候へども外夷之事情日に切迫急變難計に付士氣振起文武練磨不虞之備一日も難差延其上近年家來中も武器修補其外身分相應物入有之内證逼迫之由依之我等を始今日より異變に臨み候心得にて治世之禮文を省略せしめ御備場失費をば新借を以且々繰合先當年之儀は馳走少々輕目申付候此時節に付驕奢遊怠に日を消するもの有之間敷候へども銘々祖先之志を繼ぎ此内も申聞する通彌以忠節之覺悟を極め於遂奉公は祝著たるべし委細年寄共より可申

聞候事

當時老臣添ふる所の副書亦慷慨痛切感讀に足る其末節に曰く

此間被仰聞候御意書之旨にも兵庫表要衝の地御委任被爲在に付ては皇威を海外に耀し奉安叡慮との御誠忠の御主意を奉じ洞春公御創業之折死を輕し義を重じ御馬前に相進候各祖先之志を繼憤發外冠に可立向時に候へば家子從僕に至る迄本主御奉公之力を助け假初も遊惰之心を戒め節儉を盡し質素の古風に立歸り候様教育せしめ無二御奉公之覺悟可爲肝要事

既にして五箇年節儉施行の期今年に於て已に滿ち而も財政は尙ほ依然として振はず僅に紊亂を維持して舊體を支ふるに過ぎざるなり此に於てか同年十一月更に明年より五箇年間節儉の令を布き六年三月三日士卒の馳走を依然十五石掛と爲すの旨を傳ふ此際財政の計劃にては今後十五ヶ年間は士の馳走十五石民の馳走石に付四升とし十六ヶ年目より士は三成即ち十石掛民は三升増とすることに決定し而して此には先づ五ヶ年間十五石掛と定めしなり之と同時に又士の負債は返濟を延期す是れより以降國事漸く多端にして外寇頻りに迫り防衛の事並び起る善く尋常經濟の堪ふべき所に非らず偶々寶藏撫育の在るあ

りて僅に其足らざるを支持したり

萬延元年閏三月在江戸周布政之助より在藩共戸九郎兵衛に與へたる書中に仕組の名稱を以てするも到底意の如く

ならざるを以て軍政の名稱を以て大に節儉尙武の改革を行はんと意を記せり以て當時の事情を概見すべし

第三十六章 安政年間の教育

文武の修養○明倫館經費の更定○偏武の戒め○藩外遊學○兩相府の明倫館直轄○好生館○西洋學所○土屋養哲○八手士人の監督○明倫館の諸改革○文武諸藝の管轄統一

安政初年以來内外俄に多事爲めに藩庫鉅費を要し非常の儉政を行ひて纔に之を支持せるの時と雖ども儉政の故を以て文武の修養を怠るべすから安政元年閏七月二十四日明倫館の上書に基き特に該館經費に限り節約する所なからしめ且つ館内節制の法を嚴にす當時の議案に曰く

今度非常の御儉約可被仰出付明倫館の儀も大造の御物入一廉御省略被仰付度於引受厚く詮議仕候處御再興の節文學諸武藝御仕法替被仰付諸稽古道具を始め諸師家御心付銀諸生御賄見合頭取被下等迄不容易事に付御仕渡銀御立増被仰付其砌も御所帶御差詰御有餘は不被爲在候へ共偏に諸藝御引立人才御育

成の御深慮を以大段の御手元銀被差下就ては假成に御繰出相整候得共當今相模國御備場御委任被蒙仰候付御繰出し莫大の儀に付格外の御仕組被仰付候儀右は偏に御手當堅固に被仰付度御主意にて御儉約被仰出候然ば別て文武の諸藝は御引立可被仰付御時節と相成諸事御省略被仰付御備場の御雜費は御立出相成候ても肝要御手當の御人數一己の働も不相整ては外國迄の御耻辱申迄も無御座就ては御家來中是迄よりも猶更諸藝令出精異賊防禦の覺悟肝要相心得暫時も上御安氣被爲遊候様無之ては不相濟儀諸向は如何程嚴重の御仕組被仰出候ても明倫館稽古方に付ては御入目は先行形の通不被仰付ては第一人氣に差支り可申然ども下迷惑に不相成簡略にて相濟候廉々先左の通被仰付候ては如何可有御座哉

一前々劔槍等稽古の節態と澁染其外の鹿服相用候所追年衣服立派に相成袴着用不仕ては不罷出様成行右の通にては自然と懈怠の基武藝は健業の事に付統て稽古に罷出候節は如前々鹿服相用講釋並弓馬禮式等の外中帶にて罷出

候儀勝手次第可被仰付哉

但講堂講釋聽聞罷出候節稽古着同様の袴着用の儘罷出候儀被差免弓馬禮式の儀も右に準候様相心得尤御參堂當役中見分の節は講堂講釋弓馬禮式等是迄の通然れども可成丈は鹿服相用候様可被仰付哉

一素讀手習罷越候小兒袴不及着用候様可被仰付哉

一皆勤御賞美小學生御褒美等の節共に上下不及着用上着の儀も縞形付勝手次第可被仰付哉

但御禮の節も本文に準候様可被仰付哉

一館内稽古場通ひ大身の面々たり共供連無しにても可相濟此時節銘々の心得可有之途中の儀も前々の通可成丈け供連減少勝手次第可被仰付哉

但雨天其外差間有之節は各別に可被仰付哉

一演武場諸稽古御規則の通朝五時より暮六時迄稽古被仰付朝の内差湊有之者は夕飯後罷出候様にとの御沙汰に候へ共多分は晝迄に罷出候付夕飯後は師

家並見合頭取相詰候迄にて終日稽古場相張居候程の所詮は無御座偏人遣ひ湯茶炭等の費は不容易其上稽古人無之少人數にて夕飯後相詰候内には退屈仕自然と不行規等出來仕候儀も有之哉に相聞え候今度非常御儉約被仰出候上は銘々召仕候下人等も減少可仕左候へば内輪の諸用相嵩小身難澁の者は人雇も不得仕下差間等も可有之哉に付是迄は朝五時より罷出候處朝六時半にして夕飯後は先當分七時切に被仰付候はゞ於下も御心入の御趣意感戴仕氣受宜還て相勵稽古成立可申右様被仰付候はゞ稽古終り刻限に相成候節演武場拍子木を打相廻候様被仰付出人數多き節は必定刻には被仰付間敷其段は時々駈引可被仰付且刻限後間稽古等相催度候はゞ勝手次第猶寒稽古の時節に相成候はゞ時々終日稽古相催候様可被仰付哉

十一月に至り撫育局亦意見を政府に出し明倫館の經費に一定の基礎を整へ以て再興の實を擧げんと請ふ撫育銀貸付利子百貫目藩主手元より一定の年限間明倫館に補助するの規定なりしも利子收入不確定なる等の理由に依る依て同年十二月十八日館の費用として高三千五百石を給するの議に決せり其案に曰く

明倫館御再建に付過る酉年増御仕渡として御撫育方より百貫目往二十九ヶ年之間被差出御本勘より五十貫目之内二十五貫目は昨年迄之約束にて當年は残り二十五貫に相成根之御仕渡米二百石銀二十一貫九百目餘有之候處是又御仕組に付五貫四百八十目餘減少に相成右兩條にて當年よりは三十貫目餘之受劣に相成候御撫育方より被出候御銀之儀も御貸付之利息を以被差出候事に付後年いか様之煩出來可仕や難計其上年限相濟候上は孰れ御吟味無之ては不相叶事に付何卒永世不易之御仕法建は有之間敷哉と種々評議仕候得共當時別而御差詰之御事に付各別良法も無之御本勘御撫育方共に定備り物之内を以出し合せ御本勘より三十貫御撫育方より七十貫目外に根之御仕渡米二百石銀百十六貫四百四十一匁之辻を以向後明倫館入目相辨じ永々御持續相成様にと御仕組方より申出候付於明倫館種々省略之詮議仕見候處右之御仕渡にては三十五貫目餘も不足に及び何とも繰卷不相調依之猶又評議仕候處御撫育方七十貫目を和市一石四斗替之米にして九百八十石御本勘より三十貫目を和市同斷にして

四百二十石に相當候に付御本勘御撫育共に米にて渡方被仰付候へば千四百石と相成根之二百石取合千六百石外に銀十六貫目餘之御仕渡被仰付候は、於明倫館仕組建仕賣揚り等を以且々相調可申由に御座候

之れと同時に館の費目節減と元員淘汰の議をも決し館費幾分の補給を謀れり翌安政二年正月十二日遂に明倫館の經費を増して高三千五百石と爲す即ち現米千六百石二百石は以前よりの仕渡にして四百二十石は所帯方より九百十石は撫育方より新に支出す其十七日神器陣の規格を増補し一手別銃陣調練を創始し之を明倫館に屬せしむ是れ實は從來の神器陣虚儀に流れて實用に適せざる格を増補すと稱して一手別稽古に合併す神器陣の章爲め今其現に詳かなり是れより先き米使彼理の渡來は國內敵愾の氣を起さしめしと共に文學志願の諸生をも驅て劔槍火術研究の思潮を惹き起し爲めに其本來の學業を拋棄する者少からず若し此勢を以て推せば遂に文學衰微となり文武獎勵の思旨達せざるの虞あり安政元年十月十三日平田新右衛門宍道直記中村伊助小倉尙藏に訓示し養成の方便をも諮れり曰く

文學成立之儀は別而厚き思召被爲在候處近來異國船連々渡來に付海防之説盛

に被相行候故にや在館之諸生をはじめ兼々文學に志有之面々之内學業を遅延之事と心得違劍槍火術等に心を馳讀書之功相怠候部も間々有之講堂會席も於手時は至て人數少く議論等も相勵不申哉と相考御主意筋に令齟齬候劍槍其外之武術も素より士之常業に候得共文學に刻苦し誠心誠意之修行を專とし志氣練磨之餘力を以て武術をも相學候はゞ武術も一段相進可申且身體健壯にして文學刻苦之一助とも相成可申其上一人一己之働は武術に習熟不致ては難相叶候得共海外之事情を探索し制勝之策を樹立し海防之要務を相辨し候儀は文學之力無之ては難調事に付此節之時勢に付ても文學之儀は別て成立候様にと被思召候依之在館之諸生は申迄も無之館外にて文學に志有之面々孰も學業相勵候様且又小學生は人才之幼種取立肝要之儀に付素讀成立候様旁申談氣付之筋は無遠慮可被申出候事

此時に方り忠正公は文武獎勵の爲め屢々學館若しくは武器製造場に臨めり而して又藩士の或は公務を帯び或は専ら修業の爲め或は官費を以て或は私費を以て

知識を四方に求むる者次第に多し蓋し亦公の獎勵に基くなり元年二月十五日には久く桂小五郎財滿新三郎等に劍術を指南せるの故を以て齋藤彌九郎其子新太郎同鑑之助の三人を江戸の藩邸に招きて之を饗し且つ金を賜ふ河野右衛門財滿新三永田健吉桂小五郎井上壯太郎均く齋藤の塾に在りて彌九郎父子の厚遇を受く米艦來航の時に方り此輩をして皆藩邸に入り警備の列に加はらしむ公彌九郎父子の功を思ひ特に召し見て此事ありしなり齋藤父子の毛利氏との關係は頗る深し元年二月五日には一旦緩急ありて公若し出軍の事あらば戰士の列に加はらんと請ひ尋て其意を容れたることあり桂小五郎の關東武者修業及び浦賀遊學の如き赤川淡水の水戸遊學の如き元年十月小五郎の請に因り劍技を關以東に修むることを許す小五

郎は其前嘉永年間より江戸に在りて齋藤彌九郎に學ぶ此頃土屋恭平は羽倉外記に白井小助は伊藤玄朴に秋良雄太郎は齋藤彌九郎に就き學ぶ元年四月十六日江田東溪をして醫學修業として京都に遊學せしむ蓋し三月九日能美河庵より好生館舎長の内一人特に選抜して三都及び長崎に遊學を命じ治術熟達の師に就き研究せしむれば得る所多く且つ後進薰陶の獎勵ともなるべきと願請せるに由てなり赤川淡水は同年八月十日常州邊へ遊學を命せられ水戸に赴き會澤正志豊田天功に學ぶこと三年歸藩の後ち明倫館都講となり大に水戸學風を鼓吹す同年八月晦日河内駒之助馬來宗次郎小倉幾之進寺内彌三郎等二十四人に命じ劍槍修業の爲め江戸に赴かしめしことあり又赤川又太郎の古賀護一郎の門に口羽德祐羽倉外記の門に齋藤市郎兵衛の鹽屋宏藏の門に中村誠一の安井忠藏の門に學べり 來原良藏松島瑞益等の長崎遊學の如き 二年七月十八日福原清助來原良藏を九州に遣り尋て田上宇平太次郎を江戸に遣り西洋砲術を修めしむ此秋松島瑞益を長崎に遣り蘭人に就き兵學を修めしむ此他揚井裕二氏家鈴助北條源藏等亦長崎に赴く山縣半藏に命じ長崎に赴き清國通俗文を學ばしめしむ亦此時にあり其殊に著しきものなり

三年八月明倫館用所を廢し其總奉行を止め重大の事件は兩相府に於て之を處理し日常の事務は明倫館頭人座の管轄に屬し並に米銀出納の事を掌らしむ
 此時に方り醫學督勵と共に西洋學奨勵の議あり之より先き嘉永の初め好生館を置き青木周弼を以て會頭となし以て西洋醫學を奨勵せしむ當時蘭學を修するものは醫のみなり隨て西洋の事情に通じ及び歴史兵書地理天文の諸學を知るものも亦た多くは醫なり安政二年九月好生館中に西洋學を設け以て士人をして廣く西洋の諸學を研究し智識を啓發せしむ洋式兵學章に詳なり三年六月藩内に醫を業とするもの藩醫と町村醫とを問はず悉く好生館をして之を管せしむ蓋し不學無術の徒動すれば愚民を騙し財を掠むる等の弊少からず因て好生館の建議を容れ此事ありしなり尋て赤川玄成青木周弼をして好生館に出で醫生を督勵誘導せしむ時に萩天持院家臣土屋養哲製藥の術に長じ京坂の間に遊び尋て江戸に抵る公將に用ふる所あらんとし命じて萩に歸らしむ

養哲は防州三田尻に生れ此時天樹院家臣たり製藥の術に長ず嘗て藩内の郡民

に硝石製造の法を教へて功あり既にして益々其術を究めんと欲し數年前去て京坂の間に遊び名聲あり近時又未だ本邦製あらざる「ヨジウム」鹽酸加理等の製法を發明す今年四月京を去り尾張に遊び將に江戸に至らんとす而して其京師に在るや仙臺藩士二人其門生と爲り將に伴ひて仙臺に歸らんとするの意あり事藩地に聞ふ其有用の人物なるを以て江戸藩邸に移牒し命じて藩に歸らしむ藩邸乃ち其人を物色するに果して五月下旬以來妻と共に來て江戸に寓す因て藩政府の意を傳へ金を與へ不日歸藩すべきを命ず時に六月下旬なり

八月十日好生館を擧げて明倫館内に移すの議決し直に工を起し十一月に至て成る乃ち西洋學所を併せて之を明倫館内に移す四年正月二十一日には好生館の申請に依り醫師の監督開業等一に同館の指揮を受けしむ

安政五年三月十九日江戸櫻田邸内に於て始めて蘭書會讀の事あり同月松島瑞益に命じ特に青銅加農鑄造書を譯せしむ七月二十三日周弼公に請ひ手塚律藏をも會讀者に加ふ律藏熊毛の人東條英庵と共に幕府蕃書取調所に勤仕す蓋し傍ら蘭書買得の便を得んが爲めなり八

月廿一日竹田庸伯坪井信友久坂玄瑞等自ら請て蕃書取調所に入り與に西洋學を修す此時に方り時局益々急轉の狀あるを以て公特に武藝督勵に意あり五年七月八手總奉行をして各一手の士の文武勤怠を監督せしめ更に一手別の中其人を選抜して稽古掛と爲し手元役と協議し日々明倫館に至り各稽古場を廻見して一手諸士の勤怠を取調べ怠懈者は總奉行又は稽古掛より訓誡し若し悛めざるの士は總奉行より兩職間に稟告し詮議の上處罰するの法を定め十九日總奉行を召し之を告達す各一手の士中穴戸美濃一手東條小三郎毛利筑前一手林内藏人毛利能登一手張弛毛利出雲一手正木治右衛門毛利伊勢一手河内傳四郎毛利隱岐一手高洲彌三益田彈正一手飯田新祐福原左近允一手長忠兵衛等は一手別中の稽古掛に三浦與右衛門は旗下の士稽古掛に島田清吉平田源吾は山口在住諸士の稽古掛に青木三郎兵衛飯田七兵衛は相組中の稽古掛を命じ以て諸士を監視督勵して劔槍文學を研磨せしむ

八月に及びては八手稽古掛をして時々郡村在住の諸士の勤怠監督の爲め廻在を命じ八手總奉行に命じ從來講議自聽の爲め明倫館に出るとき北面したるを南面に更め又武藝講習には自己所習の流儀以外の場に入らざりしを更め他流の場にも自由に入らしむ是れ皆自習と同時に部下諸士の勤懈を目撃監視するに便にする爲めなり又從來諸士の出席簿を毎月上りたるを毎日に更む十一月に及び旗下諸士の文武成立をば加判役及兩相府の聯帶事務とし老中加判役の中一人を以て專務者となすに定め又公明倫館に臨むときは不時に書生に命じ課業の書に由り持論の蘊奥を盡さしむることあるべきを命じ重臣臨場も之に準ぜしむ尋で明倫館掛目付役に令し左の各項に據り適合者を申告せしむ

- 一 文武兩道共各別に令出精候之者
- 一 稽古出精せしめ且は父母に孝行にして行狀よろしきもの
- 一 同斷持方よろしく衆人に信用せられ候もの
- 一 小身にて所帶及困窮候へ共稽古令出精候もの
- 一 稽古無精にして行狀不宜もの

一老人幼少長病等之外にて一ヶ年餘も稽古場不罷出者

右之通御詮議之上御申出之事

十月二十八日此前安政三年の時の法を改め明倫館の經費に屬せる米銀出納を以て藏元兩人役所帶方の管轄とし經常費と臨時費とを分ち兩人役を増し三人とし明倫館頭人役を兼ね一ヶ年交替とし専ら其事に當らしむ其令左の如し

文武稽古方に付ては追々御沙汰筋も有之候得共所詮引立兼候付賞罰嚴明之御主意を以厚く遂詮議候様被仰出候就ては文武出精之面々へ被下米銀且洋學所並足輕大砲稽古雜費其外稽古方に付て諸拂は勿論往々館内破損所取繕等之御物入總て明倫館より拂出可被仰付之處孰れ是迄之御仕法米銀にては引足不申に付御本勘より立増被仰付之外無之に付一先御本勘惱にして出納之儀兩人所御所帶方之管轄に被仰付定御入目之辻五六ヶ年程計にして凡之員數相定一ヶ月宛通帳を以拂渡御臨時米銀之儀は其時々兩役所示談之上別帳渡に被仰付左候て檢使役之儀は是迄之通被差置只今之頭人座御引せ被成兩人役一人被相増

三人共明倫館頭人役兼帶被仰付打廻にして一ヶ年一人宛引除出勤被仰付候事之れと共に亦毎月六の日を以て兩相府員共に明倫館に出頭し館内に於て其事務を協議すべきことを定む當時又武藝獎勵の爲め不時の賞與をなし以て藝道勵精の道を開かんとし之に關する政府の議案あり左の如し蓋し其趣旨の如く決裁となりしならん

諸武藝皆勤之面々へ御意御褒美等被仰付候御定格に候處右之外不測之御賞不被仰付ては御引立之旨難徹に付向後は抽而令出精候者。於時御褒美被仰付又は他國修行被差出拔群上達之者へは相應御心附米銀被立下猶又見合頭取進退之儀師家へ御任せ不被成兩政府より時々令沙汰候様被仰付候は、稽古方自然と相勵み可申と奉存候

十一月朔日令して從來の明倫館用掛を止め目付役の中を選び一ヶ月一人宛專務を以て出勤し諸生の勤懈を監せしむの非番者亦副番として日々出勤せしむ十一月晦日學生の家格を館内に争ふの陋習を戒め總て學力の深淺才識の高下に

従ひ席順を定めしめ三支藩岩國乃至諸大身者の陪臣と雖ども入學を許るし又學頭助教講師等を任ずるに從來獨り儒家の中より選任したるを改め平士と雖ども其力ある者は之に任ずることを得しむ尋て十二月五日に至り更に獎勵の諭告を爲す時に公益西洋學所の擴張に意あり藩士をして廣く入學せしめんと欲す乃ち併せて之を獎勵す

明倫館に於て文武之諸藝稽古之面々階級持方に不泥實情之修業せしむべき儀は昔年御趣意筋被仰聞置尙近年御再興に付厚き被仰出之旨も有之候處今以積年之舊習捨り兼畢竟其道之熱心薄く大身は身分之御仕成に泥み小身は下列に安せず其師を輕んじ高弟を蔑視し肝要其身之研究練磨之道を失ひ終に人材成立之爲廣大之御規制被立置候儀を自然と狹小に仕成し甚以御代々様之御趣意に不相叶事に候依之向後館門内は總而制外之筋にて階級之次第を不相立才學之深淺藝術之長短を以順次として諸事取扱被仰付候條御心得を以罷出可有修業候事

一文學所之儀は諸生之定限を不被相立入學之願有之次第其修業之等級に因り自賄入舍生居寮生等に被仰付且陪臣之儀も先年之振を以依願入學被差免講習練磨之道彌廣く相成候様被仰付候條右御趣意筋得と勘辨せしめ大身之面々より始として其道之爲に其身之分際を忘れ謙遜を主として修業仕候心得肝要に候尤釋菜其外有廉御式之節は夫々之御仕成無相違被仰付候段不能申候事

一異域之所長を御取用且事情研究之ため先年以來西洋學所被建置候處此度御規制御増加候條御家來中心掛之面々罷出修業有べく候且入込諸生之儀も文學所之振合に準じ依願入學可被仰付候事

右之通被仰付候間一廉相勵材藝彌成達せしめ往々御奉公之心掛可爲肝要候若不心得之向も有之候は御代々様之御趣意に相戻り候儀に付屹度可被及御沙汰候段被仰出候付内意相達置候事

安政六年正月二十五日明倫館の區劃を擴張し文武の學藝を擧げて一切其管轄に屬し經費を増加して藩士より上れる馳走米の中百石に付き五斗宛を以て之に當

て從來の千六百石^米と合せ一年間凡三千石餘の經費となし且つ之を特別合計となす尋て西洋學所にも種々の改革を行ふ事は洋式兵學の章に詳なり
安政六年二月令して明倫館諸生の名簿は春秋兩度兩相府に於て學頭に聞き實蹟に考へて之を黜涉し其等科は之を古制に復し高足日進專心の三級に分つ同年十二月明倫館の學科を更定し各科修學の目的を定む令文左の如し

學業科目定

經學

四書五經を主とし閩洛諸賢の書に通じ公明正大の心を以義理精密に研究し本邦神典の旨を明かにし王室を尊び國是を誤らず文武の本忠孝の源に溯り眞知實行を以て要とすべき事

歴史

春秋并通鑑綱目邪正褒貶の意を主とし本邦并外國古今の歴史を讀治亂興廢の幾を察し政事の得失人物の臧否明辨すべき事

但經學を以て本とすべき事

制度

三禮を主とし本邦並外國歴代の沿革を考へ經濟諸家の書に通じ就中天朝の法制を重し律令格式を初とし禮儀典章に熟し鎌倉以來武家の法度本藩の御條目諸法度類併考へべき事

但經學を以本とすべき事

兵學

易周禮中王者の兵を本とし七書に通じ本邦並外國古今の書に涉り兵制軍律に達し地理形勢に熟し器械の利鈍を考へ忠誠義烈の志を立武臣の本務を失ざるを要すべき事

文章

周漢以來諸子の名文を讀和漢古今の諸集に涉り浮華に流れず鄙俚に陥らず正大雄偉の體を失はず詩賦を兼べき事

但經學を以本とすべき事

右の通諸生學業科目定被仰付候條人々其才に従ひ其好に任せ科目入被仰付候事

醫術教育に付ては夙に好生館の設けあり安政三年八月西洋學所と共に之を明倫館内の新御殿に移し翌安政四年五月好生館の醫學教員西洋學所に出で兵醫相助けて修學すべきことを命じ六年二月好生館を醫業録所とし宗藩醫師より陪臣民間醫に至るまで醫業に關する事件は其管轄に屬せしめ新に開業する者は之に届出をなさしめ陪臣民間醫の入學を許し九月好生館を改めて好生堂と稱す
以上二事は三年七月既に好生館の建議あり之を許可し是に至りて之を公にしたるなり

防長回天史第貳編畢

明治四十四年十月二十六日印
明治四十四年十月三十一日發行
大正十年二月二十五日修訂再版印刷
大正十年三月一日修訂再版發行

著作者 于雷 末松謙澄

東京市芝區西久保城山町四番地

發行者 末松春彦

東京市芝區三田四國町二番地十七號

印刷者 大瀧由次郎

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印刷所 會社 東京國文社



22128

終